
田辺市
第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月
田辺市

はじめに

田辺市では、平成 24 年度に「田辺市第 2 期障害者計画」、平成 26 年度に「田辺市第 4 期障害福祉計画」を策定し、これまで、地域生活支援や就労支援の充実に重点的に取り組むとともに、福祉、保健、医療、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、この間、「障害者差別解消法」や「発達障害者支援法」の一部を改正する法律等の施行により、合理的配慮の提供や障害のある人の心に寄り添い、障害のある人の人権を守ることがより一層求められることとなり、障害の有無に関わらず教育や就労、地域生活等のあらゆる面で、不自由さを感じる事のない社会環境づくりを進めることが益々重要となっています。

このような中、障害のある人に対するアンケート調査や市内における各事業所の方々に対するヒアリングとこれまでの田辺市での取組状況等を踏まえ、新たに「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念とした「田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本市においては、計画の基本理念に基づき、障害のある人の高齢化や加齢による重度化、ニーズの多様化等に的確に対応し、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮、自己実現できるよう支援するとともに、障害の種別や一人ひとりの状態に合った支援の充実に努めることができるよう積極的に計画を推進してまいります。

今後とも、本市が障害のある人にとって暮らしやすいまちであり続けられるよう、本計画に基づき、関係者の皆様と連携しながら、障害福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、各種専門的な立場から貴重なご意見を頂きました「田辺市障害者施策推進協議会」のみなさまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力を頂きました多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

田辺市長 真砂 充敏

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の制度改正等のまとめ	2
3. 計画の法的根拠	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画策定の体制	6
第2章 障害のある人の現状と推移	
1. 統計データからみる、本市の現状	7
2. アンケート調査について	11
3. 計画の進捗状況	32
4. 重点課題の設定	44
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本理念	46
2. 計画の基本的視点	47
3. 計画の基本目標	48
4. 計画の施策体系	49
第4章 障害者計画	
1. 障害に対する理解と配慮の推進	50
2. 保健・医療体制の整備	53
3. 教育・保育の充実	58
4. 安心して生活を送るための支援	61
5. 社会参加の整備と充実	66
第5章 障害福祉計画	
1. 平成 32 年度目標値の設定	69
2. 障害福祉サービス等の見込量	72
3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量	83
4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量	91
第6章 障害児福祉計画	
1. 平成 32 年度目標値の設定	95
2. 障害児支援事業の見込量	96
第7章 計画の推進体制	
1. 市民、団体等との連携による計画の推進	99
2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制	99
3. 国の動向に対応した見直し	100
4. 計画の進捗管理	100
資料編	
1. 用語集	101
2. 田辺市障害者施設等一覧	105
3. 田辺市内の居宅介護(ホームヘルプ)事業所一覧	107
4. 策定過程	108
5. 田辺市障害者施策推進協議会条例	109
6. 平成 29 年度 田辺市障害者施策推進協議会	110

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国では、2006（平成 18）年に国連で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2009（平成 21）年に障害者制度改革推進本部を設置し、さまざまな国内の法律や制度の改革を進めてきました。2011（平成 23）年に「障害者基本法」の改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、同じく 2013（平成 25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定を行うなど、基本的な法整備を進めてきました。2014（平成 26）年に「障害者権利条約」を批准し、条約の理念に基づいて障害者施策を推進することとなりました。

また、2016（平成 28）年には「発達障害者支援法」や「障害者総合支援法」「児童福祉法」の見直しが行われました。これにより、個人としての尊厳が守られ、日常生活・社会生活を営むことができるよう適切な支援を切れ目なく提供するとともに、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障害のある高齢者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障害のある子どもの多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般に関わるものとして、国では 2016（平成 28）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人や資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。障害福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むこととなります。

田辺市（以下「本市」という。）では、「田辺市第 2 期障害者計画」及び「田辺市第 4 期障害福祉計画」に基づき各般の施策を進めてきましたが、これらの計画期間終了にあたり、このような国の動向を注視するとともに、引き続き、障害のある人や障害のある子どもを取り巻くさまざまな課題について現状や意向を的確に捉えながら長期的視点から総合的、効果的に障害者施策を推進するため、「田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 国の制度改正等のまとめ

(1) 障害者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障害のある人に関する法律や制度は大きく変化しています。本計画では、以下の法律、制度等をふまえて策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)	障害者権利条約の国連総会採択	障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大等
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化推進等の規定
2007 (H19)	障害者基本法の一部改正	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	「障害者権利条約」の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	障害者制度改革推進本部の設置	「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
2010 (H22)	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障害のある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障害のある子どもへの支援強化等
	障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国との基本合意	「障害者自立支援法」の廃止の確約と、自立支援法の総括と反省を重ねた上で、新法（「障害者総合支援法」）の制定に向けた検討
2011 (H23)	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害のある人の定義等を見直し等
2012 (H24)	障害者虐待防止法の施行	障害のある人の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)	障害者総合支援法の施行	「障害者自立支援法」を改称し、「障害者基本法の一部改正」をふまえた基本理念、障害のある人の範囲拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
2014 (H26)	障害者権利条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
2015 (H27)	難病医療法の施行	原因がわからず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	発達障害者支援法の一部を改正する法律	発達障害のある人に対する支援の一部の充実を図るため、法律の全般にわたって改正
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の成立	障害のある人の望む地域生活の支援や障害のある子どもへの支援やニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

(2) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正のポイント

「障害者総合支援法」は施行後3年を目途に障害福祉サービスのあり方等について検討され、見直しが行われました。また、あわせて「児童福祉法」も改正され、「障害児福祉計画」の策定義務化、障害のある子どもへの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(概要)

【趣旨】

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

【概要】

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ① 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- ② 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- ③ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- ④ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ① 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- ② 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- ③ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- ④ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ① 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- ② 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

3. 計画の法的根拠

(1) 法的位置づけ

障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人の状況等をふまえて策定する、障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

また、障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「改正児童福祉法」（平成 30 年 4 月施行）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の期間

【障害者計画】

障害者計画は、第 2 期障害者計画の見直しを行い、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画とします。

【障害福祉計画・障害児福祉計画】

障害福祉計画は、3 年ごとに策定するとされています。平成 18 年度以降、3 年ごとに計画の策定・見直しを行い、今回は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で、第 5 期障害福祉計画の計画期間とします。また、障害児福祉計画は、第 1 期として平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

なお、関係法令の改廃等による国の指針の見直しや新規サービスの実施、既存サービスの見直し・廃止等が必要となる場合には、計画の見直しを行うものとします。

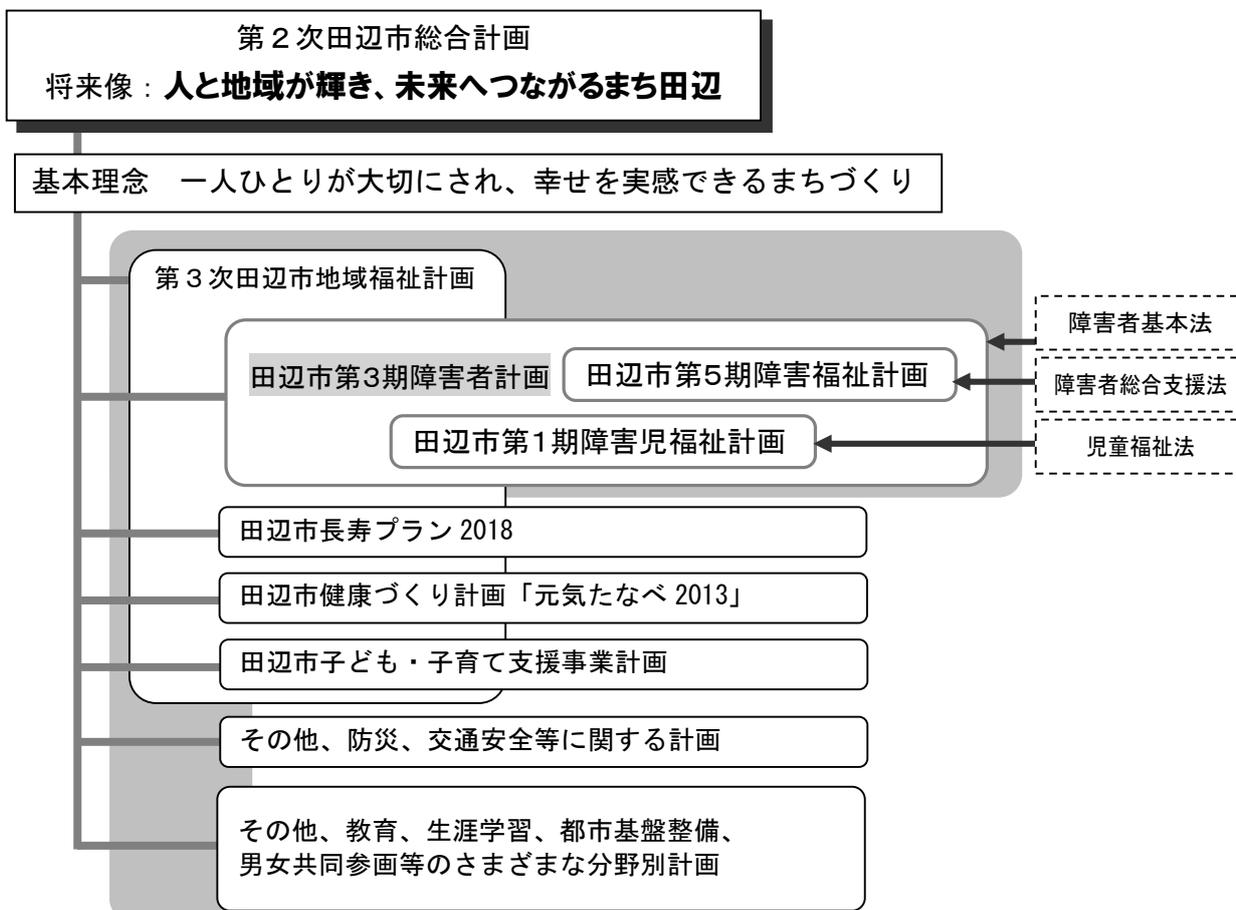
■計画の期間

西暦 (元号)	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	2022 (H34) 年度	2023 (H35) 年度
障害者 計画	田辺市 第2期障害者計画			田辺市 第3期障害者計画					
障害福祉 計画	田辺市第4期 障害福祉計画			田辺市第5期 障害福祉計画			田辺市第6期 障害福祉計画		
障害児 福祉計画				田辺市第1期 障害児福祉計画			田辺市第2期 障害児福祉計画		

5. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「第5次和歌山県障害者計画及び第4期和歌山県障害福祉計画」等の内容をふまえるとともに、「第2次田辺市総合計画」の障害福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画とも連携して計画の推進を図ります。

■関連計画との関連図



6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、田辺市障害者施策推進協議会の意見を聴取するとともに、関連団体・関連事業所に対して調査票に基づくアンケート調査を実施しました。また、本市にお住まいの各種障害者手帳を所持する人に対する調査票に基づくアンケート調査を実施し、その結果から、障害のある人やその家族等の課題やニーズ、関連団体や事業所が直面している本市の障害福祉施策についての課題を精査し、それらに対応した実効性のある計画となるよう努めました。

第2章 障害のある人の現状と推移

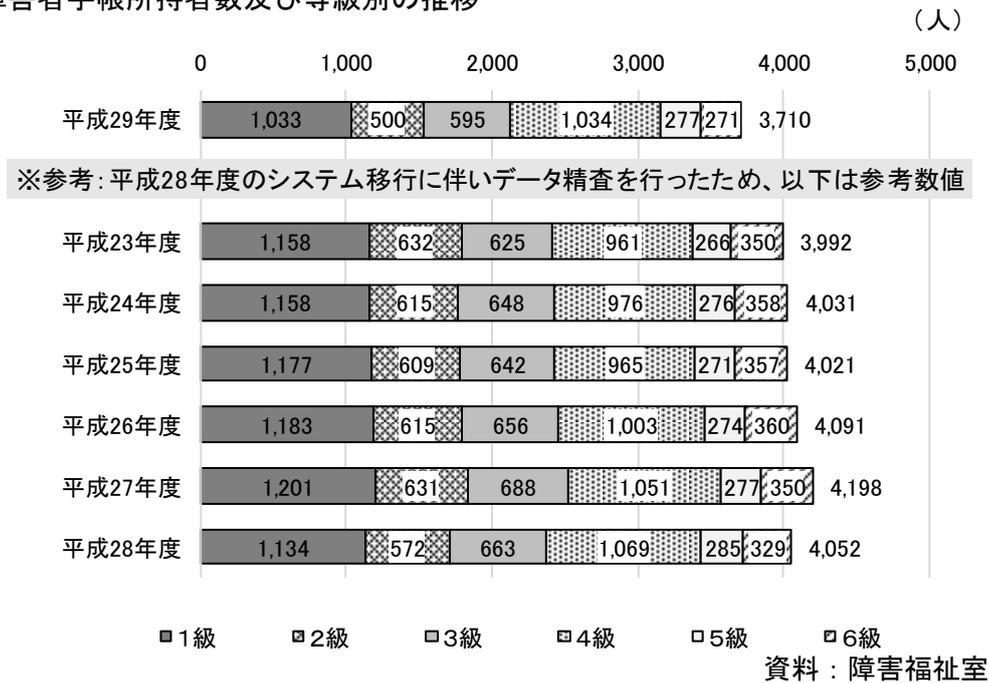
1. 統計データからみる、本市の現状

(1) 身体障害のある人の現状

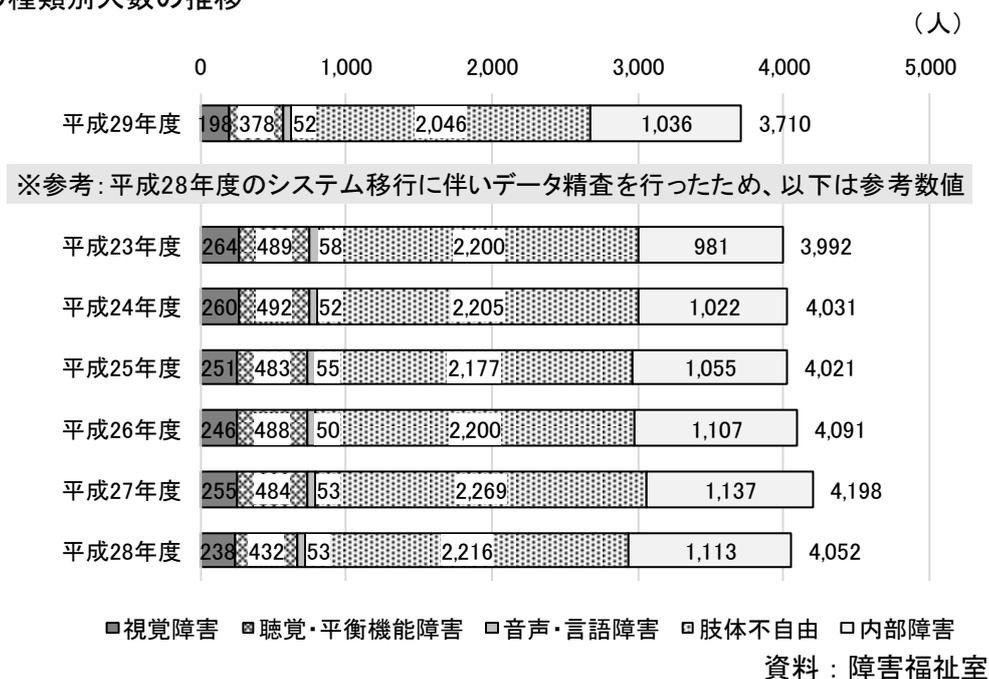
等級別では、平成29年度で「4級」が1,034人と最も多く、次いで「1級」が1,033人となっています。

障害の種類では、「肢体不自由」が平成29年度で2,046人と最も多く、次いで「内部障害」が1,036人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数及び等級別の推移



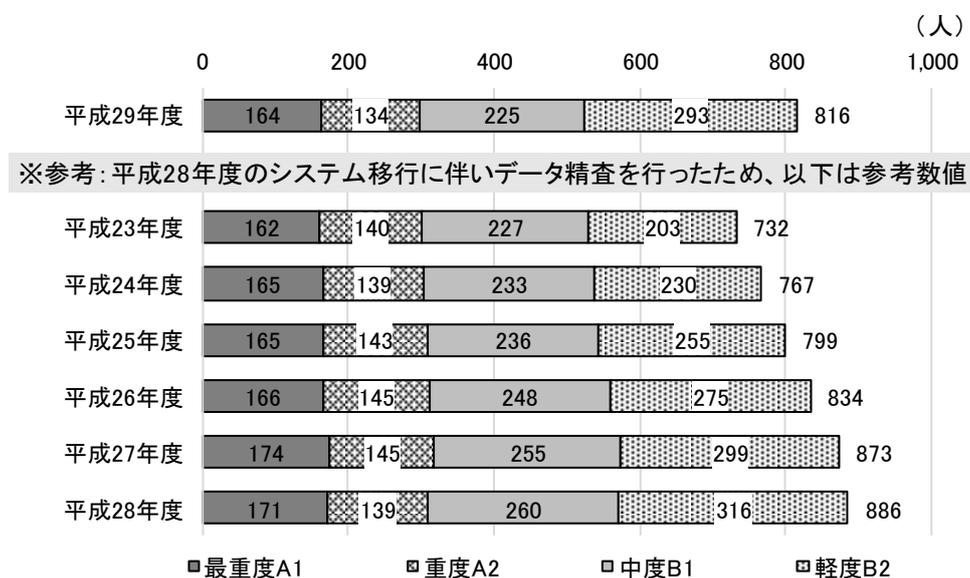
■ 障害の種類別人数の推移



(2) 知的障害のある人の現状

等級別にみると、平成29年度では「軽度B2」が293人と最も多く、次いで「中度B1」が225人、「最重度A1」が164人、「重度A2」が134人となっています。

■療育手帳所持者数及び等級別の推移

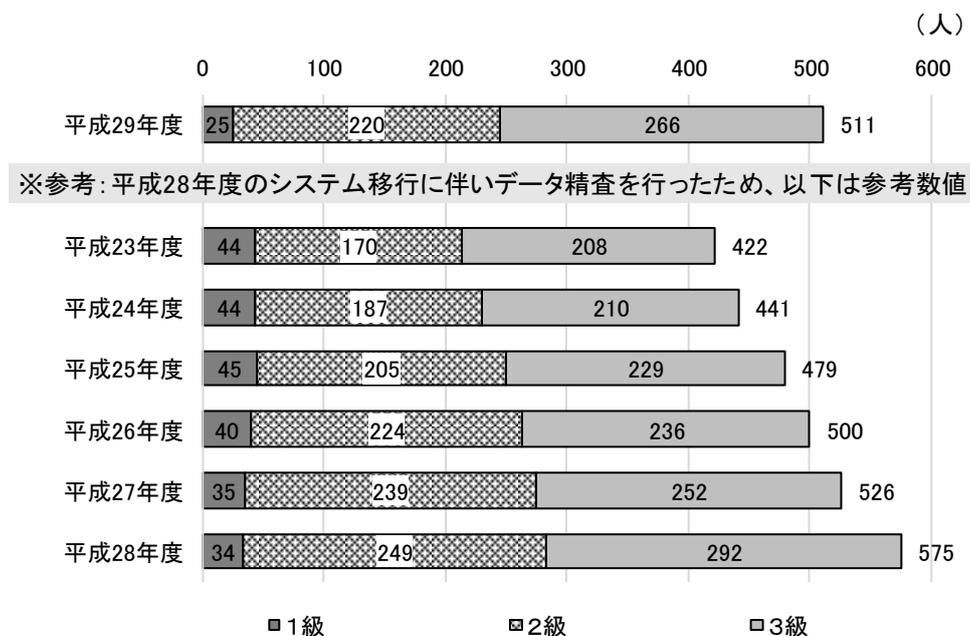


資料：障害福祉室

(3) 精神障害のある人の現状

等級別にみると、「3級」が266人と最も多く、次いで「2級」が220人、「1級」が25人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び等級別の推移



資料：障害福祉室

(4) 自立支援医療受給者の現状

「更生医療」は平成 26 年度の 445 人をピークに平成 27 年度以降減少に転じ、平成 28 年度では 404 人となっています。

「育成医療」は各年でばらつきがあり、平成 23 年度、平成 24 年度で 20 人台後半と横ばいでしたが、平成 25 年度で 55 人、平成 26 年度で 53 人、平成 27 年度では 76 人と不連続に増加傾向がみられます。また、平成 28 年度では 38 人と大きく減少しています。

「精神通院医療」は年々増加傾向にあり、平成 28 年度で 1,336 人となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

単位：件

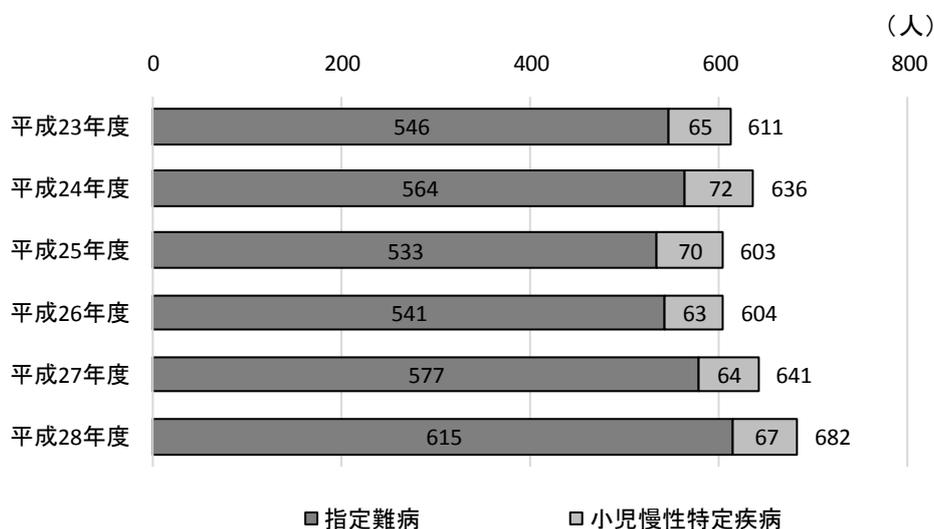
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生医療	309	308	364	445	411	404
育成医療	28	28	55	53	76	38
精神通院医療	1,111	1,120	1,174	1,224	1,270	1,336

資料：障害福祉室（更生・育成：年度内延認定件数、精神：年度内承認件数）

(5) 指定難病患者の現状

難病患者数は、平成 25 年度に減少しましたが、以降は増加傾向で推移しており、平成 28 年度で 682 人となっています。このうち「小児慢性特定疾病」は、60～70 人前後で推移しており、概ね横ばいとなっています。

■ 難病患者数の推移



資料：西牟婁振興局保健福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(6) 特別支援学級の現状

特別支援学級の在籍者数は、「小学校」では年々増加傾向にあり、平成29年度で110人となっています。「中学校」では40人前後で推移しており、平成29年度で47人となっています。「通級指導教室」については平成26年度以降年々増加傾向にあり、平成29年度で47人となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	56	62	63	71	81	97	110
中学校	40	42	37	28	34	38	47
通級指導教室				32	35	39	47

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

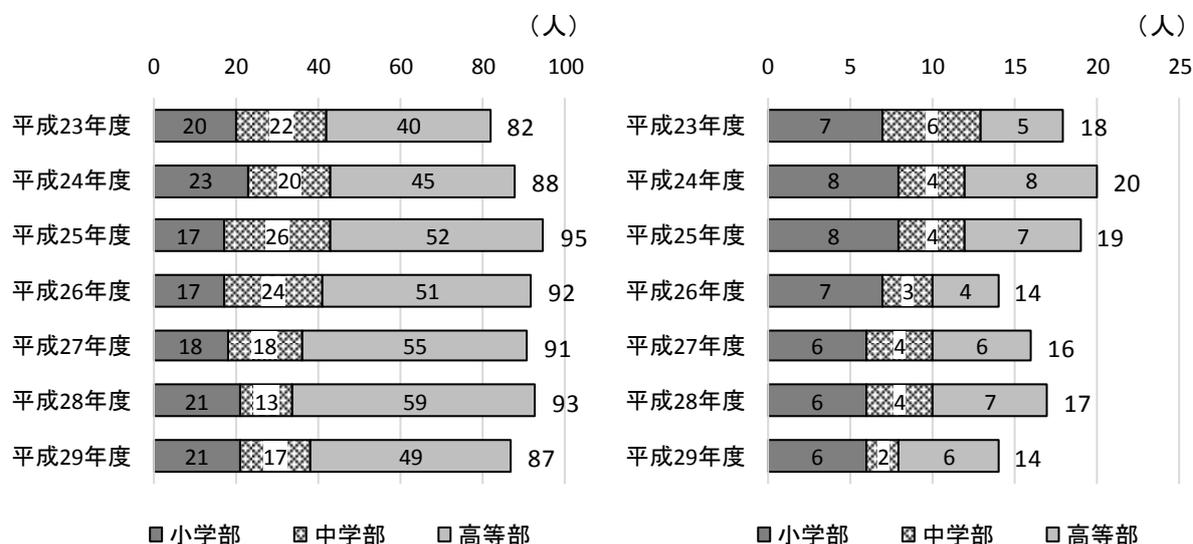
(7) 特別支援学校の現状

特別支援学校の在籍者数では、はまゆう支援学校は平成29年度で87人在籍しており、「小学部」で21人、「中学部」で17人、「高等部」で49人となっています。南紀支援学校は平成29年度で14人在籍しており、「小学部」で6人、「中学部」で2人、「高等部」で6人となっています。

■特別支援学校在籍者数の推移

はまゆう支援学校

南紀支援学校



資料：各支援学校（各年4月1日現在）

2. アンケート調査について

(1) 調査概要

■調査対象者

平成 29 年 7 月現在、本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人。

■調査期間

平成 29 年 7 月 27 日（木）～平成 29 年 8 月 13 日（日）

■調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(2) 回収結果

所持手帳	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳	1,000	465	46.5%
療育手帳	560	262	46.8%
精神障害者保健福祉手帳	440	200	45.5%
合計	2,000	927	46.4%

(3) 報告書の見方

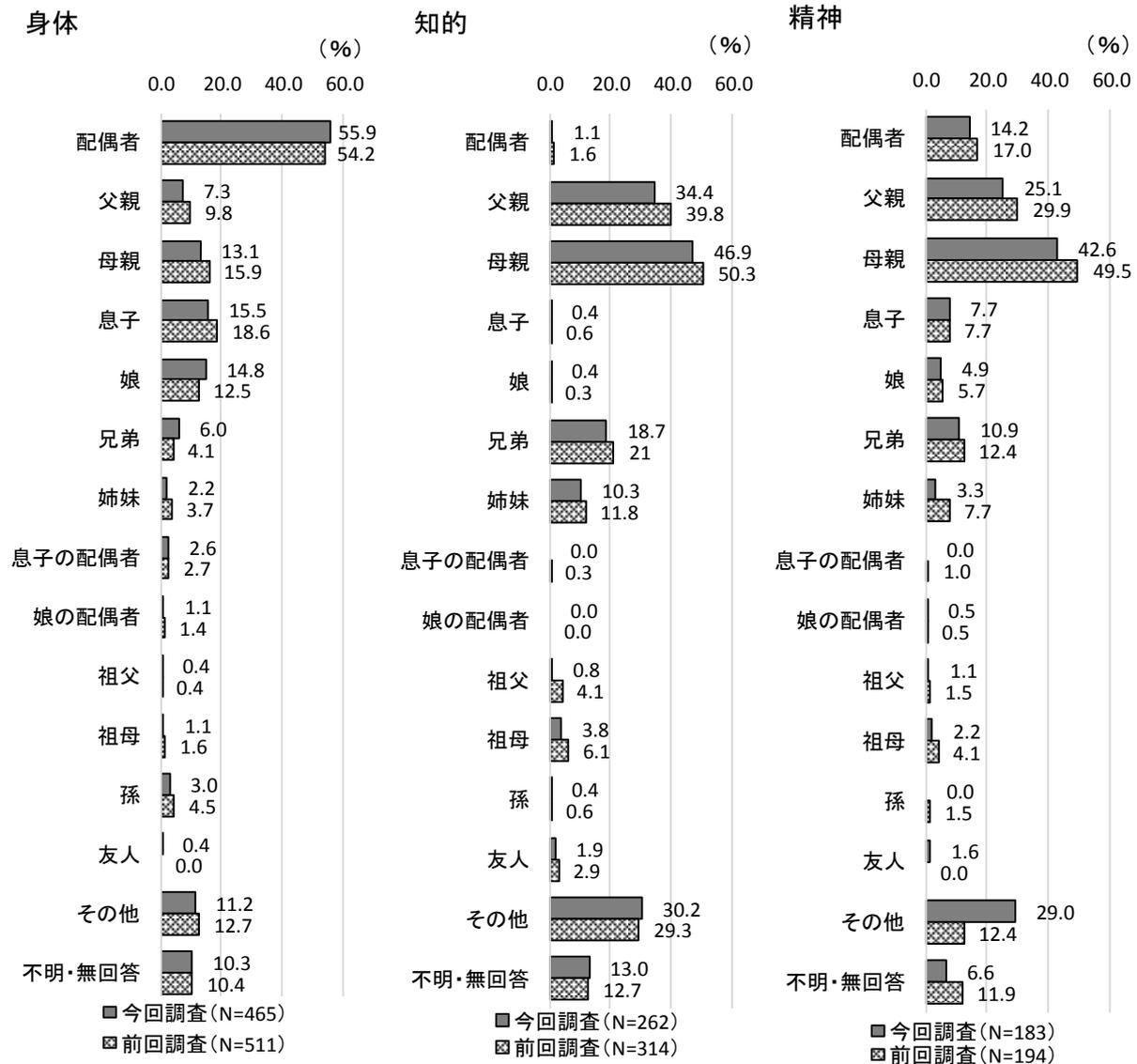
- 回答結果は、小数第 2 位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- グラフ及び表の「N」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答、「NA」は数量回答を表しています。
- 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化していることがあります。

アンケート結果について

(1) 生活支援について

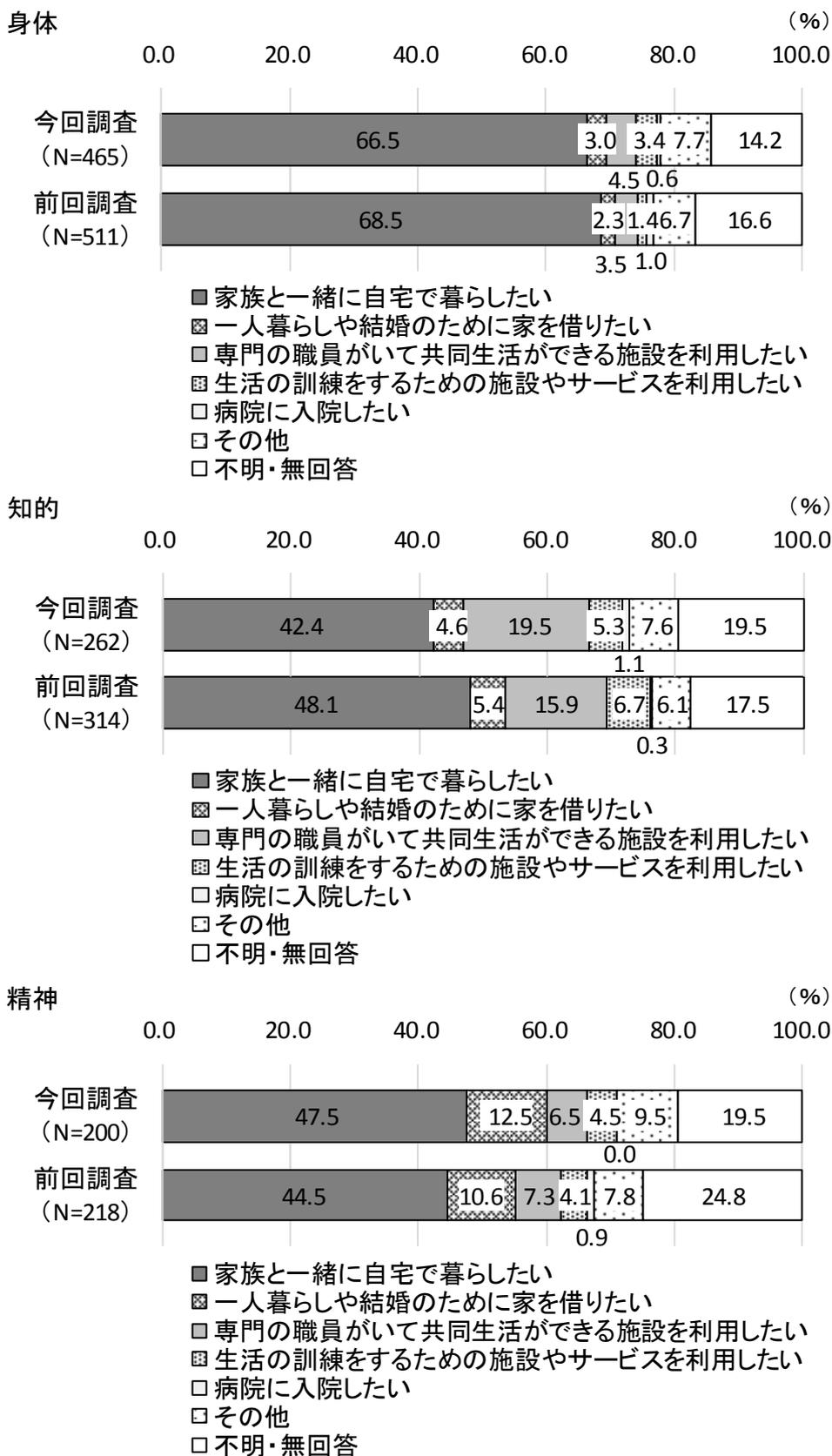
①現在一緒に暮らしている人 (MA)

現在一緒に暮らしている人は、前回調査と同様の構成となっており、【身体】では「配偶者」が最も高く、【知的】【精神】では「母親」が最も高くなっています。



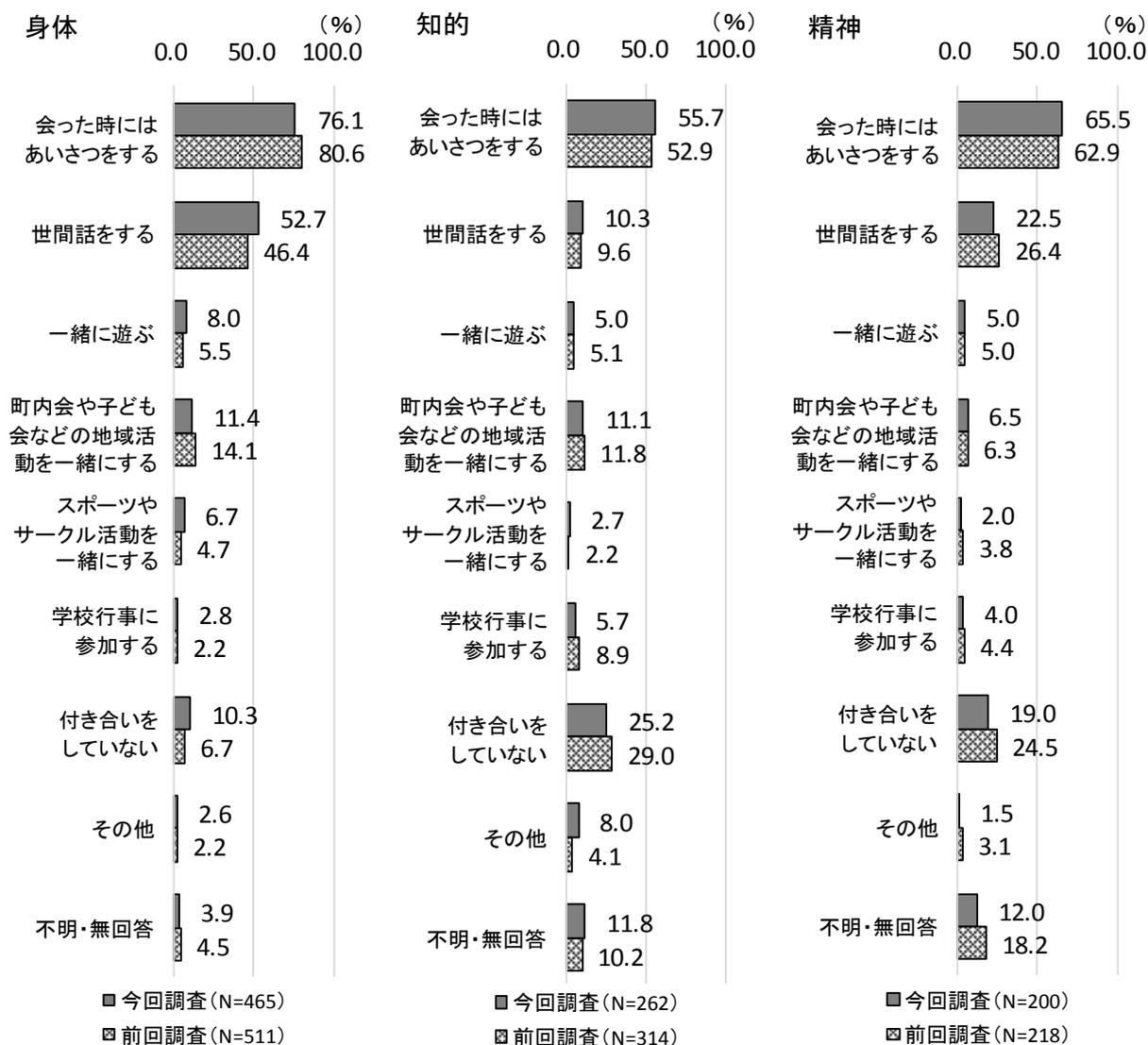
②将来の「生活の場」について (SA)

希望する生活の場として、前回調査同様、3障害ともに「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。また、【知的】において「専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい」の割合が3.6ポイント上昇し、19.5%となっています。



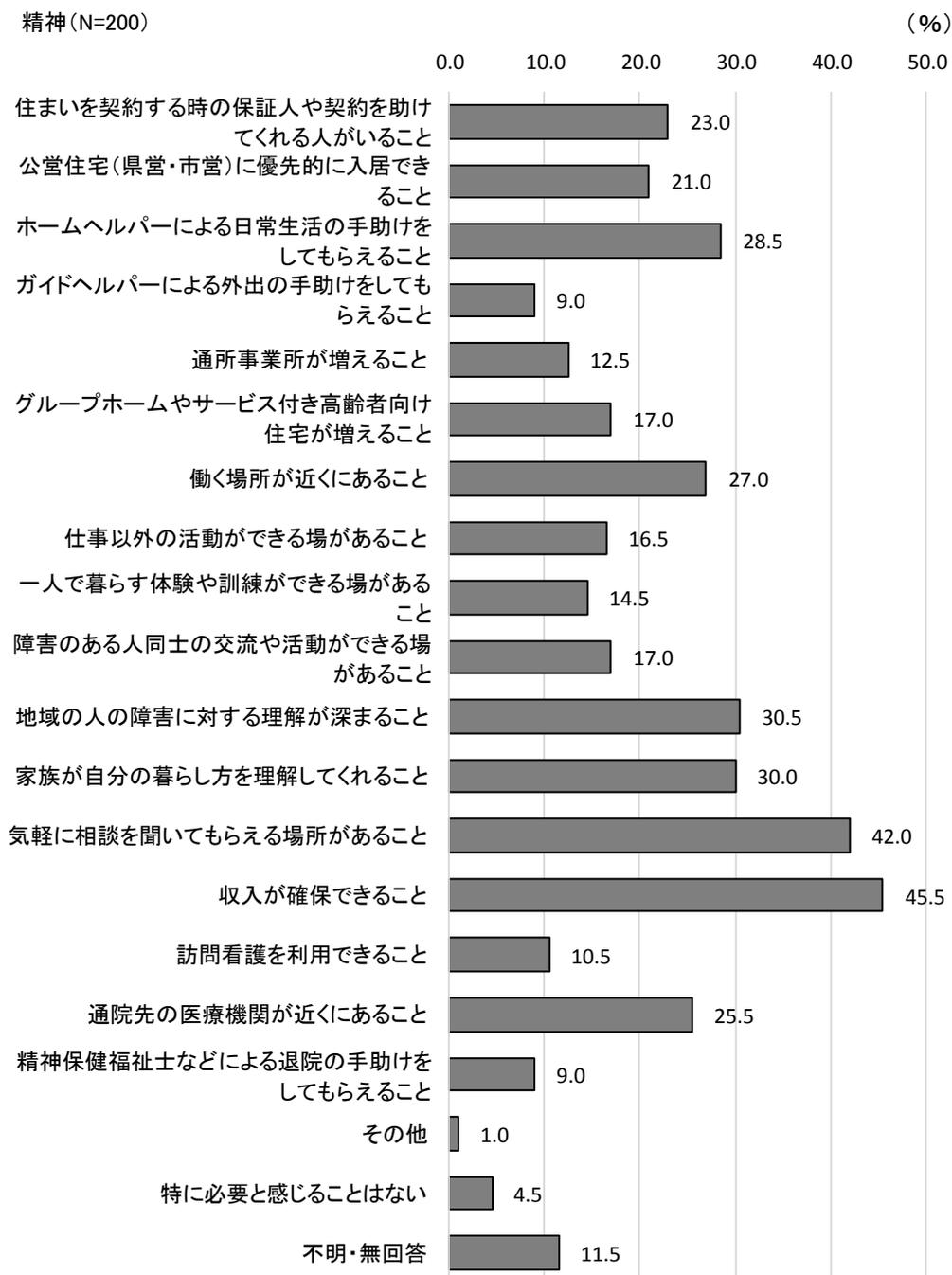
③地域との付き合いについて (SA)

地域との付き合いについては、前回調査同様、3障害ともに「会った時にはあいさつをする」が最も高くなっています。また、【身体】において、「世間話をする」が6.3ポイント高くなっています。



④地域で自立した生活をするにあたって必要なこと (MA) ※精神のみ

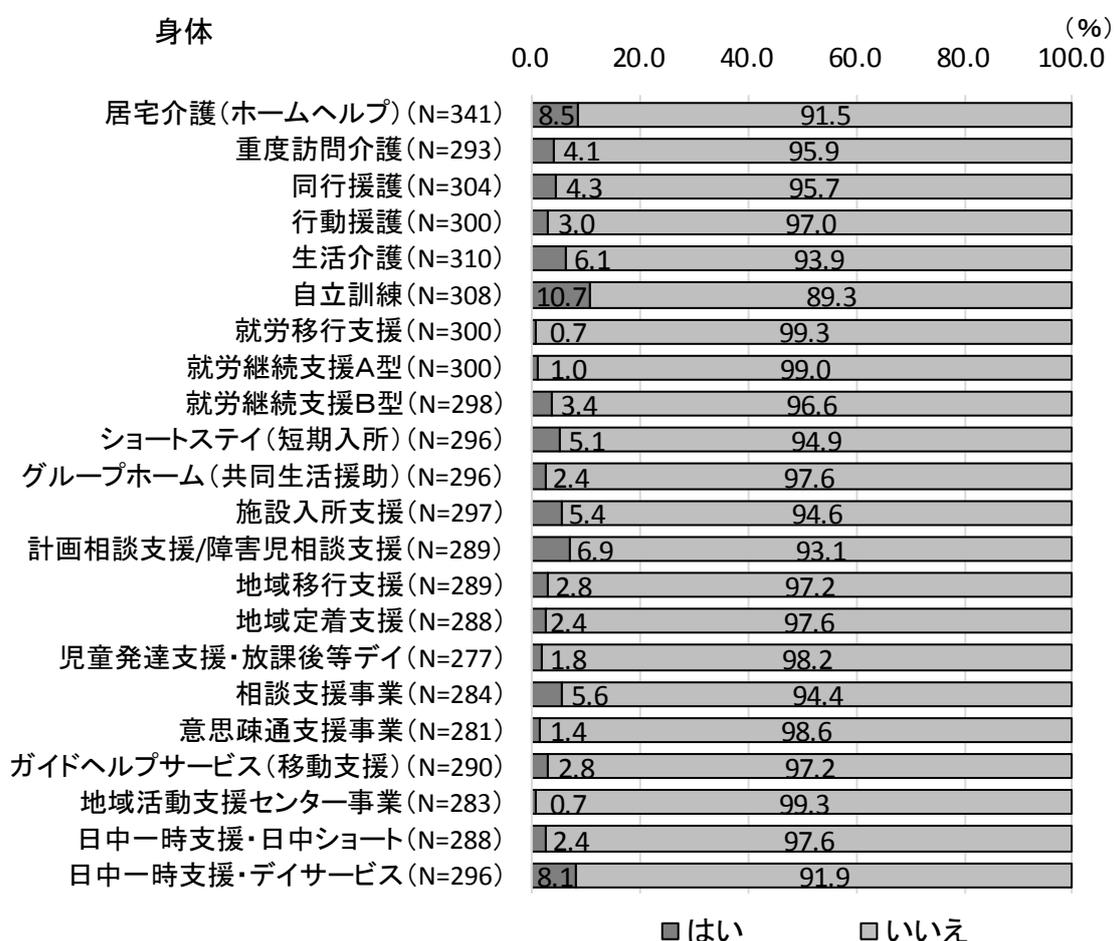
地域で自立した生活をするにあたって必要なことは、【精神】においては、「収入が確保できること」が最も高く、次いで「気軽に相談を聞いてもらえる場所があること」が高くなっています。

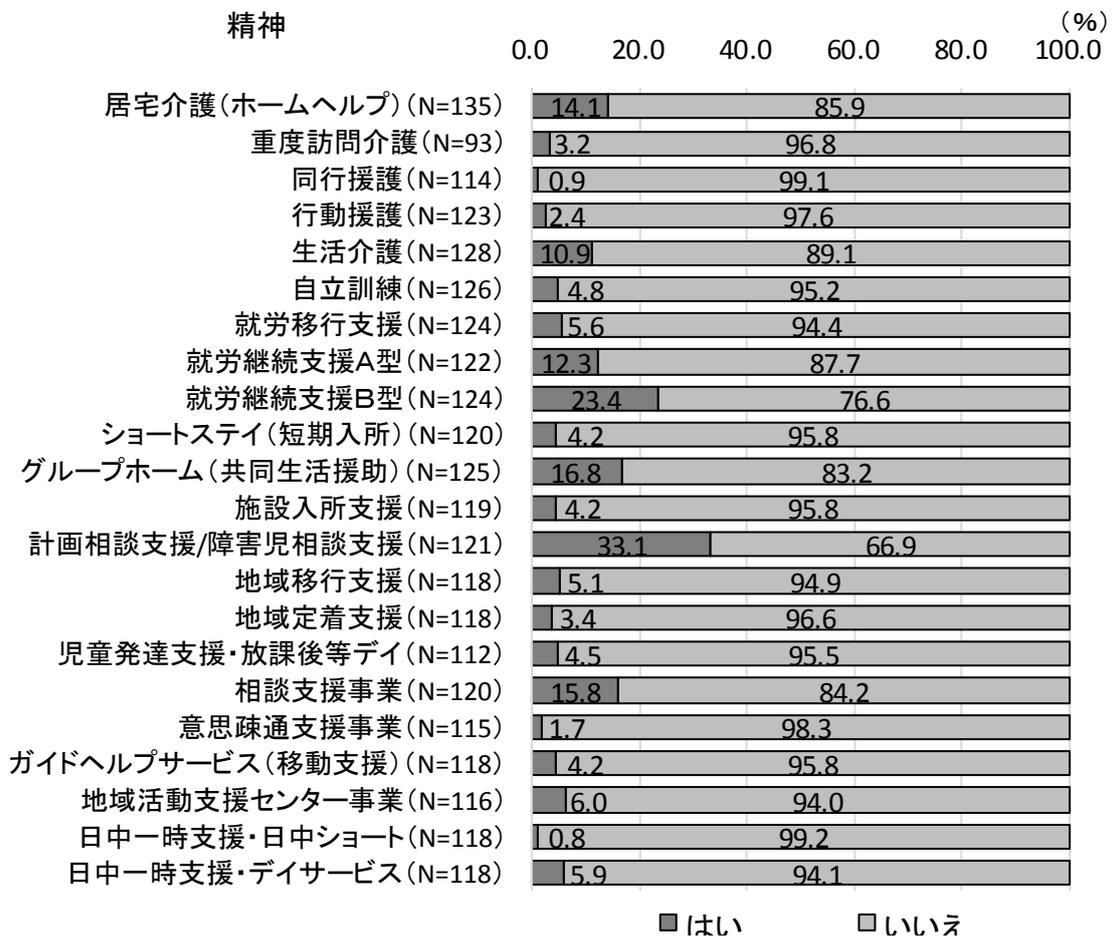
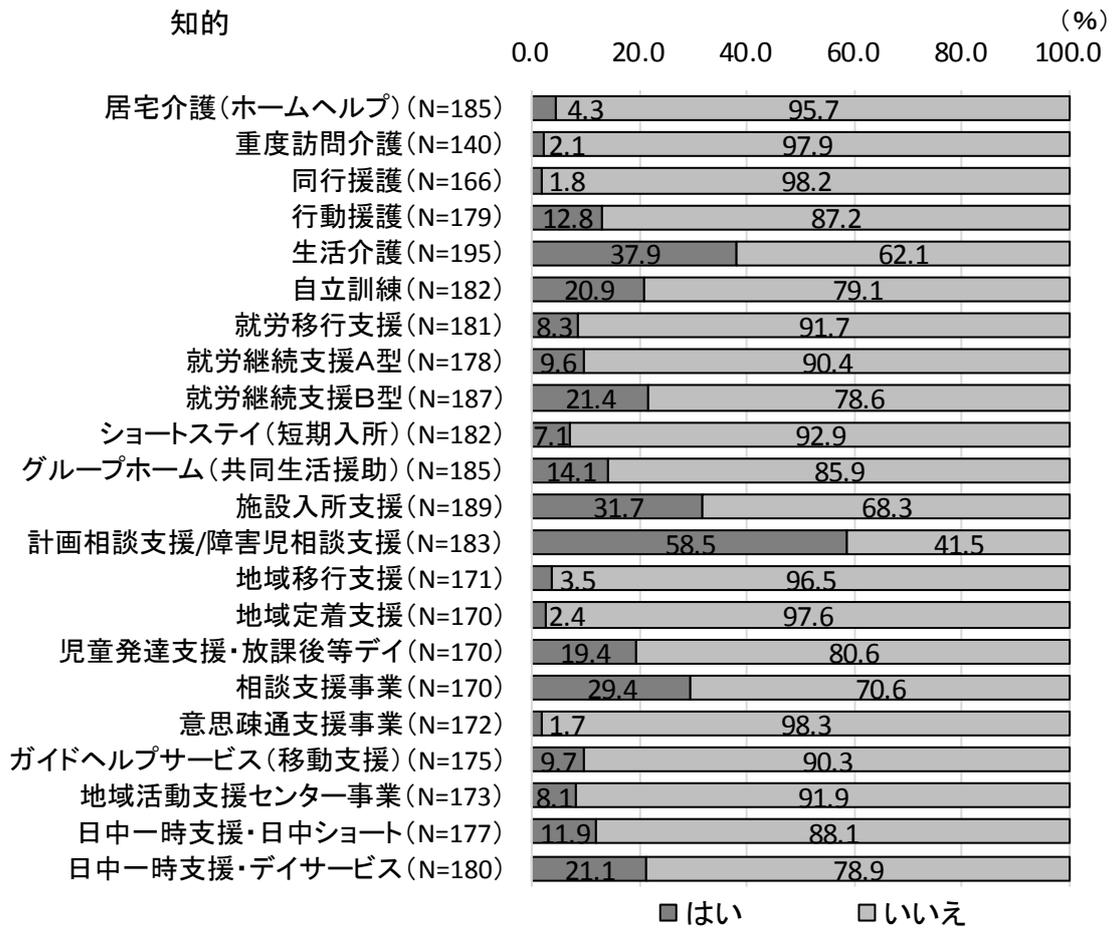


(2) 福祉サービスについて

⑤福祉サービスの利用率 (SA) ※不明・無回答を除く

福祉サービスの利用率は、【身体】で「自立訓練」、【知的】【精神】で「計画相談支援／障害児相談支援」がそれぞれ最も高くなっています。



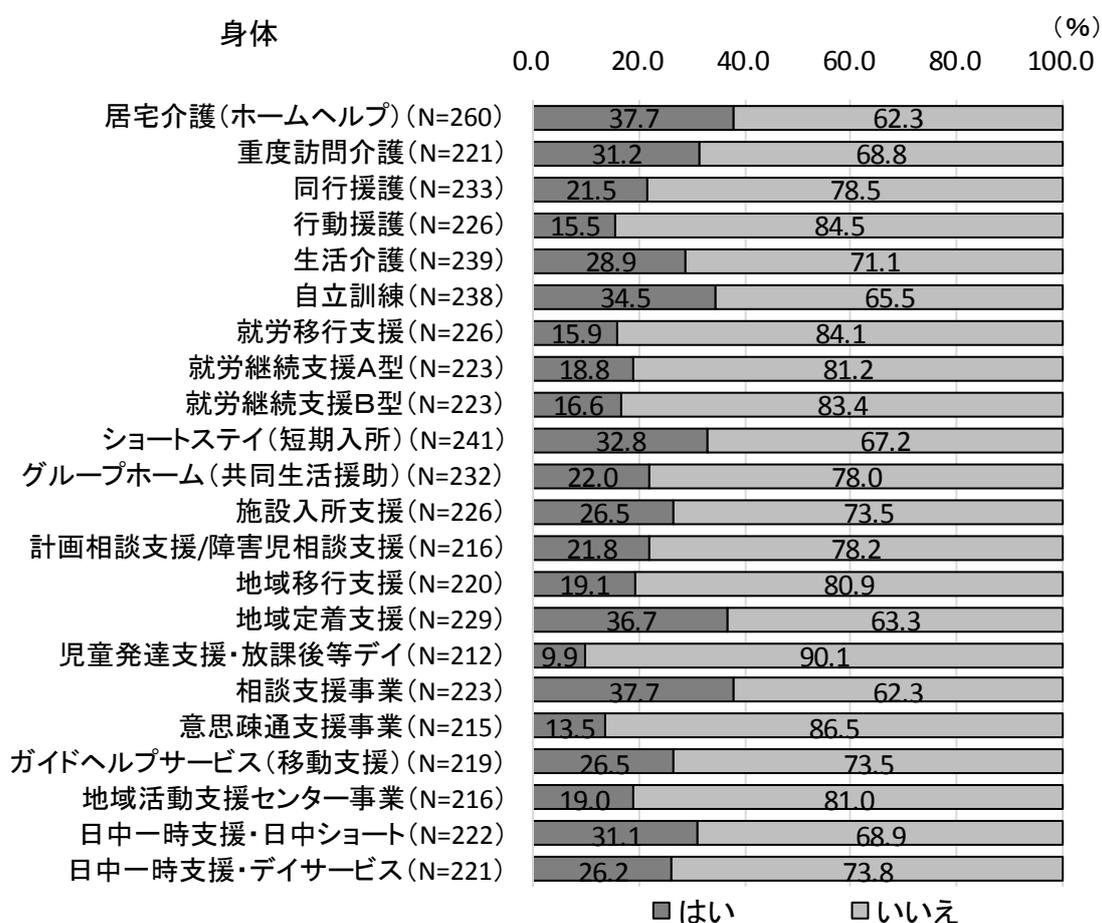


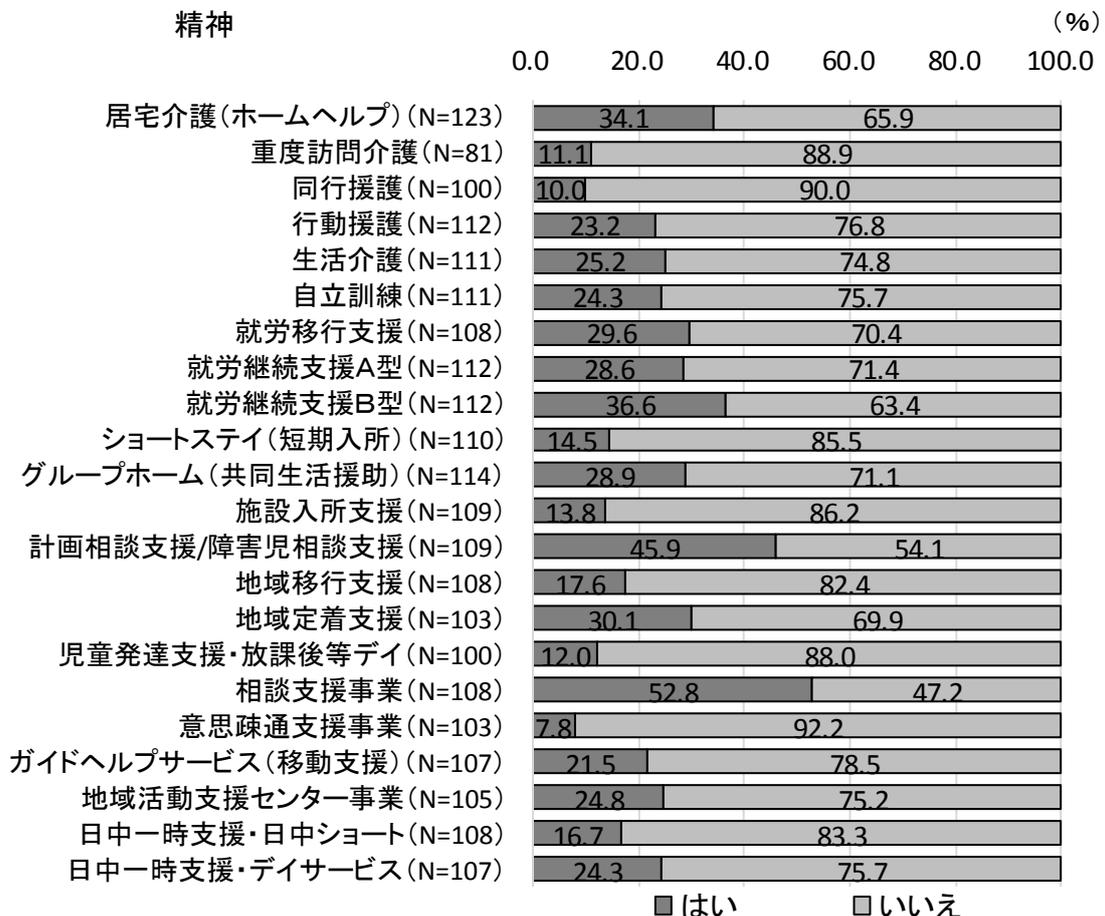
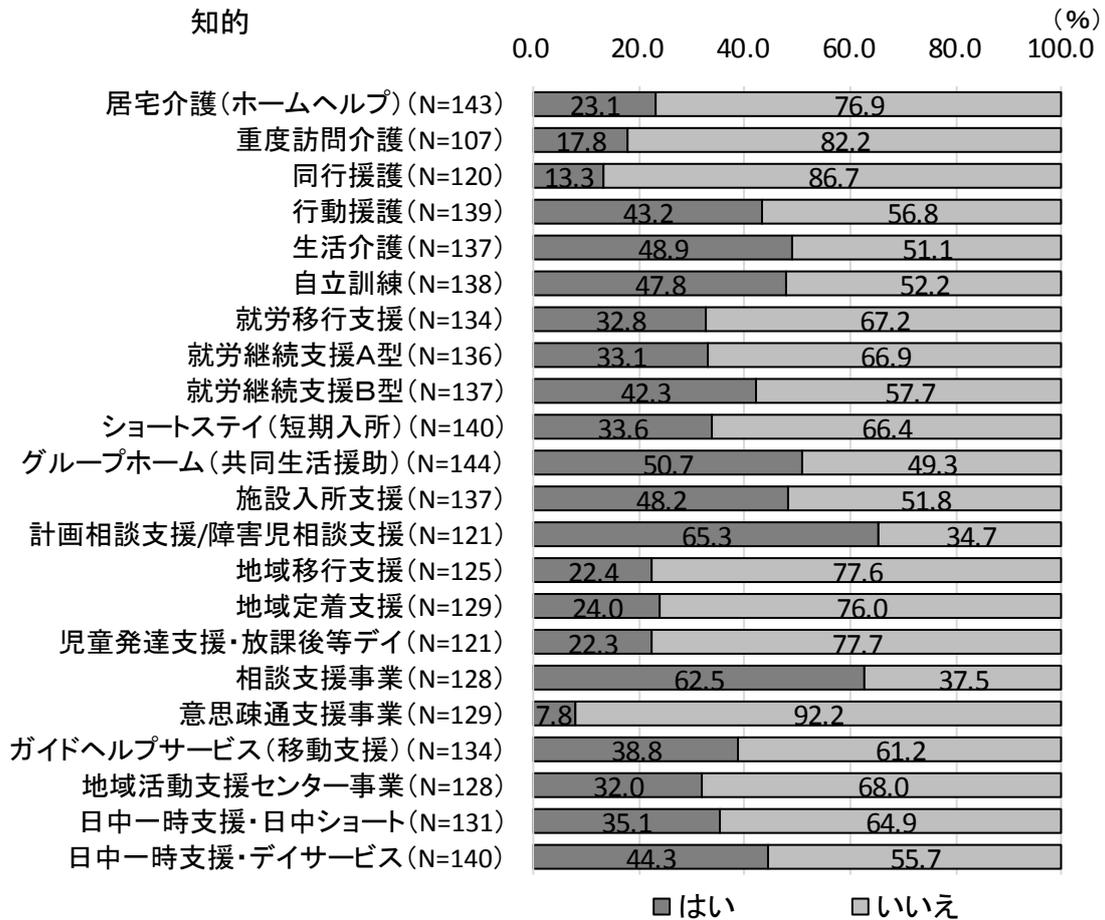
⑥福祉サービスの利用意向（SA）※不明・無回答を除く

福祉サービスの利用意向は、【身体】では「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「自立訓練」「ショートステイ（短期入所）」「地域定着支援」「相談支援事業」「日中一時支援・日中ショート」で、それぞれ3割を超える利用意向がみられます。

【知的】では「計画相談支援/障害児相談支援」「相談支援事業」で6割を超える利用意向がみられます。また、「行動援護」「生活介護」「自立訓練」「就労継続支援B型」「グループホーム（共同生活援助）」「施設入所支援」「日中一時支援・デイサービス」で4割を超える利用意向があり、多くのサービスで高い利用意向がみられます。

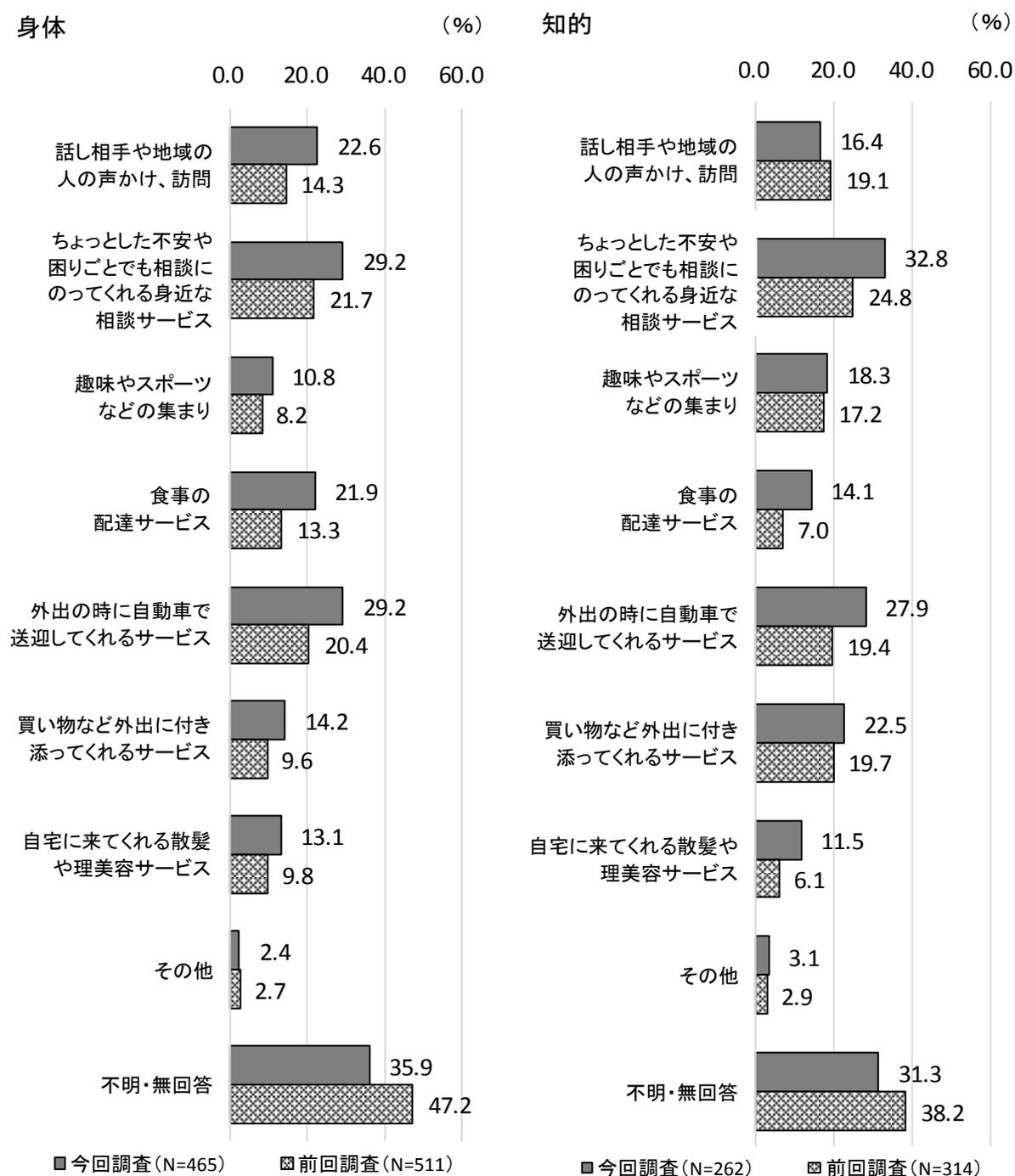
【精神】では「相談支援事業」で5割を超える利用意向がみられます。また、「居宅介護（ホームヘルプ）」「就労継続支援B型」「計画相談支援/障害児相談支援」「地域定着支援」で3割を超える利用意向がみられます。





⑦福祉サービス以外に必要な支援について (MA)

福祉サービス以外に必要な支援は、前回調査同様、【身体】【知的】ともに「ちょっとした不安や困りごとでも相談ののってくれる身近な相談サービス」が最も高くなっています。また、【身体】においては「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」も同様に最も高く、【知的】では2番目に高くなっています。

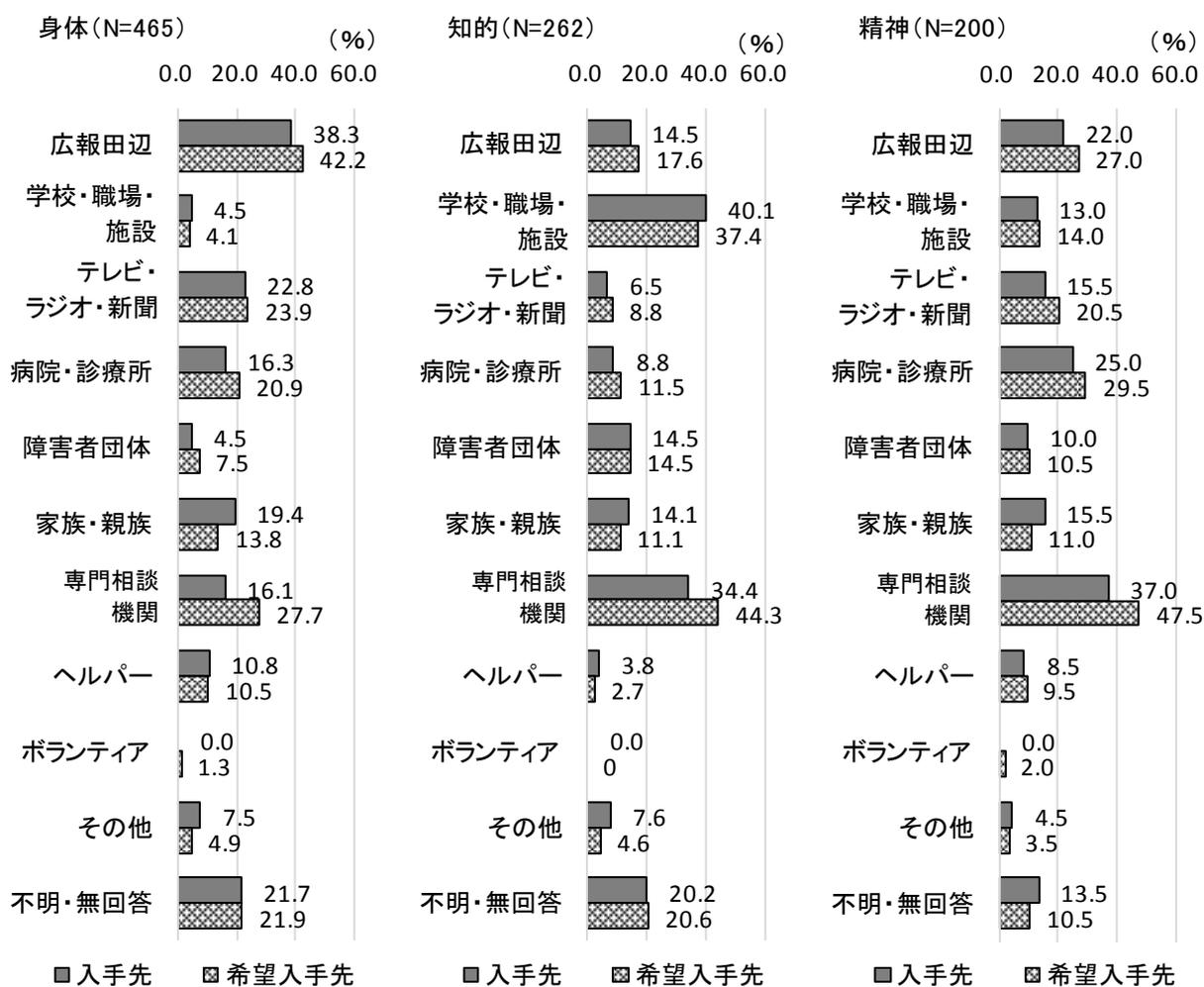


⑧福祉サービスに関する、現在の情報の入手先と、今後希望する情報の入手先 (MA)

福祉サービスに関する、現在の情報の入手先と、今後希望する入手先は、【身体】では「広報田辺」が現在の入手先、今後希望する入手先ともに最も高くなっています。また、希望する入手先として、「専門相談機関」が2番目に高くなっています。

【知的】では、現在の情報の入手先は「学校・職場・施設」が最も高くなっていますが、今後希望する入手先として、「専門相談機関」が最も高くなっています。

【精神】では現在の入手先、今後希望する入手先ともに「専門相談機関」が最も高くなっており、次いで「病院・診療所」となっています。



(3) 通所・通学について

⑨通所・通学していて感じること (MA)

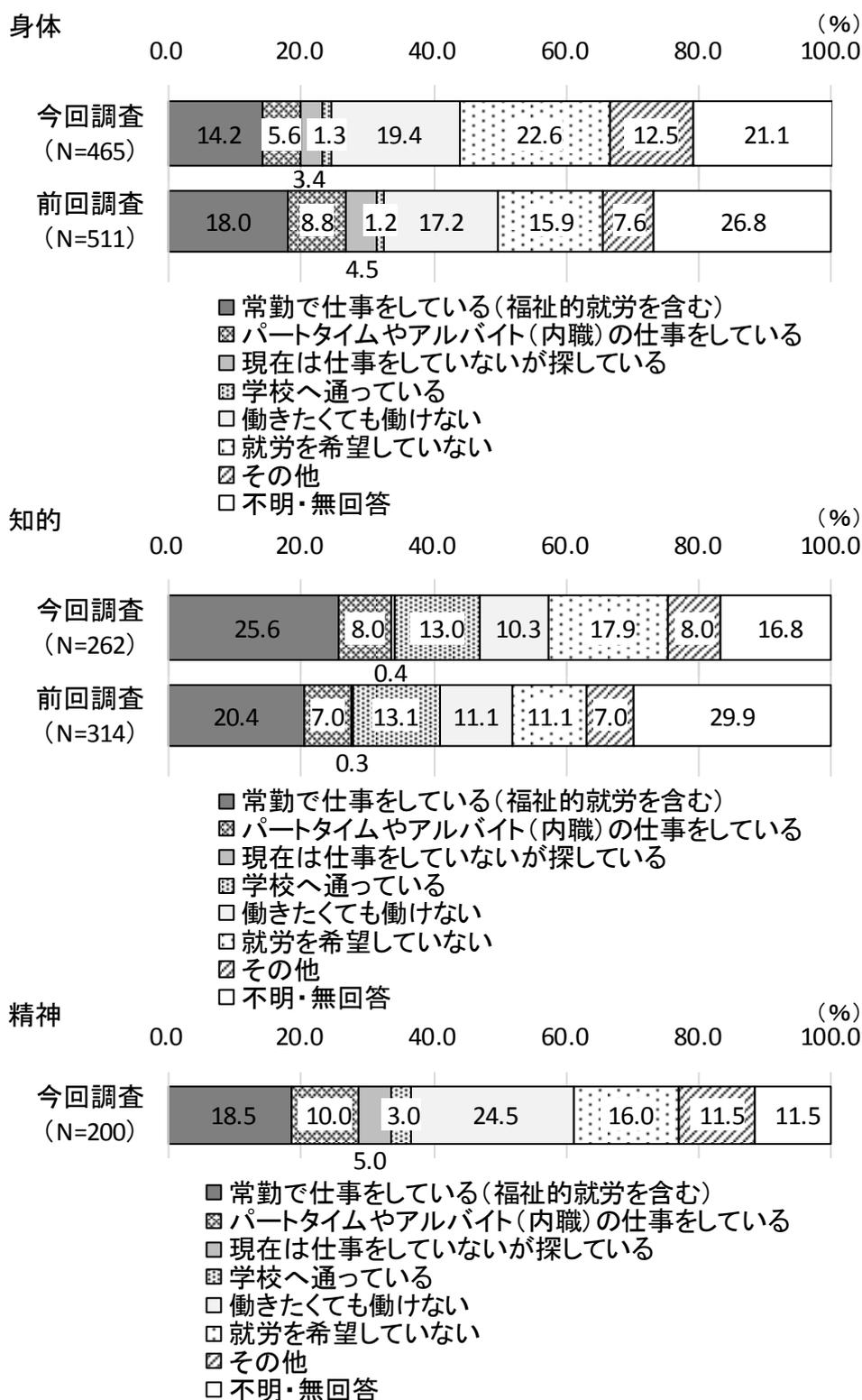
通所・通学していて感じることは、前回調査同様、【身体】【知的】ともに「今の保育所や学校に満足している」が最も多くなっています。【身体】では、「インクルーシブ教育の理念に沿った保育や授業の内容となっていない」もまた最も多くなっています。【知的】では「通所・通学に時間がかかる」が2番目に多くなっています。

	身体				知的			
	今回調査(N=11)		前回調査(N=12)		今回調査(N=40)		前回調査(N=63)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
今の保育所や学校に満足している	3	27.3	5	41.7	17	42.5	26	41.3
障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない	0	0.0	0	0.0	7	17.5	9	14.3
周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない	2	18.2	1	8.3	2	5.0	4	6.3
送迎体制が不十分	0	0.0	2	16.7	2	5.0	4	6.3
通所・通学に時間がかかる	2	18.2	1	8.3	12	30.0	8	12.7
進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけさせてほしい)	1	9.1	0	0.0	3	7.5	3	4.8
障害が理由で利用できない設備がある	2	18.2	1	8.3	1	2.5	0	0.0
インクルーシブ教育の理念に沿った保育や授業の内容となっていない	3	27.3	0	0.0	2	5.0	1	1.6
地域に学童保育があるが利用できない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育がない	0	0.0	0	0.0	4	10.0	4	6.3
特になし	2	18.2	4	33.3	8	20.0	15	23.8
その他	2	18.2	0	0.0	2	5.0	4	6.3
不明・無回答	2	18.2	1	8.3	1	2.5	9	14.3

(4) 仕事について

⑩就労状況について (MA)

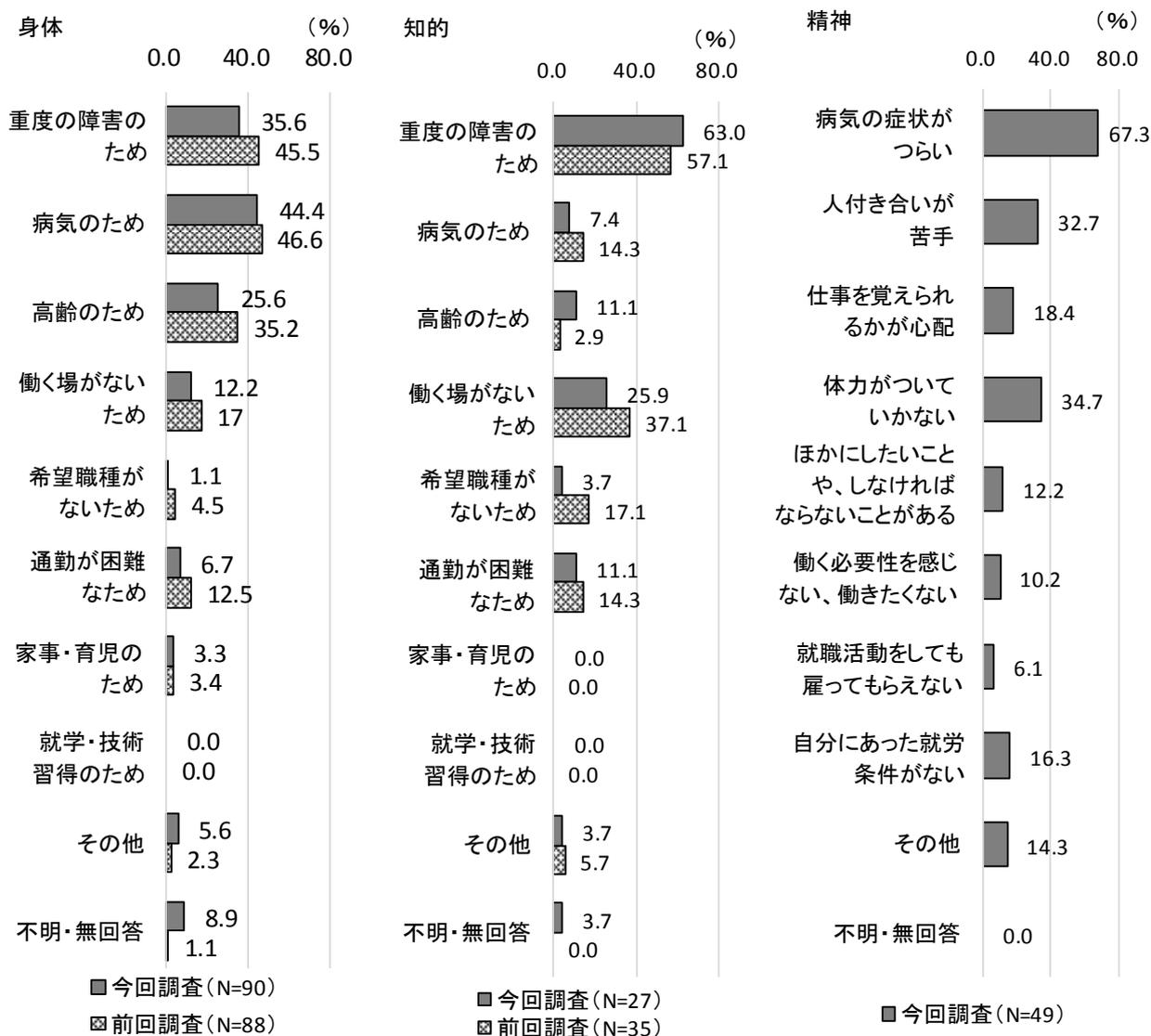
就労状況は、【身体】では前回調査に比べ「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」の割合が減少しています。一方で「働きたくても働けない」「就労を希望していない」の割合の増加がみられます。【知的】では「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」の割合が最も高く、前回調査と比較しても、5.2ポイント増加しています。【精神】では、「働きたくても働けない」が最も高くなっています。



⑪働けない理由について (MA)

働けない理由は、【身体】では「病気のため」が最も高く、【知的】では「重度の障害のため」が最も高くなっています。

また、【精神】では「病気の症状が辛い」が67.3%と最も高くなっています。

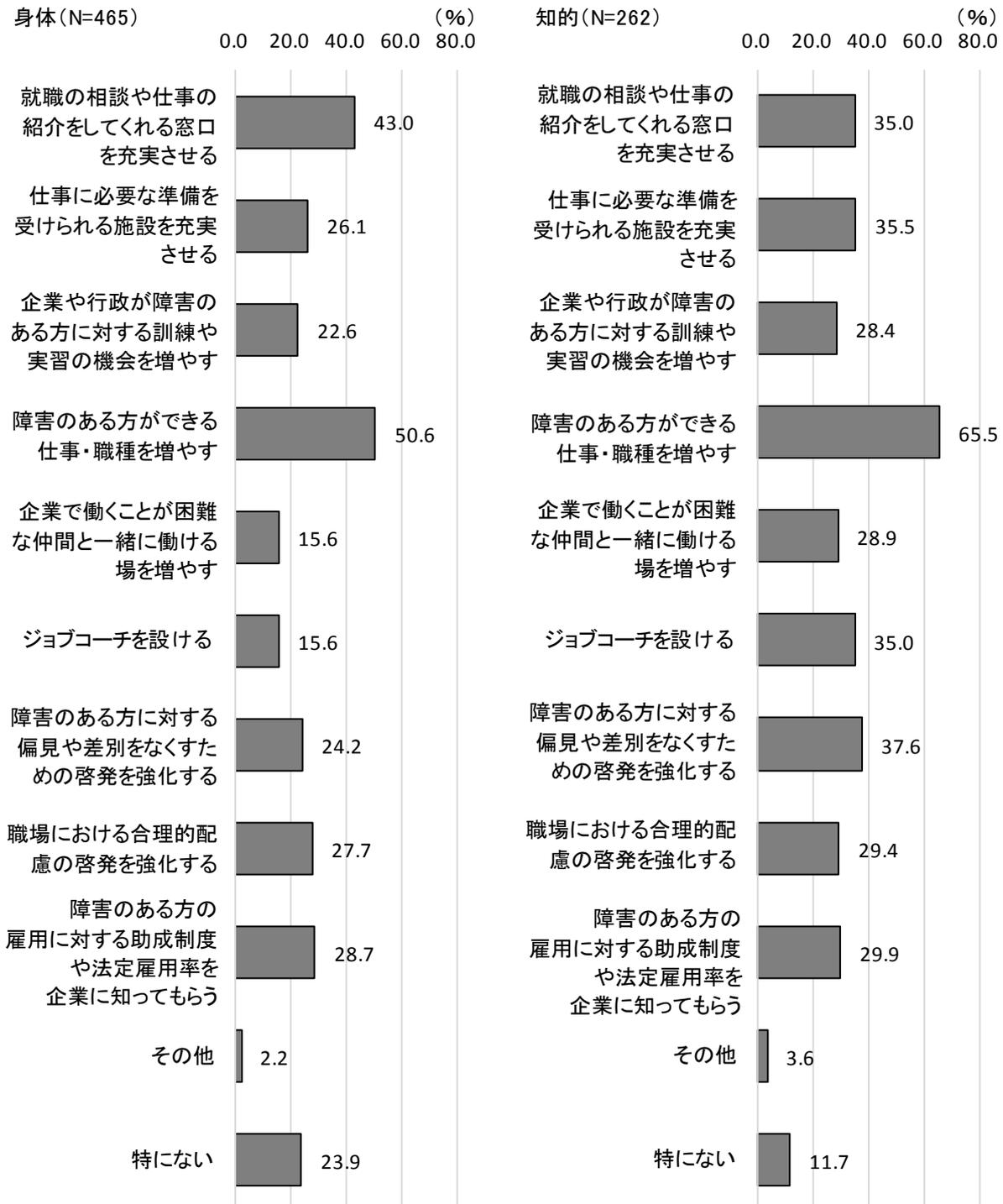


※精神は調査票が異なるため、類似の設問を記載しています。

⑫企業などで安心して働ける環境づくりに向けて必要なこと (MA)

※不明・無回答を除く

安心して働ける環境づくりに必要なことは、【身体】【知的】ともに「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が最も高くなっています。

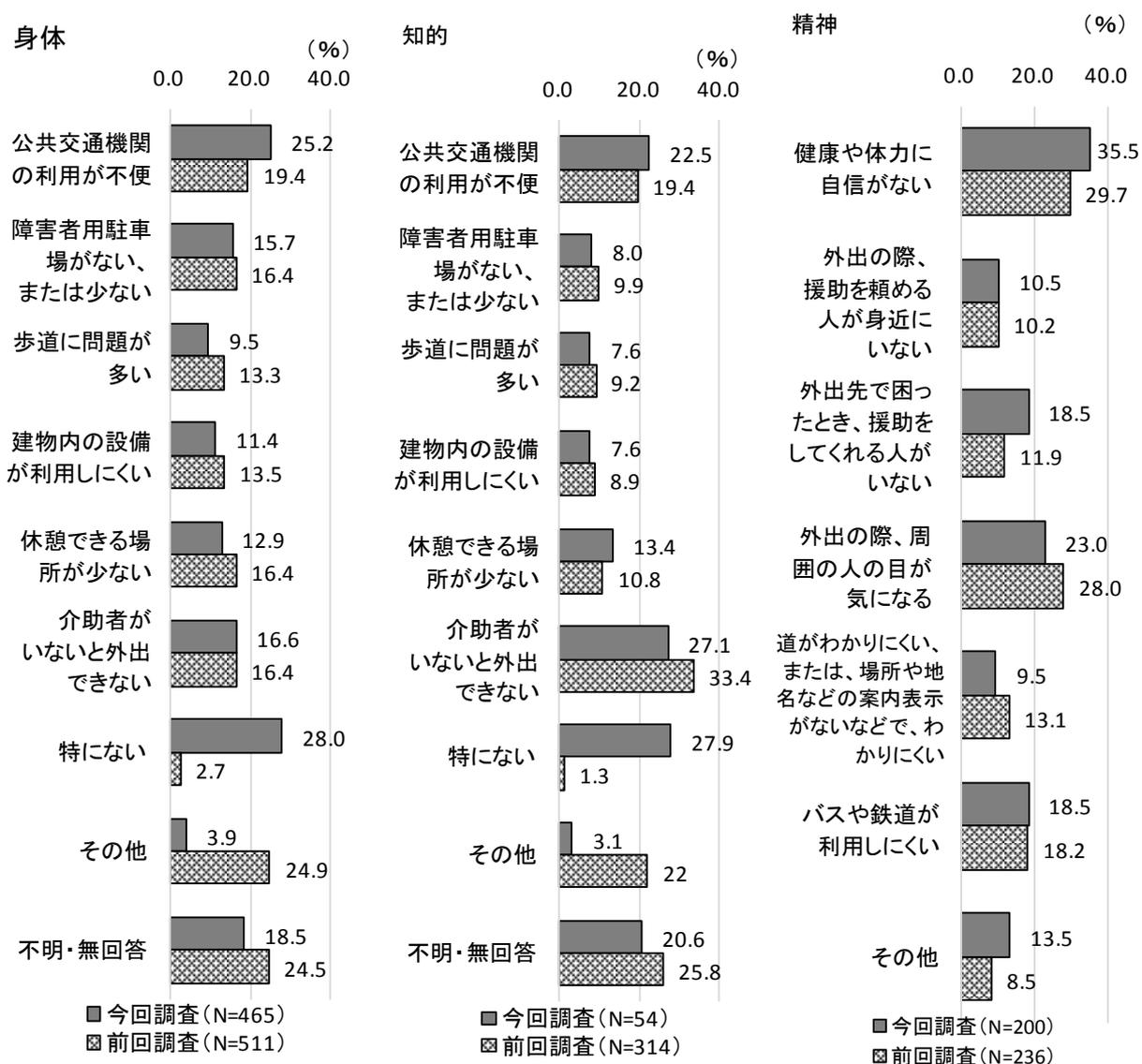


(5) 生活全般について

⑬外出の際に困ること (MA)

外出の際に困ることは、【身体】【知的】ともに「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」がそれぞれ高くなっています。

【精神】では前回調査同様、「健康や体力に自信がない」が最も高く、次いで「外出の際、周囲の人の目が気になる」が高くなっています。

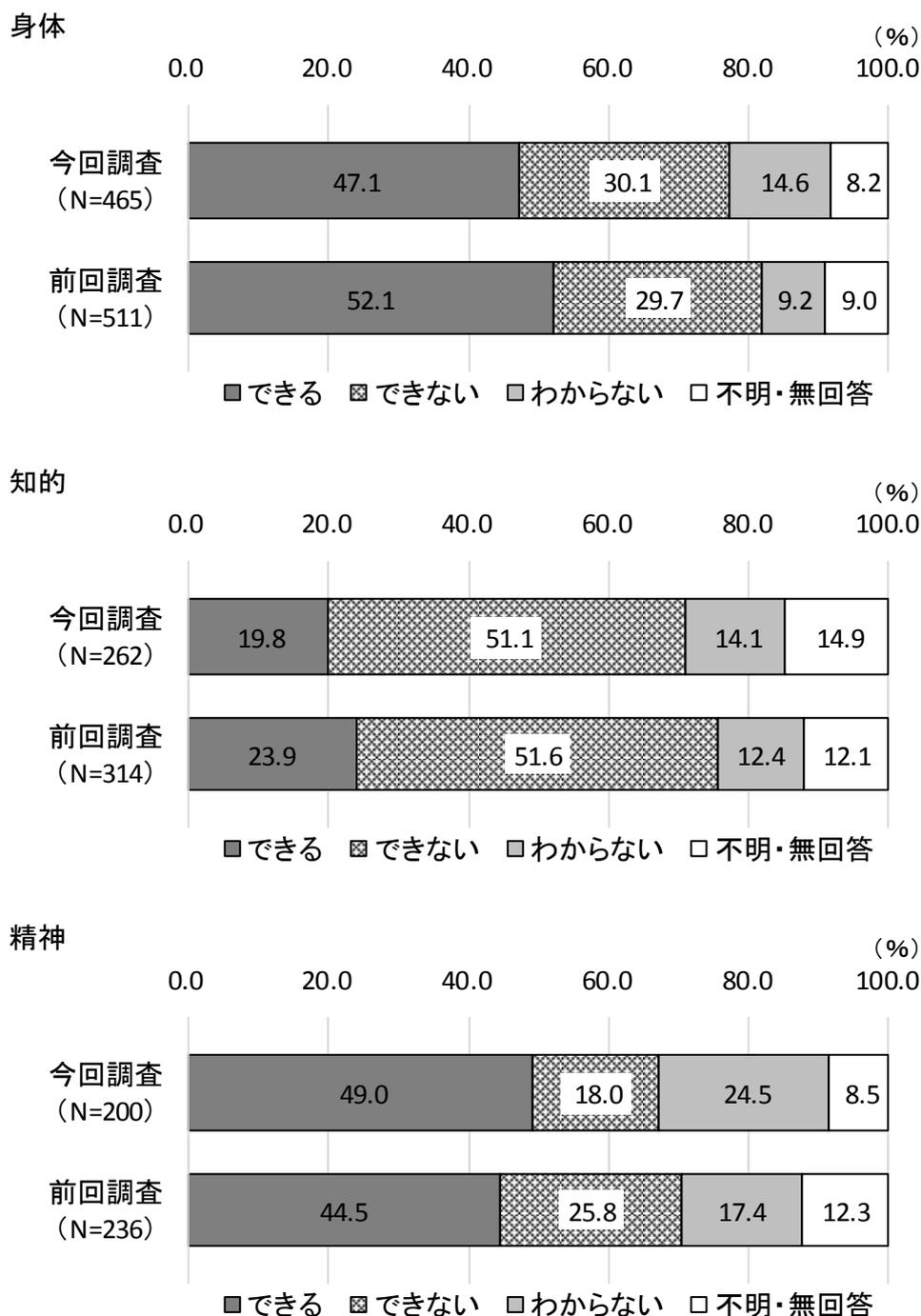


※精神は調査票が異なるため、類似の設問を記載しています。

(6) 災害時などの緊急時の避難について

⑭災害発生時、一人で避難できるか (SA)

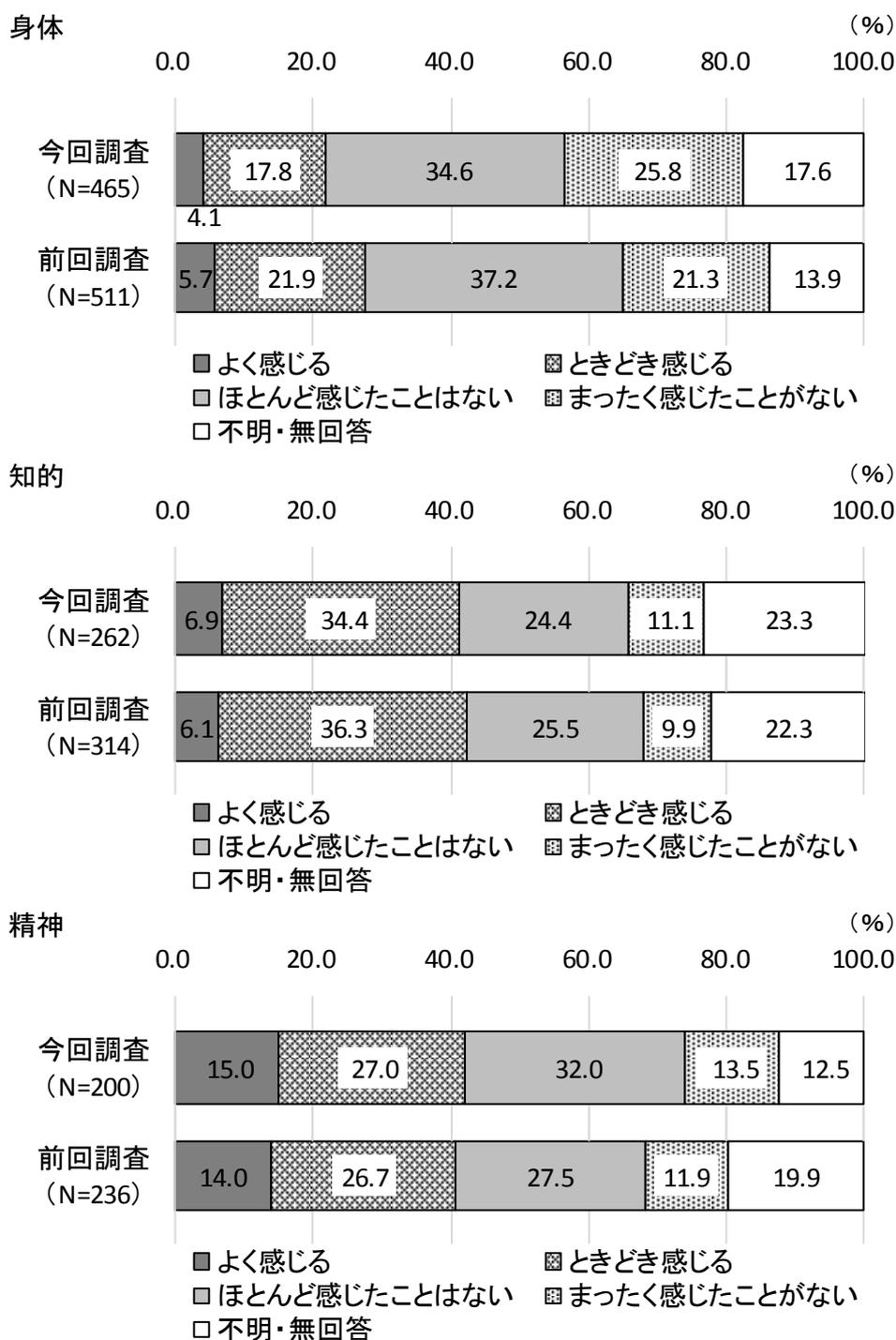
災害発生時、一人で避難できるかは、前回調査同様【身体】【精神】で「(一人で避難)できる」が最も高く、【知的】では「(一人で避難)できない」が最も高くなっています。一方、3障害ともに「わからない」の割合が前回調査と比較して高くなっています。



(7) 差別や偏見について

⑮差別や偏見を感じることもあるか (SA)

差別や偏見を感じることは、3障害ともに前回調査同様の傾向がみられ、『感じる』(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)が【身体】で2割台、【知的】【精神】で4割台となっています。

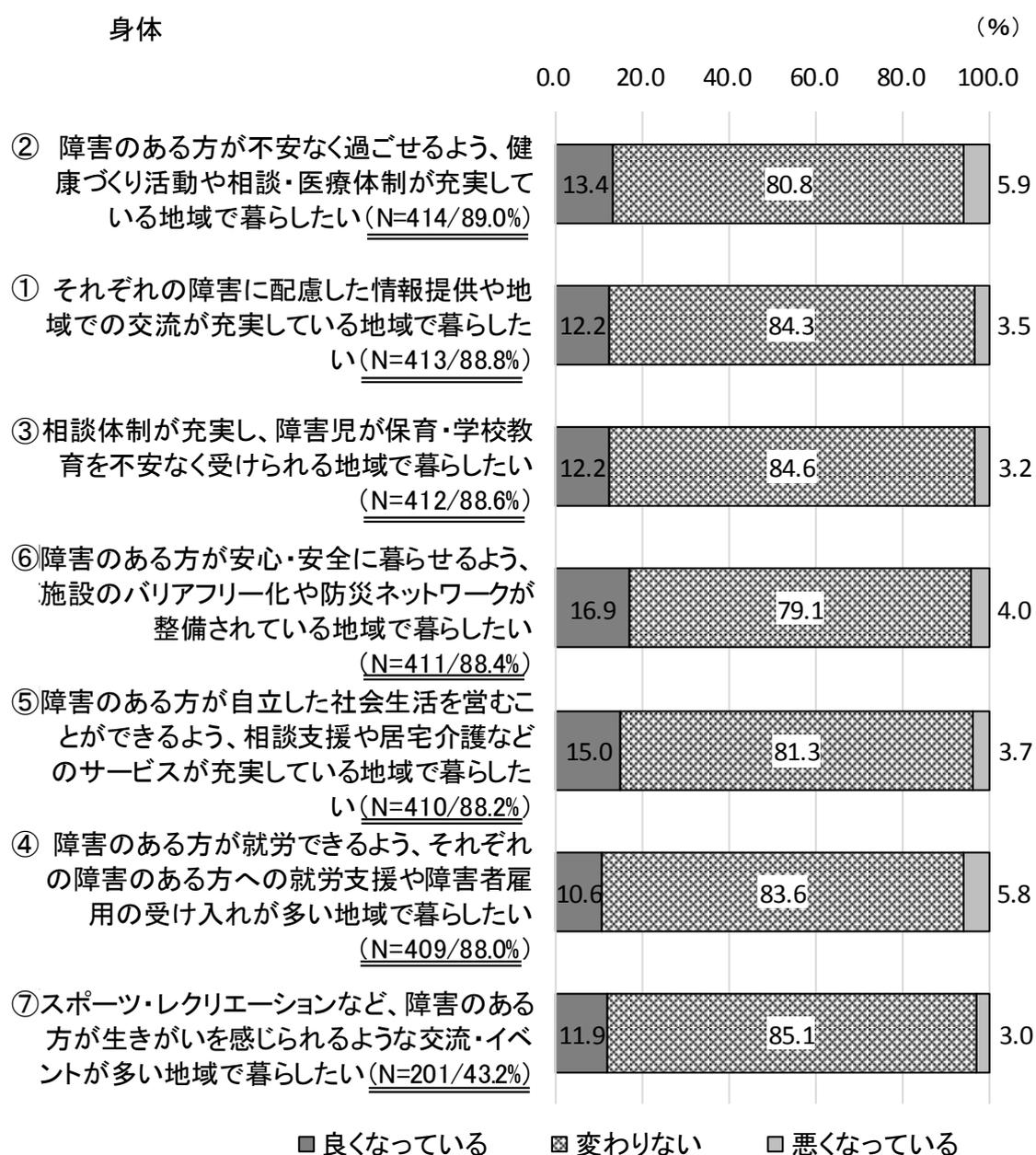


(8) 障害者施策に対する希望と実態について

⑩障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために必要な取組と、その状況 (MA)

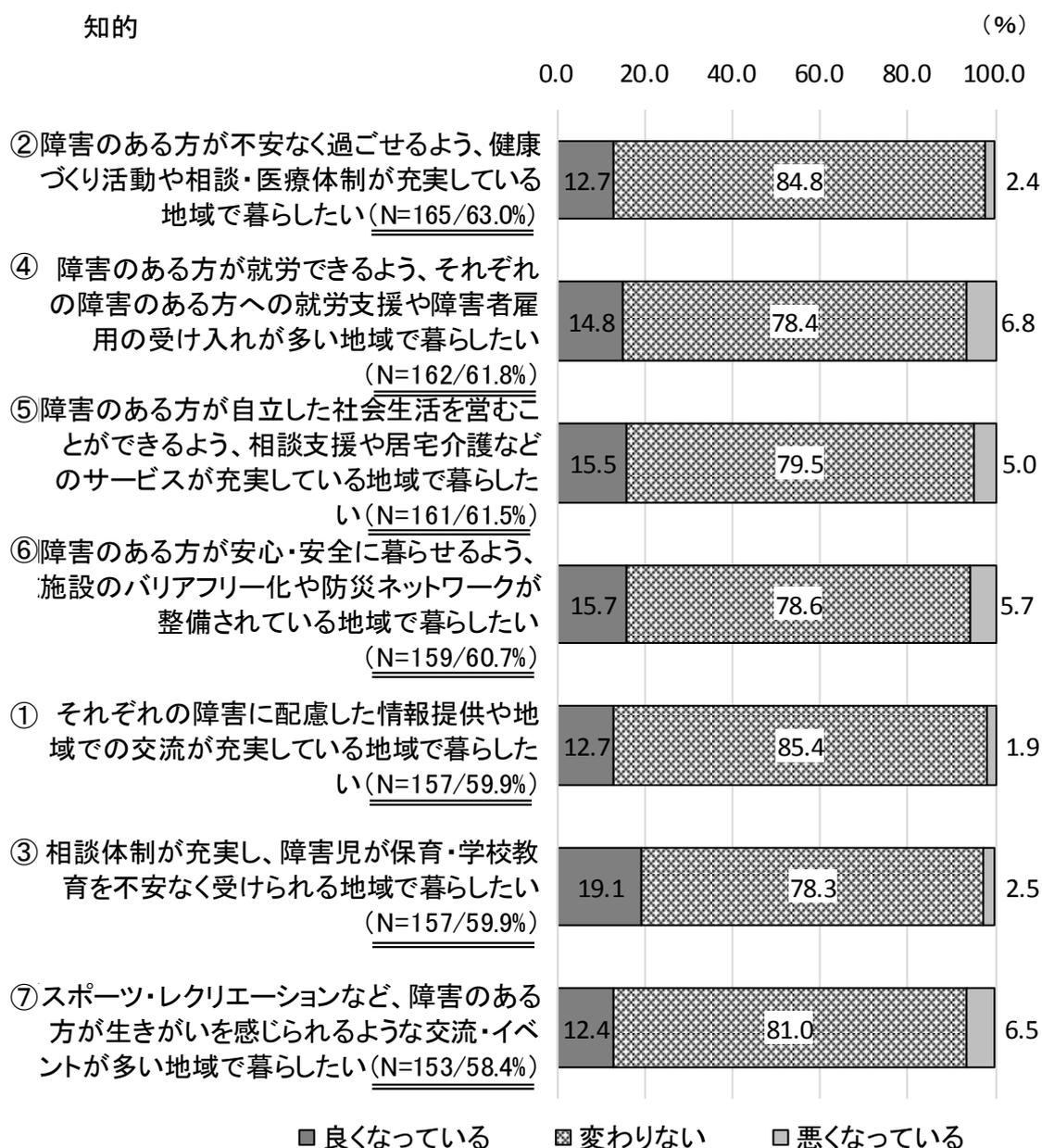
※不明・無回答を除く

【身体】では、障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために必要な取組は、『⑦スポーツ・レクリエーションなど、障害のある人が生きがいを感じられるような交流・イベントが多い地域で暮らしたい』を除く項目で、8割以上の方が重要と思うとしており、『⑥障害のある方が安心・安全に暮らせるよう、施設のバリアフリー化や防災ネットワークが整備されている地域で暮らしたい』で「良くなってきている」が16.9%と最も高くなっています。



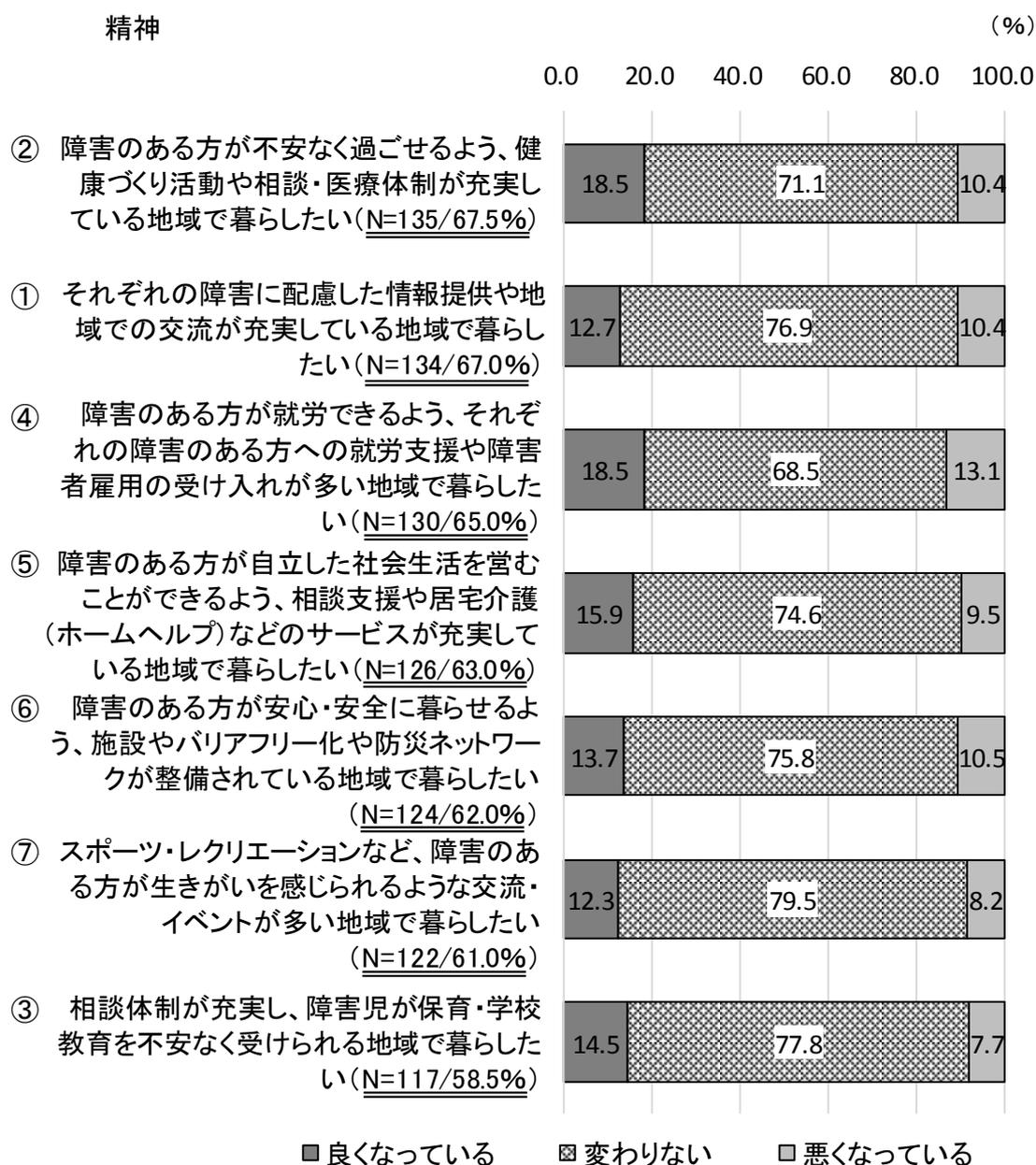
※二重下線は各項目で「重要と思う」と回答した件数と割合を示しており、障害種別ごとに、件数の多い順に記載

【知的】では、いずれの項目においても、5割以上の方が重要としており『②障害のある方が不安なく過ごせるよう、健康づくり活動や相談・医療体制が充実している地域で暮らしたい』が63.0%と最も高くなっています。障害者施策の実態は『③相談体制が充実し、障害児が保育・学校教育を不安なく受けられる地域で暮らしたい』で「良くなっている」が19.1%と最も高くなっています。



【精神】では、いずれの項目においても5割以上の方が重要であるとしており、『②障害のある方が不安なく過ごせるよう、健康づくり活動や相談・医療体制が充実している地域で暮らしたい』が67.5%と最も高くなっています。

また、『②障害のある方が不安なく過ごせるよう、健康づくり活動や相談・医療体制が充実している地域で暮らしたい』『④障害のある方が就労できるよう、それぞれの障害のある方への就労支援や障害者雇用の受け入れが多い地域で暮らしたい』で「良くなっている」が、ともに18.5%となっています。



3. 計画の進捗状況

(1) 第2期障害者計画の進捗状況

① 広報・啓発活動

広報活動として、視覚障害のある人を対象に、「声の広報」や「広報田辺点字版」を発行してきました。利用者数は概ね横ばいで推移していますが、今後とも必要とする人が利用できるよう、周知する必要があります。また、「障害者週間」や「人権週間」での街頭啓発や各公民館等での障害者問題や人権課題に関する講演会の開催により啓発活動を行ってきました。

福祉教育の推進のために、副読本「ともに生きる」の配布や、福祉教育担当者への研修を実施しましたが、今後は「障害者差別解消法」の内容もふまえ、あらゆる機会を通して教育・啓発の取組みを進めるとともに、視聴覚教材の整備等を図り、学習支援に努める必要があります。

住民への障害に対する理解と周知には今後とも力を注ぎ、あらゆる場面で広報・啓発していく必要があります。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- ・知的障害や自閉症等、外見からわかりにくい障害をはじめとする、さまざまな障害についての理解・啓発が必要である。
- ・保育所、幼稚園、学校等での理解促進には、課題がみられる。

② 保健・医療・リハビリテーション

市民一人ひとりの健康のために、関係する各種計画と補完することで、妊娠期から成人期、高齢期まで各ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築してきました。その中には、出生時から乳児期や幼児期にかけての各種健診・相談や各教室・訪問事業の実施による早期の支援や、その後の児童・学齢期での就学や成人期での就業等の支援の取組、壮年期から高齢期における各種疾病予防の健診・相談や介護予防の取組などが含まれ、今後も、これらの体制整備のため、関係各課の連携強化が重要となっています。また、平成29年11月には、妊娠から就学前までの子育て家庭への切れ目のない支援を行う「母子保健包括支援センター『たなっこ』」を健康増進課内に設置しました。

医療に関しては「自立支援医療」や「重度障害者等医療費」により、医療費負担の軽減を図るための取組を進めてきました。また、医療機関における障害のある人の意思疎通のため、通院時の手話通訳者等派遣、意思疎通支援者派遣を行ってきました。

精神保健対策では、安心して精神医療にかかることができるように、自立支援医療のひとつである精神通院医療の自己負担分を補助しています。また、障害者相談支援事業での精神障害のある人の相談体制づくりも進めてきました。

ひきこもり支援では、相談窓口を設けるとともに、必要に応じた適切な支援機関への紹介、自助グループへの支援に取り組んでいます。

自殺対策では「自殺予防週間」（9月）及び「自殺対策強化月間」（3月）において、講演会や街頭啓発を実施してきました。本市としての自殺対策の方向性を示す「基本計画」の策定が求められています。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- 「紀南・こころの医療センター」の夜間休日受診の閉鎖に伴う影響は大きく、喫緊の課題として対応が求められる。
- 健診の際、障害のある人の日程を設けるなど、健診を受けやすい配慮が必要。
- 少しのことでも見逃さず、気軽に相談できる環境の整備や情報共有の体制の整備が必要。

③保育・教育

障害のある子どもが地域の保育所を利用できるように、職員研修や理学療法士等の専門職からの助言、指導を受け、障害児保育の充実に努めてきました。学童保育所においても、可能なかぎり障害のある子どもの受け入れを行っています。

また、障害のある子ども一人ひとりが適正に就学できるように、保健福祉部や関係機関、教育支援委員会等と連携を図りながら就学指導を行ってきました。

学校教育の充実として、特別支援教育の充実を図るために児童・生徒一人ひとりに合った教育の実施に向けて、個別の指導計画の作成や指導方法の工夫を行ってきました。また、特別支援教育支援員を配置してきました。

通級指導教室は「田辺第一小学校」「稲成小学校」「鮎川小学校」の3校で開設していますが、平成29年度には新たに「田辺東部小学校」「高雄中学校」に開設し、児童生徒への指導は効果をあげています。

学校卒業後の進路のために、各事業所の協力を受け、職場体験学習を実施してきました。支援学校との連携をより一層図るためにも、各種会議にて情報共有を通して連携に努める必要があります。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- 就学前の情報の教育機関への引き継ぎには課題があり、更なる工夫が必要。
- 幼稚園、保育所、学校等への障害に対する理解・啓発はまだ必要と感じる。
- 気になる子どもを支えることができるような支援体制がほしい。

④雇用・就労の促進

障害のある人の雇用促進に向けて、紀南障害者就業・生活支援センターへの運営補助や雇用促進奨励金交付金（障害者対象）の助成等、障害のある人の就労環境の整備を行ってきました。また、平成 27 年度から市役所における職員採用試験区分に身体障害のある人を対象とした枠を設けています。

福祉的就労の拡大に向けて、「障害者優先調達推進法」に基づく「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により、就労に関する事業所等からの物品等の調達や、公園清掃等の作業委託を推進してきました。

また、就労支援施設通所交通費の補助や就労支援施設利用者負担の助成を行い、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減、就労意欲の向上に努めてきました。

一般就労への移行促進に向けて、西牟婁圏域自立支援協議議会の就労部会・一般就労部会及び障害者就業・生活支援センターと連携して事業を展開してきました。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- ・就労継続支援利用者の経済的自立という視点では課題が残されている。
- ・一般就労をしても、人間関係を理由にやめてしまう人が多く、就労先への支援員の配置等、きめ細かな支援が必要。
- ・合理的配慮の視点から、職員採用区分に、身体障害以外の障害のある人も受け入れられるよう検討すべき。

⑤生活支援（福祉）サービスの充実

各福祉サービスは、「田辺市障害福祉計画」に基づいて継続した支援の体制を整えてきましたが、各事業所からは、慢性的な福祉人材の不足が課題として挙げられています。

また、福祉サービス利用者の障害の重度化とともに高齢化が進み、65 歳到達後の介護保険の利用になじまない障害のある高齢者も増えるとともに、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人の社会復帰に向けた支援等支援の内容も多様化しています。そのため、人材の確保とともに、利用者の重度化、高齢化、支援の多様化に対応した人材の資質向上のための取組も、喫緊の課題となっています。

相談支援の充実に向けて、基幹相談支援センターである「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」の体制整備や一般・特定相談支援事業者の育成を進めるとともに、西牟婁圏域で実施する各種事業にも取組んできました。

また、西牟婁圏域自立支援協議会を、圏域市町と障害福祉、保健、医療及び就労等の関係者で組織し、発達支援、就労支援、地域移行支援の 3 部会を組織し、地域で生活する障害のある人への支援体制づくりに取組んできました。

年金や各種手当の情報について、「広報田辺」やホームページ等を通して周知に努めてきました。また、障害手帳の取得の際に、窓口で説明をしてきました。

社会構造の変化やニーズの多様化・複雑化などにより、公的なサービスを組み合わせた支援だけでは、十分に効果の現れないケースが増加しています。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人の社会復帰に向けた支援も増加しています。このような支援については、法律や制度の整備を求める取組とともに、自立支援協議会における関係者の連携による新たな地域資源の開発も含めた総合的な自立支援のシステムを、つくり上げていくことが求められています。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- ・グループホームの利用希望者が多くいることに対し、グループホームの整備が追いついておらず、対策が求められる。
- ・相談支援専門員が抱える悩みの解決等、支援する人へのケアが必要。

⑥福祉のまちづくり（生活環境づくり）の推進

移動が困難な障害のある人に対し、移動支援事業による支援や「福祉タクシー券交付事業」への補助等を実施してきました。

宅地造成の際に、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「田辺市開発事業の指導要綱」に基づくユニバーサルデザインのまちをつくるための指導や、「バリアフリー基本構想」に基づいて、重点整備地区（JR 紀伊田辺駅、市役所本庁舎、市民総合センター、紀南文化会館を含む直径 1 km の円内）の道路のバリアフリーに向けて取り組んできました。また、観光地のバリアフリーの促進として、障害のある人を対象とする熊野古道のモニターツアーを実施するなど、利用者目線での意見の収集をしてきました。

障害のある人に配慮した住宅環境・生活環境の整備を進めるため、住宅改修費の助成を行っています。また、市営住宅の空室入居募集の抽選の際には一定の基準を設け抽選番号を2つ付与する優先措置を実施しています。

南海トラフ地震に対する不安や、昨今の全国的な異常気象による災害が増える背景もあり、災害に対する地域住民の危機意識は高まっています。そうした中で、避難行動要支援者名簿が整備され、本人の同意のもと、消防、警察、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員に提供しています。各施設との福祉避難所協定も進めており、平成 29 年度時点で 4 法人 6 施設との協定がなされています。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- ・移動支援を利用できる受給量が少なく、受給量の拡充を求める声が利用者から寄せられている。
- ・賃貸契約等の際に保証人がいなくても契約できるような体制の整備が必要。
- ・災害発生時の情報提供体制や、具体的な避難行動については町内会との連携が必要。

⑦スポーツ・レクリエーション

障害のある人がスポーツやレクリエーション等の余暇活動に参加できるよう、その機会をつくり、参加を促してきました。また、市体育施設の利用料減免や文里いこいの広場プールの開設期間中に障害者用仮設トイレの設置を行うなど、障害のある人が利用しやすい環境の整備にも努めてきました。

【関係団体・事業所ヒアリングからのご意見】

- 利用者からはレクリエーション活動の取組みの継続の声があるが、レクリエーション活動の開催団体としては、利用者（参加者）の固定化がみられ、活動継続のためには幅広い活動の周知が必要となっている。
- 障害のある人がスポーツ等の体験ができる機会の充実の声もあり、関連団体と連携して、田辺市でも体験することができるよう働きかけることが大切。
- 障害のある人を受け入れている一般のサークルが見当たらないこともあり、活動の制限となっていることも課題となっている。

(2) 障害福祉計画の進捗状況

①第4期障害福祉計画に掲げた目標値の達成状況

◆福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は平成29年度末見込みでは135人となり、第4期計画の目標値を達成しています。第1期計画からの削減数も20人となっています。

また、入所施設からの地域移行者数は、第4期計画中に12人の施設退所者があったものの、地域移行は1人のみで、目標値の18人を大きく下回っています。このことは、第3期までの地域移行者数40人が示しているように、グループホーム等地域での生活が可能な施設入所者の多くは、これまでに地域移行がされているということもいえます。

今後はこうした状況をふまえ、施設入所者の地域移行を進める必要があります。

項目		数値	考え方
当初入所者数		155人	平成17年10月1日の人数 [A]
第1～3期実績	施設退所者数 (うち地域移行者数)	64人 (40人)	平成18年度から平成26年度末までの施設退所者数 [B] (うち地域移行者数 [C])
	新規入所者数	51人	平成18年度から平成26年度末までの新規入所者数 [D]
	削減数	13人	平成18年度から平成26年度末までの入所者削減数 [E] = [B] - [D]
	差引入所者数	142人	平成26年度末の施設利用者数 [F] = [A] - [E]
第4期実績 (見込み)	施設退所者数 (うち地域移行者数) (平成25年度末割合)	12人 (1人) (0.7%)	平成27年度から平成29年度末までの施設退所者数 [G] (うち地域移行者数 [H] 第4期計画目標値18人、平成25年度末入所者数との割合 12.6%)
	新規入所者数	5人	平成27年度から平成29年度末までの新規入所者数 [I]
	削減数 (平成25年度末入所者数からの削減率)	7人 (4.9%)	平成27年度から平成29年度末までの入所者削減数 (第4期計画目標値6人、平成25年度末入所者数からの削減率4.2%) [J] = [G] - [I]
	平成29年度末入所者数	135人	平成29年度末入所者数 (見込み) (第4期計画目標値135人) [K] = [F] - [J]
第1期から第4期までの入所者削減数 (見込み)		20人	平成18年度から平成26年度末までの入所者削減 (見込み) [L] = [A] - [K]
		12.9%	第1期計画策定時からの削減割合 [M] = [L] / [A]
第1期から第4期までの地域移行者数 (見込み)		41人	平成18年度から平成29年度末までの地域移行者 (見込み) [N] = [C] + [H]
		26.5%	第1期計画策定時の入所者数と比較した地域移行割合 [O] = [N] / [A]

◆地域生活支援拠点等の整備

第4期計画では、平成29年度末までに、面的に地域生活支援拠点等に求められる5つの機能（相談機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ、専門性の確保、地域の体制づくり）が満たされるよう整備を図るとしていました。

具体的には、「相談機能」については委託、一般、特定の各相談支援事業所の連携による相談機能の整備、「体験の機会・場の提供」や「緊急時の受け入れ」については入所施設・グループホームの協力や「地域移行のための安心生活支援事業」で確保している居室の活用、「専門性の確保」については西牟婁圏域自立支援協議会での研修会・講演会の開催等による人材育成、「地域の体制づくり」については「基幹相談支援センター等機能強化事業」や「地域移行のための安心生活支援事業」の担当者による体制整備を挙げていました。

第4期計画期間中は、委託相談である「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」の相談支援専門員及び「基幹相談支援センター等機能強化事業」や「地域移行のための安心生活支援事業」の担当者が中心となって、通常業務や西牟婁圏域自立支援協議会の活動を通じて、整備に向けて取り組んできましたが、「地域生活支援拠点等の整備」には至りませんでした。

◆福祉施設から一般就労への移行

第4期計画では、平成29年度の一般就労移行者数の目標値を平成24年度及び平成25年度の実績の平均値の2倍の数値である22人に設定しましたが、平成27年度14人、平成28年度13人、平成29年度実績（見込み）3人であったことから、実績（見込み）は目標値に大きく及びませんでした。

また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数は、第4期計画目標値として25人を設定しましたが、計画期間内の圏域内の事業所数に変動はなく、実績（見込み）は15人でした。

項 目		数 値	考 え 方
一般就労移行者数	目標設定基準	11人	平成24年度及び平成25年度の2年間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人の平均数 [A]
	【平成29年度の目標値】 一般就労移行者数	22人	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 [B] = [A] × 2
	平成27年度	14人	平成27年度の年間一般就労移行者数
	平成28年度	13人	平成28年度の年間一般就労移行者数
	平成29年度 (見込み)	3人	平成29年度の年間一般就労移行者数 (平成29年11月現在)
平成29年度末の就労移行支援事業利用者数		15人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数 (第4期計画目標値25人)
平成29年度末の就労移行支援事業所の就労移行率		全体の5割	平成29年度末の就労移行支援事業所の就労移行率 (第4期計画目標値 就労移行率が3割以上の就労支援事業所を全体の5割以上となることをめざす)

②障害福祉サービスの利用実績

◆訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、概ね計画値通りに推移しており、平成27年度では161人の利用に対して、2,535時間の利用となっており、平成29年度では172人の利用に対して、2,702時間の利用見込みとなっています。

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス	居宅介護	時間	2,340	2,535	2,430	2,707	2,535	2,702
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護	人	156	161	162	170	169	172
	重度障害者等包括支援							

◆日中活動系サービス

「自立訓練（機能訓練）」は圏域内に指定事業所がなく利用実績はありませんでした。

「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」は計画値には及びませんが、利用者が増加傾向となっています。

「短期入所（福祉型）」「短期入所（医療型）」は平成28年度以降の利用者数は計画値よりも低いものの、一人あたりの利用日数が多くなっています。

その他のサービスの利用は3年間を通じてほぼ横ばいとなっています。

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中活動系サービス	生活介護	人日	5,280	4,893	5,412	4,863	5,654	4,910
		人	240	231	246	230	257	230
	自立訓練（機能訓練）	人日	21	0	21	0	21	0
		人	1	0	1	0	1	0
	自立訓練（生活訓練）	人日	418	351	513	231	532	338
		人	22	17	27	11	28	16
	就労移行支援	人日	300	245	400	235	500	293
		人	15	14	20	13	25	15
	就労継続支援（A型）	人日	2,184	1,935	2,373	1,903	2,562	2,083
		人	104	96	113	91	122	99
	就労継続支援（B型）	人日	4,770	4,587	4,968	4,824	5,166	5,021
		人	265	269	276	288	287	296
	療養介護	人	30	28	30	28	30	28
	短期入所（福祉型）	人日	162	205	189	224	216	284
		人	18	24	21	17	24	17
短期入所（医療型）	人日	48	56	56	62	64	60	
	人	6	8	7	6	8	6	

◆居住系サービス

「共同生活援助」の利用は3年間を通してほぼ横ばいとなっています。
「施設入所支援」は概ね計画値通りの利用となっています。

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居住系サービス	共同生活援助	人	135	141	146	139	157	138
	施設入所支援	人	139	139	137	134	135	135

◆相談支援

相談支援の利用状況は、「計画相談支援」は計画値を上回る利用状況となっています。市内の指定特定相談支援事業所は、3年間で3か所増え、13か所になっています。

一方、「地域移行支援」「地域定着支援」においては、いずれの年も計画値を下回っています。

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援	計画相談支援	人	73	93	77	89	80	92
	地域移行支援	人	4	0	4	1	4	1
	地域定着支援	人	4	0	4	1	4	0

③障害児支援の利用実績

「児童発達支援（福祉型）」の利用は、計画値には及ばないものの増加傾向にあります。

「児童発達支援（医療型）」は、圏域内に指定事業所がないことから利用者もありませんでした。

「放課後等デイサービス」の利用は増加傾向にあり、計画値以上の利用の伸びがみられます。

「保育所等訪問支援」は概ね計画値通りの利用となっています。

「障害児相談支援」では計画値を上回る利用がみられます。市内の指定障害児相談支援事業所は、3年間で3か所増え、9か所になっています。

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児支援	児童発達支援（福祉型）	人日	405	401	495	403	600	429
		人	27	26	33	26	40	26
	児童発達支援（医療型）	人日	5	0	5	0	5	0
		人	1	0	1	0	1	0
	放課後等デイサービス	人日	1,246	1,257	1,358	1,404	1,484	1,612
		人	89	100	97	110	106	123
	保育所等訪問支援	人日	4	2	4	3	4	5
		人	2	2	2	3	2	4
障害児相談支援	人	20	27	22	29	25	34	

④地域生活支援事業（必須事業）の提供実績

「理解促進研修・啓発事業」は、第4期計画策定時において実施についての掲載はできませんでしたが、イベント開催という形で、平成28年度から実施しています。

「障害者相談支援事業」と「住宅入居等支援事業」は、第3期計画から引き続き4事業所に委託し、「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」で実施しています。また、本市の基幹相談支援センターとしての機能も付加しています。

「手話通訳者等派遣事業」「視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業」「知的障害者等意思疎通支援者派遣事業」においては、各年度ともに計画値を大きく下回る実績となっています。

「移動支援事業」においては、概ね計画値通りの利用実績となっています。

その他の必須事業は、継続して実施しています。

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有無	-	-	-	有	-	有
社会活動支援事業 (本人活動支援事業)	有無	有	有	有	有	有	有
ボランティア活動 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
手話通訳者等派遣事業	人	160	82	160	89	160	66
要約筆記奉仕員 派遣事業	人	16	5	16	32	16	54
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	有
視覚障害者代読・代筆 奉仕員派遣事業	時間	400	237	400	271	400	297
	人	80	49	80	59	80	62
知的障害者等 意思疎通支援者派遣事業	時間	48	8	72	32	96	24
	人	24	14	36	26	48	28
移動支援事業	時間	1,410	1,606	1,465	1,620	1,525	2,000
	人	282	323	293	330	305	328
地域活動支援 センター事業	有無	有	有	有	有	有	有

◆日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」の「排泄管理支援用具」は年々増加傾向にありますが、「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」の利用は、計画値よりも少ない利用となっています。

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	5	8	5	3	5	3
	自立生活支援用具	件	15	12	15	8	15	10
	在宅療養等支援用具	件	15	12	15	8	15	10
	情報・意思疎通支援用具	件	20	17	20	14	20	14
	排泄管理支援用具	件	2,070	2,144	2,090	2,171	2,110	2,578
	住宅改修費	件	5	7	5	7	5	5

※排泄管理支援用具の件数は1か月を1件として算定

⑤地域生活支援事業（任意事業）の提供実績

◆日常生活支援

「訪問入浴サービス事業」の利用は平成27年度から平成28年度にかけて利用は増加しているものの、計画値を大きく下回って推移しています。

「日中一時支援事業・日中ショート事業」の利用は、概ね計画値通りとなっています。また、「日中一時支援事業・デイサービス事業」は平成27年度では概ね計画値通りの利用となっていました。平成28年度、平成29年度（見込み）では利用回数が大きく減少しています。

その他の日常生活支援の各事業は、継続して実施しています。

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	回	468	162	468	204	468	206
		人	36	22	36	26	36	24
	生活訓練等事業 講習会開催事業	有無	有	有	有	有	有	有
	生活訓練等事業 生活訓練等事業	有無	有	有	有	有	有	有
	日中一時支援事業 日中ショート事業	回	2,034	2,280	2,052	2,382	2,070	2,912
		人	226	229	228	238	230	214
	日中一時支援事業 デイサービス事業	回	4,156	4,227	4,520	2,910	4,916	2,762
		人	1,039	1,066	1,130	1,009	1,229	1,032
	地域移行のための 安心生活支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
	巡回支援専門員 整備事業	有無	有	有	有	有	有	有

◆社会参加支援

「スポーツ・レクリエーション教室開催」はレクリエーションや趣味などの各種教室が年20数回開催され、述べ200人程度の参加者があります。

「点字・声の広報発行事業」は、平成27年度では点字版を7人、声の広報を16人に配布しています。平成28年度では、点字版を6人、声の広報を17人、平成29年度（見込み）で、点字版を6人、声の広報を17人となっています。

一方、「奉仕員養成研修事業」は手話サークルへの補助金を通して、奉仕員の養成に取り組んでいますが、新たな登録には至っていません。

事業名		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	有無	有	有	有	有	有	有
	点字・声の広報発行事業	有無	有	有	有	有	有	有
	奉仕員養成研修事業	人	2	0	2	0	2	0

◆その他交付税算定事業

「自動車運転免許取得改造助成事業」は平成27年度で計画値通り4人の利用となっていますが、平成28年度及び平成29年度（見込み）は利用者が減少し、2人となっています。

「更生訓練費給付事業」は計画値を大きく上回る利用となっています。

事業名		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込み)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
その他交付税算定事業	自動車運転免許取得改造助成事業	人	4	4	4	2	4	2
	更生訓練費給付事業	人	12	27	14	26	16	23

4. 重点課題の設定

(1) 安心して生活を送るための保健・医療体制の充実

障害のある人が地域で生活を送るためには、医療体制の整備は必要不可欠です。本市において、紀南こころの医療センターの夜間・休日診療の終了に伴い、多くの人々が不安を感じています。安心して生活を送るために、県や医療機関への働きかけを行い、医療体制の整備を進める必要があります。

また、健診等に障害のある人がより受診しやすくなるよう手法の検討を行うとともに、障害の早期発見・早期支援のための体制の整備・充実を図る必要があります。

(2) 福祉サービスの適正化と切れ目のない支援体制の充実

障害のある人が必要としている支援は、一人ひとりの障害の程度や障害の種類、ライフステージによってさまざまです。各ライフステージにおいて関わる関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援体制の充実が重要です。特に、利用者の高齢化、多様化や障害の重度化に対応したサービスの調整が求められています。

障害のある人が必要とする福祉サービスを利用できるよう、その人に合った適正なケアプランを作成するとともに、サービス基盤を整える必要があります。本市は5市町村の合併からなる自治体であることから、地域差が生まれやすい環境です。特に、移動支援においては高いニーズがあり、高齢化に伴い、今後その必要性はより一層高くなることが予想されます。また、グループホームについては利用希望者が多くいるにも関わらず、サービスを提供する体制整備が追いついていません。

アンケート調査の結果から、障害のある人にとって相談支援事業は生活の拠り所となっていることがうかがえます。その一方で、相談支援専門員のケアが求められています。相談支援専門員が一人で課題を抱えることのないよう、委託相談、特定相談、一般相談の各分野の相談員が連携して多種多様なケース案件に対応できる体制の整備が必要です。

(3) 障害のある人への理解・啓発の促進

「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の不提供の禁止が明記されました。アンケート調査の結果において、差別や偏見を感じると答えた人の割合は、前回調査時から横ばいで推移しており、より一層の理解・啓発促進のための取組が求められています。

特に、知的障害や自閉症等、外見からわかりにくい障害については、障害特性の理解を得られることが難しいため、広く啓発する必要があります。また、保育所、幼稚園、学校等において、学習の機会や障害のある人とのふれあいを増やすことも大切です。

(4) 就労支援と継続支援の充実

障害のある人がその能力に応じて就労できるように、環境を整えることは重要です。アンケート調査の結果から、企業等で安心して働ける環境づくりに向けて必要なこととして、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」という回答が多くみられます。また、ヒアリング調査から、就労ができて人間関係の問題で継続できずにいる人や、障害のある人の経済的自立という視点において課題が挙げられています。障害のある人が働きやすく、やりがいのある就労環境の整備を進める必要があります。

そのため、市内の企業や、就労系のサービス提供事業所、就労に関する国・県の関係機関などが連携し、障害のある人の就労の場の確保と、就労の継続を支援する総合的な取組を推進していく必要があります。

(5) 福祉人材の確保と育成

各事業所からは、慢性的な福祉人材の不足が課題として挙げられています。また、利用者の高齢化、多様化や障害の重度化に対応できる人材の確保も求められています。そのため、人材の確保、人材の資質向上のための取組も喫緊の課題となっています。

ヒアリング調査の結果から、人材不足のために一人ひとりに寄り添えず、利用者のためになっていないと感じている声がみられました。アンケート調査の結果からも、福祉事業に関わる人の資質の向上を求める声が挙げられています。

(6) 地域で支えあう関係づくりの支援

地域の人との付き合いは、アンケート調査の結果からも、3障害ともに「会った時にはあいさつをする」の割合が最も高くなっており、地域とのつながりは一定保たれていることがわかります。地域で生活しやすい環境をつくるためには、地域の人とのつながりは必要不可欠です。日頃の付き合いから、“障害”を身近なものに感じ、心のバリア解消の一步にもつながります。

また、そうした地域のつながりは、災害発生時等において、とても大切なものとなります。災害発生時には、障害のある人に対する具体的な対応が十分に周知されていない状況です。アンケート調査の結果からも、一人で避難できないと答える人の割合が高くなっていくことから、災害発生時の対応について、関係団体や事業所との連携を図るとともに、町内会の協力を得て、地域ぐるみで支えあう体制整備が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる
障害者福祉（生涯福祉）のまち

本市ではこれまで、「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」を基本理念として、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任をもつとともに社会の一員として、社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図ってきました。国においては、障害のある人が地域で生活できるような福祉施策を充実させるとともに、平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、一人ひとりの尊厳を重視することの大切さが明記されました。

「第2次田辺市総合計画」においては、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」が理念に掲げられ、だれもが障害の有無に関わらず、互いの人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会の実現をめざすこととして、障害のある人の福祉増進を展開するとしています。

本市では、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らしていくために、すべてのライフステージにおいて一貫して支援できる福祉施策の推進を図っていきます。障害のある人が感じている日常生活や社会参加の困難は、学校や職場、地域社会等の環境との関係から生じるものと捉え、そうした障壁（バリア）を解消するために、多様な支援を行っていきます。

以上の視点をふまえ、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念として掲げることとします。

2. 計画の基本的視点

(1) 思いやりのあるまちづくり

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。一人ひとりの意思が尊重されるよう、人権の遵守と啓発を図ります。

(2) 安心して生活できるまちづくり

障害のある人が日常生活を安心して送れるよう、各種事業所と連携し、障害福祉サービスの充実を図り、生活しやすいまちづくりを推進します。また、生活習慣病等の予防、治療の推進等、保健・医療との連携を図り、障害や疾病の早期発見と早期治療につなげます。さらに、障害のある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

(3) 障害のある子どもへの支援

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備に努めます。また、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を促進することにより、次代の共生社会の実現をめざします。

(4) 生きがいのある生活を送るための支援

障害のある人の経済的自立と生きがいづくりを支えるため、就労機会の確保に向けた取組や職場における障害や障害のある人への理解の促進を図ります。生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障害のある人が気軽に社会参加できる体制整備をめざします。

3. 計画の基本目標

(1) 障害に対する理解と配慮の推進

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、障害があることが社会生活におけるハンディキャップとならないよう、合理的配慮を推進していきます。

(2) 保健・医療体制の整備

障害の要因となる疾病等の予防、治療の推進、障害や疾病の早期発見と早期治療に努めます。また、障害へとつながる疾病の予防と、重度化防止のためにも、早期から必要な医療につなげるための、医療体制の充実を図ります。

(3) 教育・保育の充実

一人ひとりの健やかな成長を促すため、障害の状況に応じた療育体制を整えることが大切です。乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及に努めます。

(4) 安心して生活を送るための支援

障害のある人一人ひとりのニーズに対応できるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備、安全・安心のまちづくりを推進します。また、身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めていきます。

(5) 社会参加の整備と充実

障害のある人が生きがいを持ち、いきいきと生活を送ることができる環境を整えることで、生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しむことができる活動の場や、就労の場の確保を実現していきます。また、道路や公共施設等の交通環境・生活環境だけでなく、人権尊重の徹底や相互理解の浸透等の心理的な面すべてにおいてバリアフリー化された社会の実現をめざします。

4. 計画の施策体系

基本理念

一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる
障害者福祉（生涯福祉）のまち

課題

1. 安心して生活を送るための保健・医療体制の充実
2. 福祉サービスの適正化と切れ目のない支援体制の充実
3. 障害のある人への理解・啓発の促進
4. 就労支援と継続支援の充実
5. 福祉人材の確保と育成
6. 地域で支えあう関係づくりの支援

基本的視点

1. 思いやりのあるまちづくり
2. 安心して生活できるまちづくり
3. 障害のある子どもへの支援
4. 生きがいのある生活を送るための支援

基本目標

1. 障害に対する理解と配慮の推進

2. 保健・医療体制の整備

3. 教育・保育の充実

4. 安心して生活を送るための支援

5. 社会参加の整備と充実

施策内容

- ①理解・啓発活動の推進
- ②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進
- ③福祉教育の充実と交流の促進

- ①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実
- ②地域医療・リハビリテーション体制の充実
- ③精神保健福祉に関する支援体制の充実
- ④難病患者や発達障害のある人への支援

- ①障害に応じた保育・学校教育の充実
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③進路の確立

- ①生活安定のための施策の充実
- ②住宅・生活環境の整備促進
- ③交通・移動対策の推進
- ④防災・防犯対策の推進
- ⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

- ①雇用の促進
- ②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進
- ③スポーツ・レクリエーション等への参加促進

第4章 障害者計画

1. 障害に対する理解と配慮の推進

(1) 方針

①理解・啓発活動の推進

障害のある人が安心して生活するためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人に対して正しい理解を深めることが大切です。

これまで、街頭啓発や公民館等で障害者問題や人権課題に対する講演会を開催してきました。しかしながら、アンケート調査の結果をみると、差別や偏見を感じることもあるかという質問に対して、身体障害のある人の2割、知的障害、精神障害のある人の4割が『感じる』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）と回答しており、前回調査（平成24年調査。以下同様。）と同水準での推移となっています。引き続き理解促進・啓発活動を推進し、差別や偏見を感じることをない社会をつくる必要があります。特に、内部障害や知的障害、精神障害、自閉症等、外見からわかりにくい障害については、より一層の理解が求められています。

また、アンケート調査の結果をみると、企業などで安心して働ける環境づくりに向けて必要なこととして、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」と答えた割合が高くなっています。そうした状況をふまえ、企業などの就労の場等においても障害に対する理解を促し、障害の有無に関わらず就労できる環境づくりに努めます。

②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進

広報活動として、視覚障害のある人を対象に、「声の広報」や「広報田辺点字版」を発行してきました。「広報田辺」は福祉サービスに関する情報を入手する手段としても活用されているほか、地域のさまざまな情報を知るための手段ともなっています。障害のある人に配慮した広報活動を推進するとともに、必要とする人が利用できるよう、周知する必要があります。

③福祉教育の充実と交流の促進

これまで、福祉教育の推進のために、小学5年生全員に副読本「ともに生きる」を配布するとともに、福祉教育担当者への研修を実施してきました。今後は障害のある人もない人も、ともに暮らしやすい社会をめざしていくために、あらゆる機会を通じて教育・啓発の取組を進めます。また、ビデオ・DVDソフト等の視聴覚教材の充実や学習支援に努めます。

また、障害者団体や家族の会、点字や手話等の障害のある人と一緒に行うサークル活動について支援を行ってきました。引き続き外出や運動の機会が少ない知的障害のある人や子どもを対象に、のびのび体を動かして楽しめるような事業を企画していくとともに、サークル活動を継続していけるよう支援します。

(2) 施策の体系

①理解・啓発活動の推進

障害や障害のある人に対する正しい知識と理解を普及していくため、啓発活動に取り組めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
理解促進・啓発活動の推進	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害のある人等に関する理解を深め、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図ります。	障害福祉室
	「障害者週間」「世界自閉症啓発デー」等の機会を活用し、広報・啓発活動を行います。	人権推進課 障害福祉室
障害者雇用のための意識啓発	公共職業安定所等との連携を図り、障害者雇用についての意識啓発に努めます。	障害福祉室

②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進

障害の有無に関わらず、地域の情報や必要とする情報を得やすいように合理的配慮に基づいた広報活動を推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
わかりやすい広報活動の推進	「広報田辺」やホームページを障害のある人にも利用しやすいよう、文字（大きさやフォント、色使いなど）や、文章の表現を用いて、わかりやすい広報活動に努めます。	企画広報課 障害福祉室
視覚障害にも配慮した広報活動	「声の広報」や「広報田辺点字版」を発行するとともに、すべての市民に市政情報がいきわたるよう、各種広報事業の周知を図ります。	企画広報課 障害福祉室

③福祉教育の充実と交流の促進

住民同士の交流を深め、互いに支えあうことのできる環境づくりのため、全世代を通じた福祉教育、地域との交流活動に取り組めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
福祉教育の推進	全小中学校を福祉教育推進校に指定し、教職員の研修の充実等、福祉教育の推進に取り組めます。	学校教育課
	福祉読本「ともに生きる」等の副読本・教材を活用し、思いやりの心を育む教育を推進します。	学校教育課
	「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、推進計画を策定し、市内全公民館、各種団体等で学習会を開催します。	学校教育課 生涯学習課 人権推進課
	地域、学校、公民館や職場等のあらゆる単位での学習及び啓発活動に活用するため、障害者問題を題材にした視聴覚教材の整備を図ります。	学校教育課 生涯学習課
福祉教育の推進	行事・イベントを企画するなかで、障害のある人との交流や障害者問題を含むさまざまな人権課題に関する講演会等を設定します。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課
交流の促進	田辺市社会福祉協議会やNPO、市民団体等と連携して、ボランティア活動や体験学習の機会を提供し、市民の参加を募ることで、障害のある人との交流の促進を図ります。	生涯学習課 障害福祉室
	障害者団体や家族の会、点字や手話等の障害のある人と一緒に行うサークル活動について支援します。	生涯学習課 障害福祉室

2. 保健・医療体制の整備

(1) 方針

①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実

アンケート調査の結果をみると、障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために必要な取組として、「障害のある方が不安なく過ごせるよう、健康づくり活動や相談・医療体制が充実している地域で暮らしたい」が障害種別に関わらず最も高くなっており、重点課題のひとつにも掲げています。

健診や各種健康相談等により早期に気になる状況を把握し、適切な対応をすることで、予防や、重度化防止につながります。早期発見のためには、些細なことでも見逃さず、気軽に相談できる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉・教育での連携を強化する必要があります。

各関係機関との情報・課題の共有を図り、一人ひとりのライフステージに応じた保健・医療体制を整えることが大切です。

②地域医療・リハビリテーション体制の充実

自立支援医療や重度障害者等医療費により、医療費負担の軽減を図るための取組を進めています。

地域の精神医療の拠り所のひとつであった「紀南・こころの医療センター」の夜間休日受診が閉鎖され、その代替的なものとして実施していた「夜間休日安心コールセンター事業」も、平成 29 年度で終了見込みであり、地域における精神科医療の早急な体制整備を進める必要があります。

また、専門医と地域の医療機関との連携や保健・医療等の関係機関の連携によるリハビリテーション体制の充実に努めます。

③精神保健福祉に関する支援体制の充実

精神疾患に関する知識の普及を図り、こころの健康づくりを推進することが大切です。これまで、「障害者相談支援事業」での精神障害のある人の相談体制づくりや、ひきこもり支援として相談窓口を設け、必要に応じた適切な支援機関への紹介、自助グループへの支援に取り組んできました。引き続き、精神障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、相談窓口や医療機関に関する情報提供を積極的に行っていきます。

また、本市における自殺者数については、長期的には減少傾向にあるものの、ここ数年増加傾向にあることから、こころの健康づくりと自殺死亡者数の減少に向けて、本市の自殺対策の基本的な方針を定めた「自殺対策計画」の策定に取り組めます。

④難病患者や発達障害のある人への支援

平成 27 年の「難病医療法」の施行により、難病患者も障害福祉サービスが利用できるようになりました。介護保険・障害福祉サービス等を含めた支援・サービスの提供による在宅生活の支援、医療の連携体制の強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。

また、発達障害について、現在実施している各種健診・相談の充実等により、早期発見・早期支援に向けた相談支援体制を整備します。保健・医療・福祉・教育の連携により、発達障害のある子どもが必要な支援を受けながら障害に応じた適切な教育を受けられる環境整備を行います。

(2) 施策の体系

①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実

田辺市民総合センター内の田辺市保健センターをはじめ、各行政局にある保健センターを中心に、関係機関との連携のもと、障害の予防、早期発見・早期療育体制の充実を図り、総合的な健康づくりを推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
健康づくりの推進	「田辺市健康づくり計画『元気たなべ 2013』」に基づいた事業を展開し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取組めるよう、継続的に支援します。	健康増進課
	各種イベント等の機会を活用し、障害につながる疾病予防、健康づくりに関する啓発に取り組めます。	健康増進課
母子保健事業の充実	胎児期からの障害や感染等の予防のため、妊産婦の健康づくりと保健対策の充実を図ります。	健康増進課
	ハイリスク妊婦への保健指導や、周産期における保健指導の充実と関係機関との連携体制を強化し、障害の予防を図ります。	健康増進課
	各種教室の開催や訪問活動等により、よりよい子育ての方法や障害に関する知識の普及を進めるとともに、療育環境を把握し、早期支援や虐待防止等に努めます。	健康増進課
	感染症による疾病や後遺障害を防ぐための各種予防接種率の向上に努めます。	健康増進課
成人及び高齢者保健事業の充実	生活習慣病や高齢に伴う疾病の予防のため、健康手帳の交付や、健康教育を通して、生活習慣病予防等の健康に関する事項について、正しい知識の普及と意識の啓発により、健康増進を図ります。	健康増進課
	介護予防・日常生活支援総合事業の実施等により、要支援・要介護状態になる前の介護予防、高齢期の健康な生活環境づくりを支援します。	やすらぎ対策課

②地域医療・リハビリテーション体制の充実

障害のある人の医療・リハビリテーションの充実のため、医療機関・福祉施設と連携し、提供体制の充実に取組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
医療体制の充実	「広報田辺」やホームページ等を活用して、医療体制や医療機関に関する情報の提供に努めます。	健康増進課 障害福祉室
	入院(入所)から、在宅での生活が可能となった障害のある人に対し、適切な医療が提供できるよう関係機関との連携を図り、医療体制の充実に努めます。	健康増進課
	医療機関において、障害のある人が自分の症状等を伝えることができるよう、また、医師から治療方法等の説明を受けることができるよう、通院時の意思疎通支援の整備を図ります。	消防本部 障害福祉室
リハビリテーションの充実	医療、介護保険、障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担をふまえ、提供体制の充実に努めます。	健康増進課 やすらぎ対策課 障害福祉室
医療費助成制度の充実	障害のある人に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障害者通院医療）及び重度障害者医療の利用を推進します。	保険課 障害福祉室

③精神保健福祉に関する支援体制の充実

精神保健対策及びこころの健康対策・自殺対策の充実に向けて、保健、医療、福祉及び雇用における各分野の関係者と連携し、支援体制の整備に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
精神障害のある人の地域生活への移行・定着の推進	医療機関や保健所、相談支援事業所・地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員等との連携を図りながら、さまざまな場面における相談体制の構築に努めます。	障害福祉室
	地域相談支援事業や新規事業である自立生活援助事業などの地域生活を支援する事業を活用し、精神障害のある人の社会的入院の解消と円滑な地域移行と定着を図るとともに、精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の確立をめざします。	障害福祉室
	精神障害のある人の社会復帰を促進するため、障害者就業・生活支援センターと連携し、就労に向けた取組を支援します。	障害福祉室
	「障害者雇用促進法」の改正に伴う、障害のある人の法定雇用率の引き上げを周知し、精神障害のある人の雇用機会の拡充に努めます。	商工振興課 障害福祉室
地域精神保健医療の充実	精神障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、救急医療体制の整備や医療機関を含む相互協力体制の整備を図り、医療の充実に努めます。	健康増進課 障害福祉室
こころの健康づくりの推進	「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」を中心に、相談体制の充実を図り、だれもが気軽に相談できる体制の構築に努めます。	障害福祉室
	主に思春期、青年期等に見られるひきこもり状態にある人に対し、支援ネットワークと連携して、居場所づくりに取組むとともに、適切な社会参加支援機関につなぎます。	健康増進課
	「自殺対策計画」を策定し、こころの健康づくりと自殺対策の総合的かつ効果的な推進に取組みます。	障害福祉室

④難病患者や発達障害のある人への支援

難病患者や発達障害のある人に対して、医療・福祉・教育・就労等の多分野の連携による円滑な支援体制づくりを推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費助成制度の周知と利用の促進	難病患者及び小児慢性特定疾患児には、保健所を中心とした相談体制の充実を図り、指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費の助成制度の活用を呼びかけます。	健康増進課 障害福祉室
児童の健診・相談の充実と療育指導・相談体制の整備	児童の発達段階に応じた健診や健康相談をはじめ、必要と思われる児童・家庭を対象に、発達相談・教室の開催や家庭訪問を実施するなど、早期発見・早期療育体制の整備を図ります。	健康増進課 障害福祉室
	障害のある子どもを対象とした活動の場を提供し、家族の負担軽減に努めます。	健康増進課 障害福祉室

3. 教育・保育の充実

(1) 方針

①障害に応じた保育・学校教育の充実

障害のある子どもが地域で適切な保育を受けることができるよう、公立の保育所職員に対して、研修会を開催し、職員の資質向上を図り、入所児童の状況に応じた柔軟な対応ができるよう努めてきました。しかし、既存の学童保育所での障害のある子どもの受け入れについては、福祉人材の更なる充実が求められます。保育・教育の体制の整備を進める上で、そこに携わる保育士・教職員等の専門的知識の習得や技能の向上、園舎や校舎等の施設整備、保育・教育環境の整備等が求められています。

②インクルーシブ教育の推進

事業所ヒアリングでは、保育や教育の場において、障害に対する理解に課題があるという声が挙げられています。そうした声に対して、インクルーシブ教育の理念である、「互いに尊重し理解し合うため、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会」の構築が大切です。

同じ場で共に学ぶ環境の教職員が障害に対する正しい知識を持ち、理解を深めることは、障害のある子どもに対する個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容の検討、教材等の工夫にもつながります。教職員に対する研修の実施による資質向上や、学校全体での指導体制の確立が求められています。

③進路の確立

障害のある子どもの自立と社会参加に向け、個性と能力、成長段階に応じた的確な進路指導を推進するとともに、そのための体制の充実、多様な進路の確保に努めます。

(2) 施策の体系

①障害に応じた保育・学校教育の充実

障害のある子どもの保育・学校教育の充実に向け、身近な地域で、専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育・教育が受けられる体制づくりを進めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
保育の充実	保護者・主治医・児童福祉施設等と連携を図りながら、障害のある子どもの障害種別や程度に配慮した障害児保育の充実に取り組みます。	子育て推進課
	学童保育所において、集団保育が可能な障害のある子どもの受け入れができるよう、職員研修等を実施し、職員の資質向上に努めます。	子育て推進課
学校教育の充実	特別支援教育への早期対応ができるよう、保護者を対象とした教育相談や相談体制の整備を図り、家庭での教育の充実に努めます。	学校教育課
	庁内の関係各課との連携を図り、対象児の早期把握に努めるとともに、積極的に就学相談に応じ、保護者が納得して適正な就学先が決められるように努めます。	学校教育課
	障害のある子どもがその教育的ニーズに応じ、適切な教育を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
	特別支援学校との連携を図りながら、「特別支援学級連合合宿」や「特別支援教育総合体育大会」等の行事を引き続き開催し、交流を図ります。	学校教育課
保育・教育環境の向上	障害のある子どもや発達障害のある子どもに対応できるよう、「田辺市特別支援教育研究会」を開催し、授業公開や情報交換等を行うことで、保育士・教職員等の意識や資質の向上に努めます。	子育て推進課 学校教育課
	障害のある子どもの就学前の状況を引き継ぎ、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容や方法、教材の工夫改善に努めます。	子育て推進課 学校教育課

②インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の理念である、「互いに尊重し理解し合うため、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会」の実現に向けて、共に学び合える環境の整備や、教職員をはじめとする教育関係者及び共に学ぶ児童・生徒への理解促進に向けた取組を推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
学校等における環境整備と教育支援の充実	障害の有無に関わらず、インクルーシブ教育の理念の下、できるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備するとともに、障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育と支援の充実を図ります。	学校教育課
児童・生徒、教職員、保護者の理解促進	児童・生徒、教職員、保護者のインクルーシブ教育への理解促進に取り組むとともに、学校等における合理的配慮を推進し、児童・生徒とその保護者の意向を尊重した教育の場の確保に努めます。	学校教育課

③進路の確立

学校卒業後の進路について、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所及びサービス提供事業所等と連携を図りながらきめ細かな対応を図ります。

施策名	施策の内容	主な担当課
進路の確立	児童・生徒やその保護者、一人ひとりの希望を尊重し、進路指導を行うとともに、作業所、事業所等との連携を強化し、職場体験学習を実施し、就労の定着に努めます。	障害福祉室
	進路開拓のための事業所見学や、就職後の職場訪問等、一貫した就労支援体制を構築します。また、支援学校が主催する会議等に参加し、教育相談・進路状況等の情報提供及び関係機関の情報提供を行い、支援体制の推進に努めます。	障害福祉室

4. 安心して生活を送るための支援

(1) 方針

①生活安定のための施策の充実

障害のある人の日々の生活を支える障害福祉サービス等の質と量の確保に努めます。制度改正の動向をふまえた新しいサービスの円滑な提供や障害のある人への支援の充実に努め、自己決定に基づく地域生活の実現をめざします。福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができるよう、障害者手帳交付時に丁寧な説明を行うとともに、ホームページ等への掲載により、各種制度の周知に努めます。

福祉サービスの継続的な提供やサービス利用者の高齢化・多様化、障害の重度化への対応に向けて、本市の基幹相談支援センターである「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」の相談体制の整備や、高齢者、児童、ひきこもり、生活困窮等各分野の相談窓口等との連携に努めます。

また、西牟婁圏域自立支援協議会等での活動を通じて西牟婁圏域内自治体や障害福祉サービス提供事業所等との連携を強化し、社会資源の整備や開発、福祉人材の確保と資質向上に努めます。

②住宅・生活環境の整備促進

「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「田辺市開発事業の指導要綱」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。また、公共施設等においてスロープや手すりの設置、住宅改修費の補助を行うなど、生活しやすい環境の整備に努めます。情報のバリアフリーやこころのバリアフリー等、合理的配慮の視点に基づいた取組も併せて推進します。

③交通・移動対策の推進

外出時の安全を確保し、健康管理や社会参加のためにも、引き続き各種サービスによる外出支援や助成等を行い、障害のある人や介助を必要とする人の外出支援に努めます。

また、道路のバリアフリー化、ガードレール、カーブミラー、道路照明等の交通安全施設の整備等についても、引き続き推進します。

④防災・防犯対策の推進

近年、日本全国において異常気象による災害や大地震などが多発しており、生活の安全に対する危機意識が高まっています。アンケート調査の結果をみると、災害発生時に一人で避難ができるかという設問に対し、「わからない」という回答が前回調査と比較して高くなっています。災害発生時は地域の人たちとの連携が重要となります。本市では、避難行動要支援者名簿を作成していますが、自治会や地域の自主防災組織での名簿の活用、防災訓練や要支援者に対する支援のあり方を、平時より検討する必要があります。

また、複雑化する犯罪に、障害のある人が巻き込まれないよう、啓発活動や情報の提供、相談支援体制に努めます。

⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

本市には、世界遺産である熊野古道や、龍神、本宮等の温泉観光地があり、障害のある人も安全に、安心して観光ができる観光地づくりの推進が求められています。これまでにオストメイト設備等の整備や、身体障害者用駐車場区画の整備等を行ってきました。引き続き障害のある人に配慮した取組を展開します。

(2) 施策の体系

①生活安定のための施策の充実

障害福祉サービスをはじめとする各種サービスについて、適切なサービス提供や、安心して生活ができるための支援と、その整備に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
年金・手当等の充実と制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当等の各種年金・手当等の制度の充実について、国・県に要望します。	市民課 障害福祉室
	「広報田辺」、ホームページや制度案内のパンフレットの配布等を通じ、各種年金、手当等の周知の徹底を図り、制度の活用を促進します。	市民課 障害福祉室
	障害のある人に対する医療費自己負担の助成、軽自動車税・自動車税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	税務課 保険課 障害福祉室
自立支援給付の円滑な推進	障害福祉計画に設定する自立支援給付の各サービスの見込量の達成に向けた整備に努めます。	障害福祉室
	地域相談支援や計画相談支援等を活用しながら、対象者に適切な自立支援給付の各サービスを提供できるよう取組みます。	障害福祉室
	関係施設の整備について、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉室

施策名	施策の内容	主な担当課
地域生活支援事業の円滑な推進	地域生活支援事業の実施にあたっては、国の要綱に基づきながら、地域の特性や利用者の状況をふまえ、柔軟な事業形態を選択し、効率的・効果的に実施します。	障害福祉室
関連制度の活用促進	補装具等その他の制度については、障害のある人の障害の状況等に合わせ、適切に利用ができるよう周知・支援をします。	障害福祉室
権利擁護・虐待防止対策の推進	障害のある人の権利擁護のため、「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度」の周知を図り、親族等による申立てが期待できない場合においては、「成年後見制度」の市長申立ての活用を図ります。	障害福祉室
	障害のある人への虐待防止の広報・啓発の取組や虐待ケースの早期対応について、関係機関と連携しながら取組みます。	障害福祉室
自立支援協議会の運営強化	西牟婁圏域自立支援協議会において、圏域内の自治体、サービス提供事業者等と連携を図りながら、地域生活支援拠点等の整備や、事業所・人材の育成、地域資源の整備・開発等に取組みます。	障害福祉室
	基幹相談支援センターの運営等広域的に取組むことにより効果的、効率的に実施できる制度・サービスについては、西牟婁圏域自立支援協議会において協議します。	障害福祉室

②住宅・生活環境の整備促進

障害の程度に関わらず可能な限りすべての人が利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの考え方のもと、住宅・生活環境の整備促進、情報バリアフリーに努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
誰にでもやさしいまちづくりの推進	「田辺市開発事業の指導要綱」や「田辺市開発指導要綱に関する技術的整備基準」等に基づき、だれもが暮らしやすい良好な生活環境の確保に努めます。	都市計画課 土木課 建築課
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「和歌山県福祉のまちづくり条例」等の趣旨に基づき、公共施設や民間建築物等について、誰にでもやさしい建築を推進します。	都市計画課 土木課 建築課
	物理的なバリアフリーだけでなく、こころのバリアフリーの浸透にも努めます。	障害福祉室

施策名	施策の内容	主な担当課
障害のある人・高齢者に配慮した住宅・生活環境の整備	公共施設へのスロープや障害のある人用のトイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続し、快適な生活環境づくりに努めます。	都市計画課 管理課 土木課 建築課
	障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備促進のため、費用の貸付制度や補助制度の周知に努めます。	建築課 やすらぎ対策課 障害福祉室
	市営住宅の新設や建替え時に障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進するとともに、空室入居募集の抽選時での優遇措置等障害のある人や高齢者に配慮した市営住宅の運営に努めます。	建築課
情報バリアフリーの推進	障害のある人の情報バリアフリーを推進するため、封筒への点字シール添付、市広報の点字・音声版の発行、手話通訳・要約筆記者の派遣、情報・意思疎通支援用具の給付等各種事業の整備に努めます。	企画広報課 障害福祉室

③交通・移動対策の推進

障害のある人の社会参加を促進するために、「田辺市バリアフリー基本構想」の推進と、交通安全施設の整備、移動支援の推進を図ります。

施策名	施策の内容	主な担当課
交通関連施設・道路等の整備	「田辺市バリアフリー基本構想」に位置づけられている各事業の推進を図ります。	土木課 都市計画課
	電車やバス等の交通機関について、障害のある人や高齢者が安心して利用できるよう、施設や設備の整備を働きかけます。	障害福祉室
	歩行者等の安全を確保するため、ガードレールやカーブミラー、道路照明等、設備の整備に努めます。	土木課
	歩行者や車椅子等での移動を妨げることや点字ブロック等を隠してしまうことがないように、自転車等の歩道への迷惑駐輪防止の啓発に努めます。	自治振興課 障害福祉室
	移動が困難な障害のある人に対する移動支援事業の推進を図ります。	障害福祉室

④防災・防犯対策の推進

「田辺市地域防災計画」をはじめとする各種防災関係の計画の推進を図り、避難行動要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに、障害のある人の消費者被害防止、地域における防犯活動の推進に取り組めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
防災・防犯対策の推進	地域住民による自主防災組織の形成や協力体制の確立、市民、消防署、警察署等による防災・防犯ネットワークの確立に努めます。	防災まちづくり課 自治振興課 福祉課 消防本部
	防災訓練等における避難訓練では、障害のある人や、高齢者、幼児、病弱者等の避難行動要支援者の保護に配慮した訓練を実施します。	防災まちづくり課 消防本部
	緊急通報システムや、聴覚障害のある人への緊急用ファクシミリ、メール 119 等の通信体制の充実に努めます。	障害福祉室 消防本部
	障害のある人の消費者被害を防止するため、啓発活動及び情報提供に努めます。	自治振興課 障害福祉室

⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

観光地における施設等のバリアフリー化を推進し、障害のある人が訪れやすい観光地の形成をめざします。

施策名	施策の内容	主な担当課
観光地におけるバリアフリーの促進	観光地における施設・設備のバリアフリー化に努めます。	観光振興課
	障害のある人に配慮した観光案内看板の設置、地図・パンフレット等の作成、観光施策等の情報提供に努めます。	観光振興課
	手話のできる観光ボランティアの育成等、観光地において障害のある人をサポートする人材の確保に努めます。	観光振興課 障害福祉室
	各種観光施設や観光案内所等と保健・医療・福祉の窓口との連携を図るなど、緊急時の対応が可能となる体制の整備に努めます。	観光振興課 健康増進課 障害福祉室

5. 社会参加の整備と充実

(1) 方針

①雇用の促進

ヒアリング調査の結果から、就労ができて人間関係の問題で継続できずにいる人や、障害のある人の経済的自立という視点において課題が挙げられており、就労意欲のある障害のある人に対して、多様な就労機会の確保と就労定着のための支援の充実を図る必要があります。

また、障害者法定雇用率が平成 30 年 4 月から引き上げられ、法定雇用率の達成、障害のある人の企業等への雇用促進のため、田辺公共職業安定所と連携を図りながら、企業等の理解を得る取組が求められています。

就労の場となる企業等への障害者雇用に関する啓発を推進するとともに、就労系のサービス提供事業所、国・県の関係機関等が連携し、障害のある人の就労の場の確保と就労の継続を支援する総合的な取組を推進していきます。

②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

福祉的就労の場は、一般就労が困難な障害のある人や一般就労に向けた作業・就業訓練を受ける障害のある人にとって、自立と社会参加への一歩となる大きな役割を担っています。

障害者就労施設に対する市役所等からの優先調達推進や、その他の支援を行うことで、福祉的就労の場の拡大と所得の向上を図ります。

また、就労移行支援等の事業を活用しながら、福祉的就労の場から一般就労への移行促進に取り組めます。

③スポーツ・レクリエーション等への参加促進

障害のある人がスポーツ等を通じて社会参加をすることは、健康づくりや生きがいづくりの観点からも重要な取組です。ヒアリング調査の結果から、障害者スポーツを体験できる機会の充実が求められています。しかし、レクリエーション活動等への参加者の固定化や、障害のある人を受け入れられる一般のサークルが少ない状況もみられます。さまざまな余暇活動の周知を図りながら、市内外の団体サークル等の情報共有や連携を図るとともに、施設のバリアフリー化や利用の際の減免等、障害のある人の社会参加を支援する体制と環境の整備に努めます。

(2) 施策の体系

①雇用の促進

障害のある人の就労の促進に向け、関係機関との連携・協力体制のもと、障害のある一人ひとりの状況に合わせた支援に取り組めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
雇用促進のための啓発の推進	公共職業安定所等との連携を図り、雇用助成金制度等の周知や法定雇用率についての啓発に努めます。	商工振興課 障害福祉室
	「田辺市雇用促進奨励金交付制度」の周知と利用促進を図ります。	商工振興課
就労の促進	公共職業安定所等と連携を図り、求人・求職の状況を把握し、広く情報を提供することにより、就労の促進を図ります。	障害福祉室
	障害の種別等に配慮しながら、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等に配置されているジョブコーチと連携し、就労支援を図ります。	障害福祉室
地方公共団体における障害者雇用の促進	市役所や市関連機関における障害者雇用の促進に努めます。	総務課
	障害のある人の職業訓練の場づくりとして、市役所や市関連施設での受け入れに努めます。	総務課

②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

各サービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図り、福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
福祉的就労の場の拡大	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達及び役務の提供を受ける契約の推進を図ります。	契約課 管理課 廃棄物処理課 スポーツ振興課 障害福祉室
	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の就労に関係する事業所に通所する障害のある人の交通費等の助成を行い、その経済的負担の軽減を図り、就労移行及び就労定着の支援を図ります。	障害福祉室
	就労移行支援事業、就労継続支援事業等の就労に関係する事業の充実のため、関係施設の整備については、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉室

施策名	施策の内容	主な担当課
一般就労への移行の促進	企業、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適用援助者（ジョブコーチ）等の活用により、障害のある人の一般就労への移行促進に取り組めます。	障害福祉室

③スポーツ・レクリエーション等への参加促進

地域の中で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできる環境づくりに取り組めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
スポーツ・レクリエーション等への参加促進	ボランティアやNPO、市民団体等と協力・連携し、障害のある人と地域の人々がともに参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、その周知に努めます。	スポーツ振興課 障害福祉室
	障害のある人がスポーツ・レクリエーション等に親しむ機会を増やすため、ニュースポーツ・レクリエーションの普及と指導員等の人材育成を図ります。	スポーツ振興課 障害福祉室
	社会体育施設等について、障害のある人の利用に配慮した整備や使用料の減免を行います。	スポーツ振興課

第5章 障害福祉計画

1. 平成 32 年度目標値の設定

本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 32 年度を最終目標年度として、以下の通り設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

これまでの地域移行の取組や入所者の高齢化、障害の重度化等により、地域移行者数は減少の傾向がありますが、地域生活移行者数及び施設入所者数の削減については、国の指針に基づき、それぞれ9%以上、2%以上となるように目標値を設定しました。国の指針では、第4期計画の未達成分を今回の目標値に加えて設定することになってはいますが、未達成であった地域移行者数（目標値 18 人、実績（見込み）値 1 人、未達成分 17 人）については、実情を勘案し、目標値に上乗せしないものとします。

その結果、平成 32 年度末の利用者数は 131 人となり、平成 28 年度末の利用者数から 3 人の削減とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数 [A]	134 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	13 人 9.7%	[A] のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	3 人 2.2%	[A] の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成 32 年度末時点の施設入所者	131 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行。 ○平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減。 ○平成 29 年度末において、第 4 期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
------	---

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが地域で包括的に確保されたシステムのことで、国の指針では、この地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者による協議の場を市町村ごとに設置することを求めています。

本市では、当地域の状況を考慮して、西牟婁圏域自立支援協議会において協議し、圏域を範囲として協議の場を設置することとします。

■成果目標（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）

項目	目標
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度末までに、圏域において協議の場を設置する

国の指針	○平成 32 年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する
------	--

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応の図れる体制としての地域生活支援拠点等の整備を、市町村または圏域において少なくとも1つを整備することを求めています。

そして、その具体的な機能として、相談支援機能、体験の機会・場の確保、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保及び地域の体制づくりの5つの機能が示され、また、整備類型としてグループホームまたは障害者支援施設に支援機能を付加する「多機能拠点型」、地域における複数の機関が連携し支援機能を担う「面的整備型」が示され、地域の実情に合わせて整備するとされています。

本市では、当地域の状況を考慮して、西牟婁圏域自立支援協議会において協議し、圏域を範囲として、面的整備型で整備することとします。

■成果目標（地域生活支援拠点等の整備）

項目	目標
障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、圏域内の事業所等が役割を分担して機能を担う「面的整備型」として圏域単位で整備する

国の指針	○平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを設置する
------	--------------------------------------

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行の成果目標を設定しました。

その結果、平成 32 年度中に一般就労に移行する人数は 20 人、平成 32 年度末に就労移行支援事業の利用者数は 16 人の設定とします。また、平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数は 1 か所、各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 [A]	13 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 [B]	20 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	1.53 倍	[B] / [A]
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 [C]	13 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 [D] の増加	16 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数
	23%増	[D] / [C]
就労移行支援事業所数	2 か所	平成 29 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1 か所	平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数（全体の 5 割以上）
【目標】就労定着支援による職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする ○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする
------	--

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅介護（ホームヘルプサービス）の支給が必要と判断された障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（全身性障害のある人等）または知的障害、精神障害があり行動上著しい困難を有し常時介護を要する障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害があり、移動に著しい困難を有する障害のある人に対して外出時にヘルパーを派遣して、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障害のある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

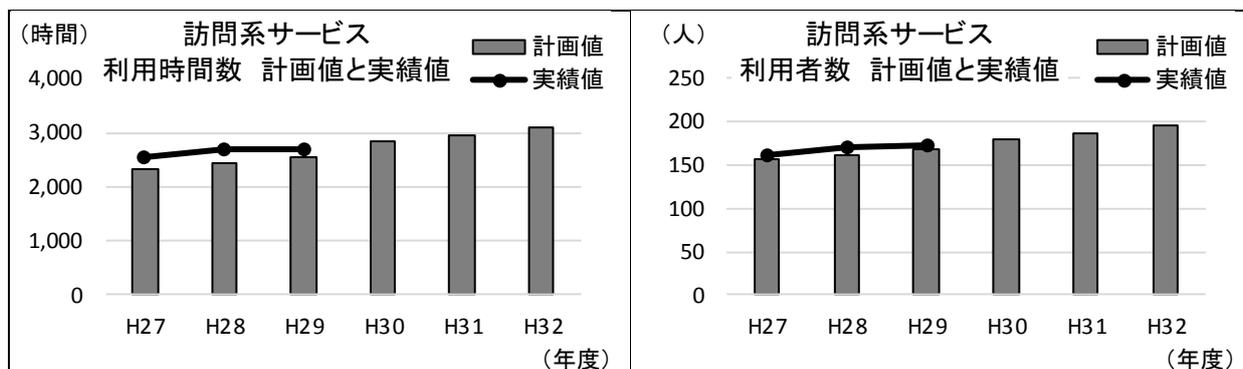
■見込量の設定

これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・病院からの地域移行者の見込み及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用時間数と利用者数を見込みました。

見込量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスを一体として定めます。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護、重度訪問介護	時間	2,844	2,970	3,113
同行援護、行動援護				
重度障害者等包括支援	人	180	188	197

※「時間」は1月あたりの利用時間数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、最も利用者数の多い居宅介護において、今後も利用者の増加が見込まれるとともに、それぞれの障害によって異なるニーズに対応できるサービスの確保が重要であることから、各事業所の取組が推進されるよう、県の研修等の情報提供や自立支援協議会の活動を通じ、福祉人材の確保・育成と利用者本位のサービスの向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

■内容

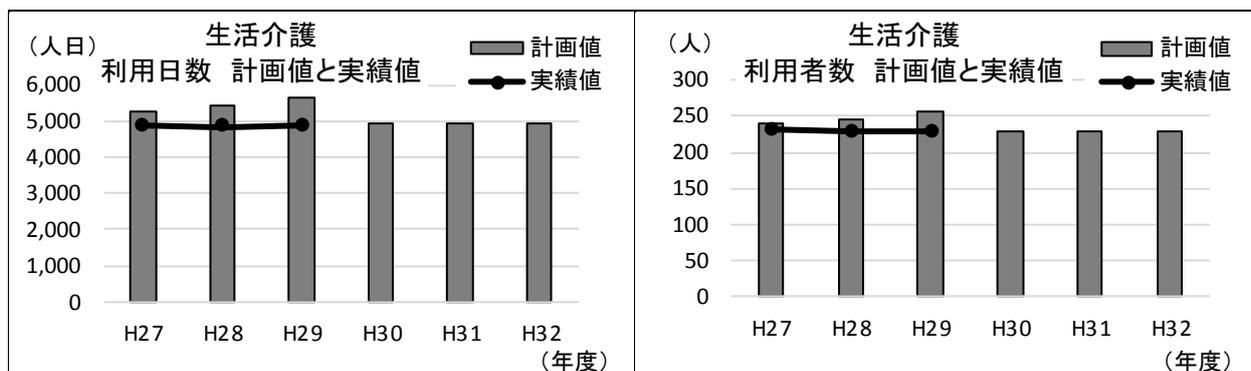
サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・精神科病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校卒業予定者数及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用者日数と利用者数を見込みました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日	4,922	4,922	4,922
	人	230	230	230

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

生活介護については、自立の促進や生活の改善に向けて、サービス提供事業所と共に質の向上に向けて検討し、障害のある人の社会参加と福祉の増進に努めます。

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

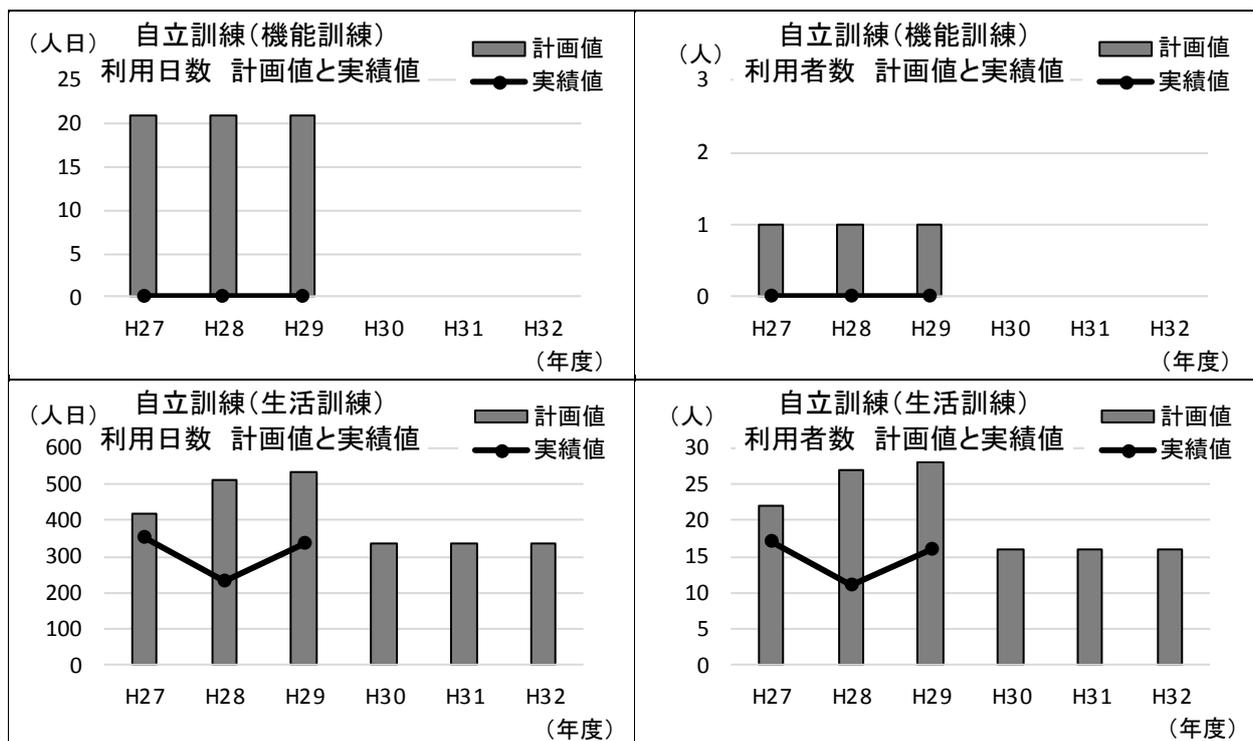
■見込量の設定

自立訓練（機能訓練）は、圏域に指定事業所がなく、これまで利用者がなかったため、利用者を見込みませんでした。

また、自立訓練（生活訓練）は、これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・精神科病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校卒業予定者数及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込みました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	338	338	338
	人	16	16	16

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

自立訓練事業については、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関との連携を強めるとともに、発達障害や高次脳機能障害のある利用者への対応等を検討します。

③就労移行支援

■内容

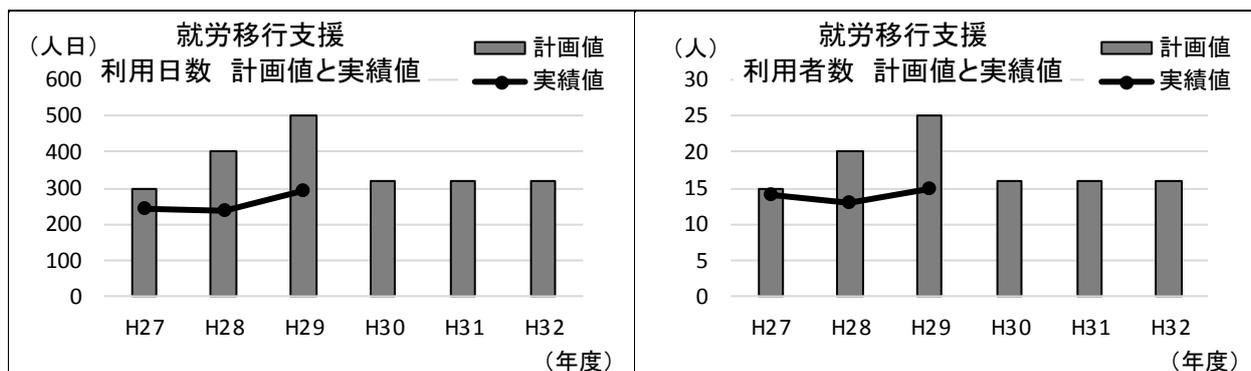
サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障害のある人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・精神科病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校卒業予定者数、事業所の設置状況及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込みました。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人日	322	322	322
	人	16	16	16

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

就労支援事業所と相談支援窓口との連携を強化し、進路における就労に対する意識を高め、効果的なサービスの提供ができるよう努めます。

④就労継続支援

■内容

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人を対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障害のある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった障害のある人、50歳に達している障害のある人等を対象に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	障害のある人の相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

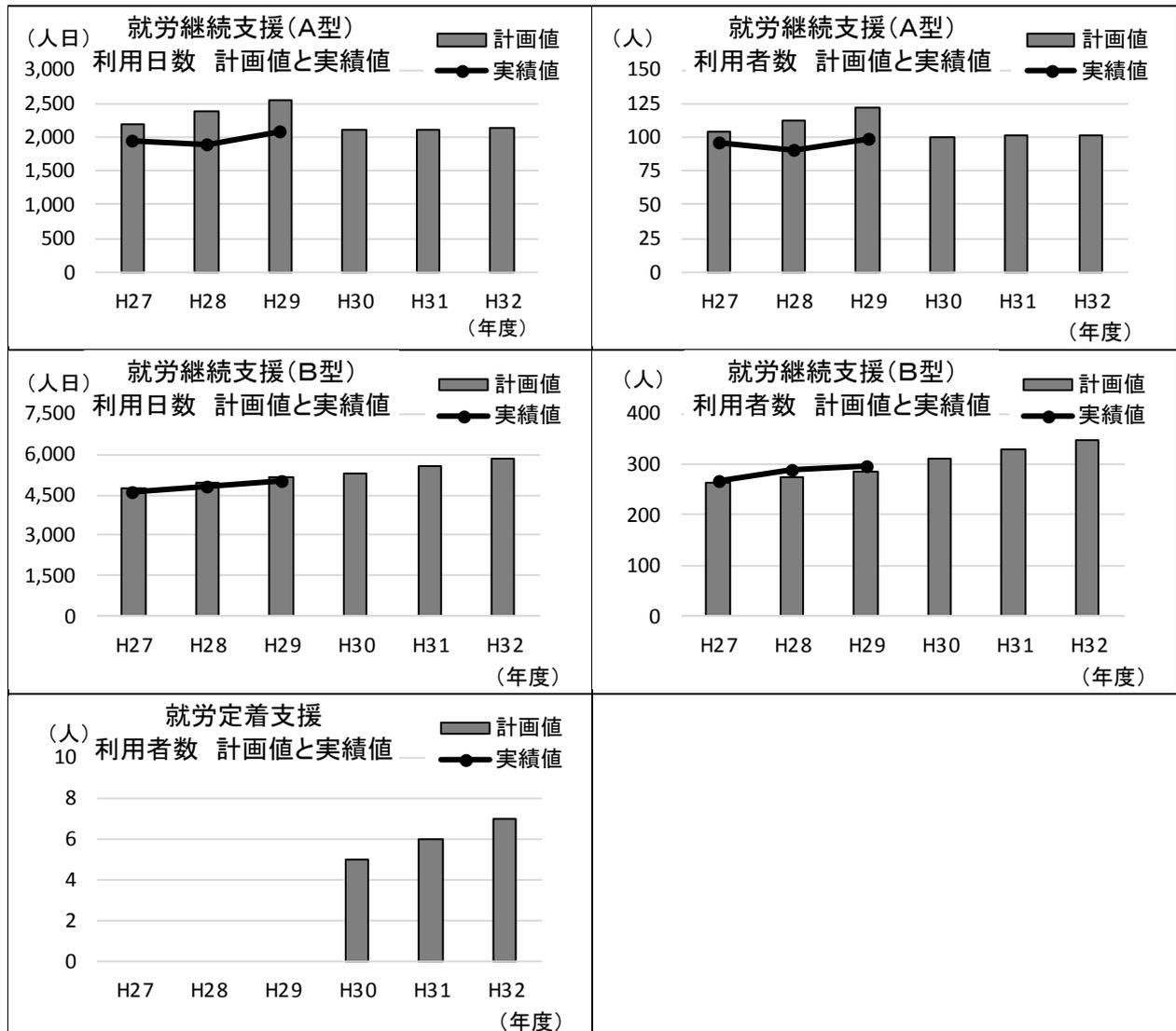
■見込量の設定

就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）については、これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・精神科病院からの地域移行者の見込み、地域の雇用情勢及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込みました。

就労定着支援は、平成30年4月からの新規事業ですが、平成30年度は就労移行支援利用者の3割が利用、以降は前年度の2割増と想定し、見込量を設定しました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	人日	2,100	2,121	2,142
	人	100	101	102
就労継続支援（B型）	人日	5,273	5,560	5,864
	人	312	329	347
就労定着支援	人	5	6	7

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

障害のある人の就労に対する意欲は高く、就労継続支援を通して就労の機会の提供に努めます。また、障害のある人の一般就労に向けて、適切な支援ができるよう努めます。

引き続き、施設整備への支援や支援人材の確保等の課題解決に向けた方策を検討します。

⑤療養介護

■内容

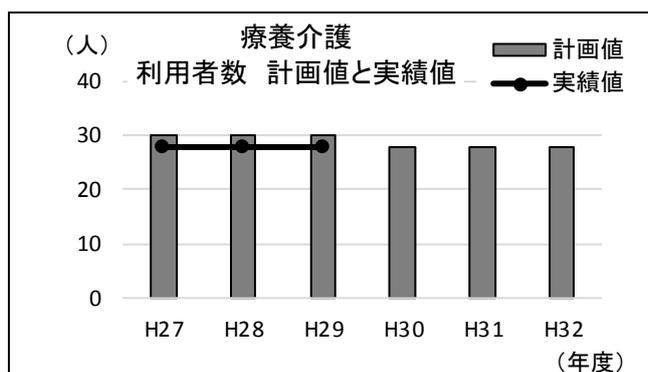
サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害のある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用実績、事業所の設置状況等を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	28	28	28

※「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

療養介護については、引き続きサービスの提供ができるよう、事業所と連携強化に努めます。

⑥短期入所

■内容

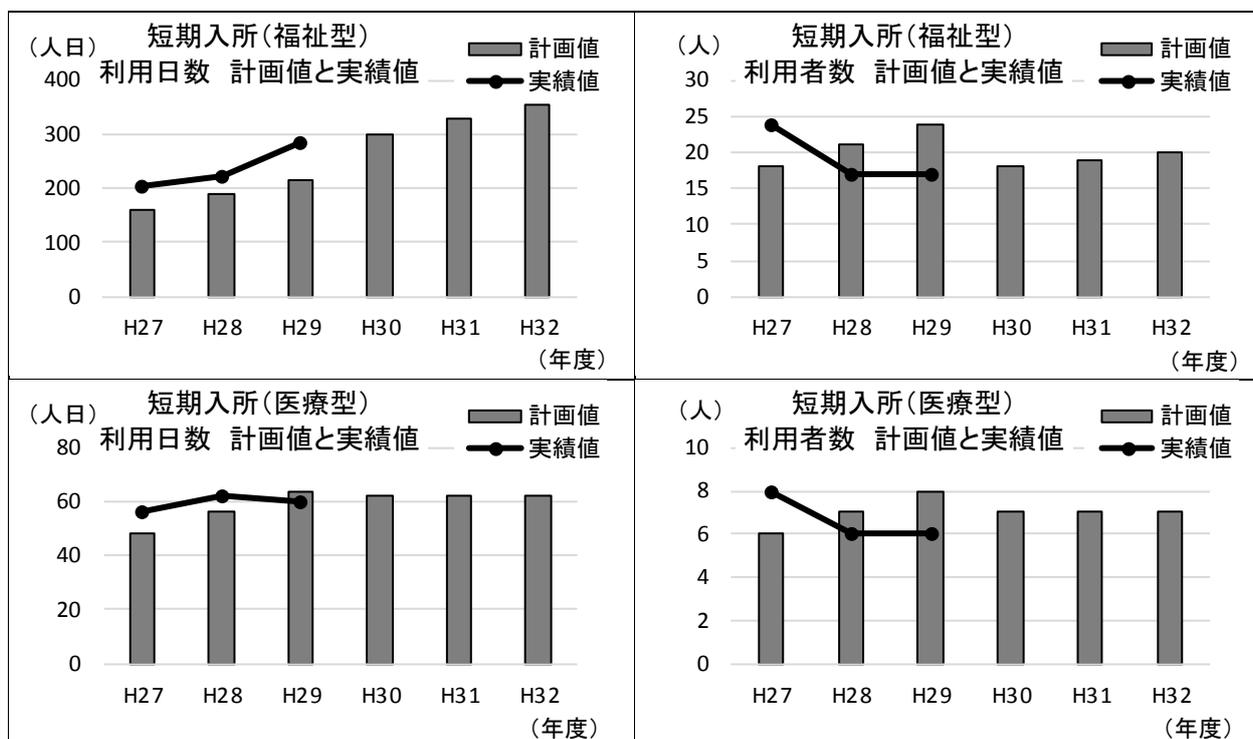
サービス名	内容
短期入所（福祉型）	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
短期入所（医療型）	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により病院、診療所、介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め病院等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、長期にわたる利用者の動向及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込みました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所（福祉型）	人日	301	328	355
	人	18	19	20
短期入所（医療型）	人日	62	62	62
	人	7	7	7

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

短期入所については、通常の利用についても、緊急時の利用についても、ニーズに対応したサービスを確保する必要があります。緊急対応が可能な短期入所の整備は、地域支援拠点としても重要であり、入所施設活用について事業所と連携した取組を検討します。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障害のある人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■見込量の設定

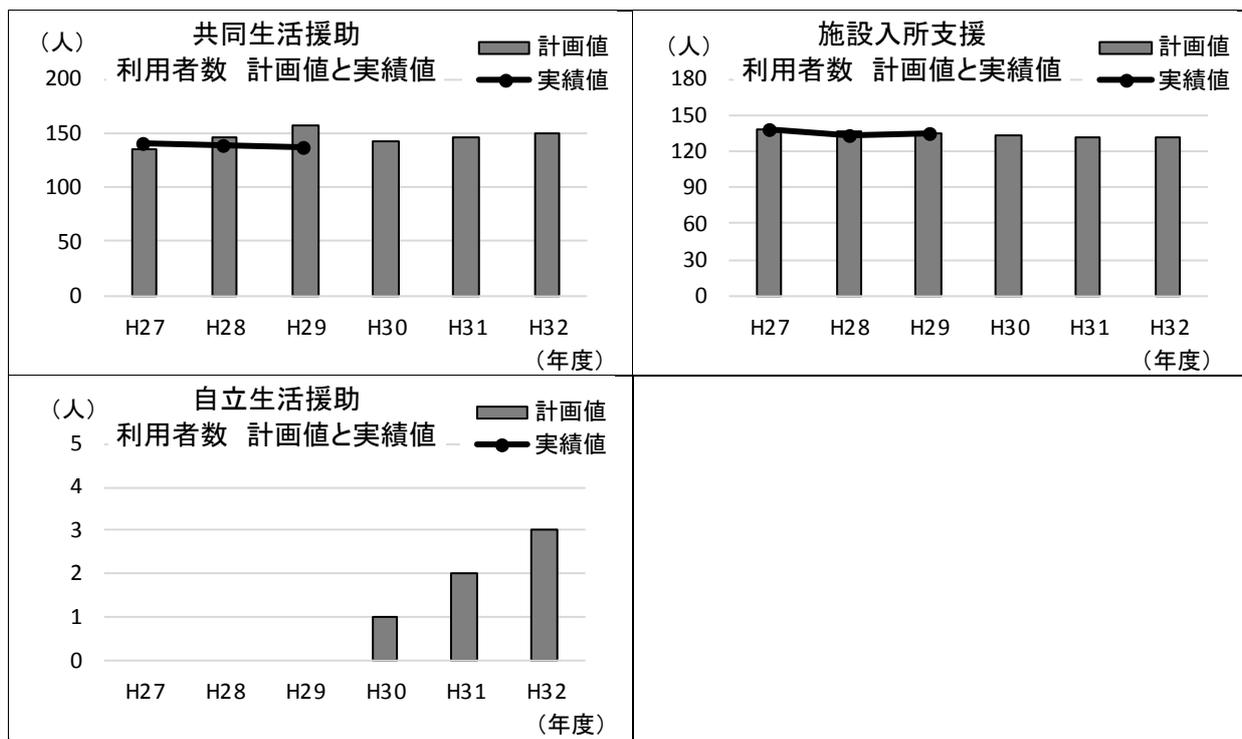
共同生活援助は、これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み、施設・精神科病院からの地域移行者の見込み及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用者数を見込みました。

施設入所支援は、「福祉施設の入所者の地域生活の移行」において、平成32年度末の施設入所者数を131人と設定しているため、平成32年度の見込量を131人とし、3年間で段階的に減少するように設定しました。

自立生活援助は、平成30年4月からの新規事業ですが、施設入所者の地域移行者数の目標値及び精神科病院からの地域移行者のうち利用が見込まれる者を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	142	146	150
施設入所支援	人	133	132	131
自立生活援助	人	1	2	3

※「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

居住の場としての共同生活援助（グループホーム）は、今後一層重要性が高まることから、引き続きグループホームの開設支援を行うとともに、グループホームの施設整備や、支援人材の確保等の課題解決に向けた方策を検討します。

施設入所支援については、成果目標の達成をめざす一方で、地域における生活の場の確保という観点から、実情に即した定員管理を行うとともに、利用者の高齢化・重度化もふまえた入所者の安全な暮らしの確保と生活の質の向上を図ります。

（４）相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障害のある人及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障害福祉サービスを利用する障害のある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障害のある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることのできるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態の相談等の支援を受けることのできるサービスです。

■見込量の設定

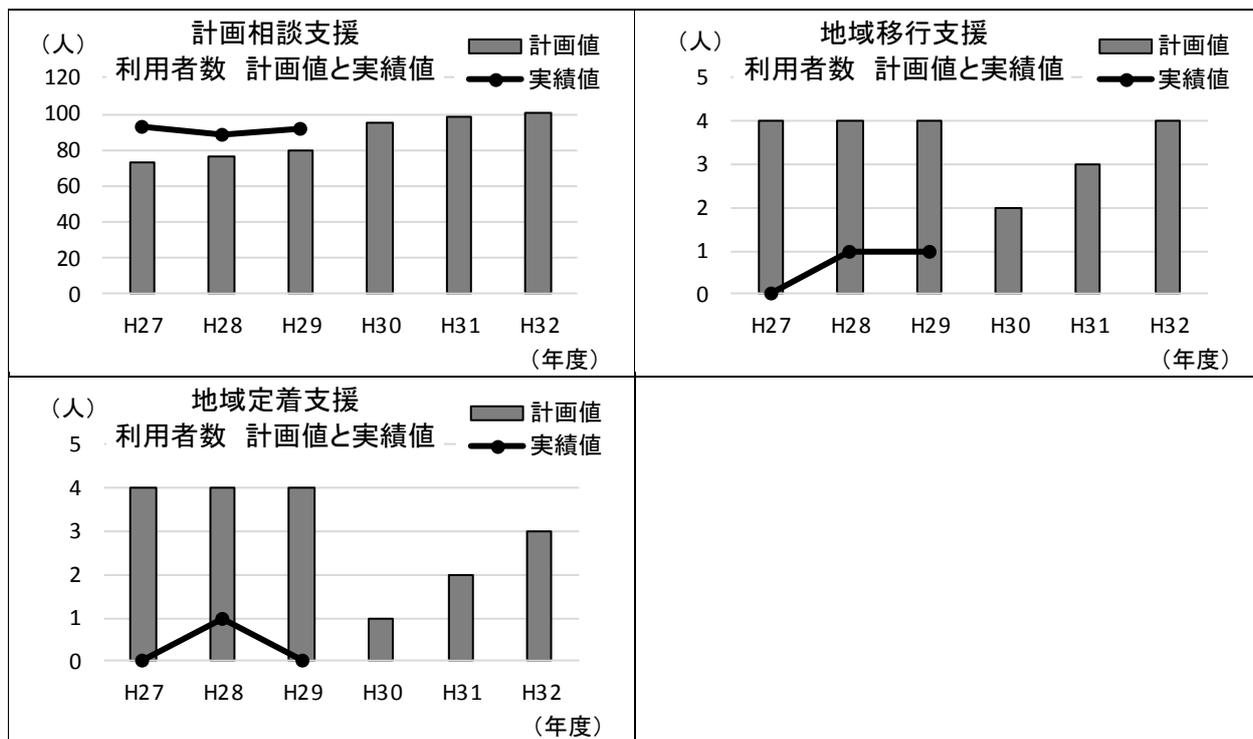
計画相談支援は、これまでの障害福祉サービス及び地域移行支援・地域定着支援の利用者数を勘案し、利用者数を見込みました。

地域移行支援は、これまでの利用実績、今後の施設・精神科病院からの地域移行者の見込み等を勘案し、利用者数を見込みました。

地域定着支援は、これまでの利用実績、在宅生活者で新規利用者の見込み及び地域移行支援利用後の地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込みました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	95	98	101
地域移行支援	人	2	3	4
地域定着支援	人	1	2	3

※「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

計画相談支援においては、相談支援事業者との継続した連携に努め、情報の共有を図ります。また、県等が実施する養成・研修への参加の促進や広報活動、啓発等を推進します。障害福祉サービス利用者全員に支援やモニタリングを行える体制の充実に向け、引き続き事業所と連携して相談支援専門員の養成や研修に取り組めます。

3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■見込量の設定

平成 28 年度から実施している事業ですが、引き続き実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

引き続き地域の実情や社会情勢をふまえた事業の充実により、社会的障壁の除去・軽減や地域における活動の支援に取り組めます。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
社会活動支援事業 (本人活動支援事業)	障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する事業です。
ボランティア活動支援事業	障害のある人及びその家族が行う社会復帰に関する活動に対する情報提供等、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援を行う事業です。

■見込量の設定

2 事業とも引き続き実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
社会活動支援事業 (本人活動支援事業)	有無	有	有	有
ボランティア活動支援事業	有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害のある人の活気ある生活の実現のためにも、社会活動支援を充実させるとともに、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援をします。

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行う事業です。市町村は、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置または委託することができ、総合的な相談業務、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等の業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援事業の機能強化を図ることを目的として、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望している障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援や家主等への相談・助言を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き、障害者相談支援事業及び住宅入居等支援事業を「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」において実施し、本市の基幹相談支援センターとして「ゆめふる」を位置づけます。

また、圏域内市町と連携し、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	有無	有	有	有
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害福祉サービスや生活に係る各種相談について、各種相談支援事業を充実させることで、各相談支援事業所での相談支援体制の連携をめざします。

基幹相談支援センターについては、西牟婁圏域自立支援協議会において、圏域内の相談支援機能の強化として、圏域内での基幹相談支援センターの設置についての検討がされる場合には、その方向に基づき対応します。

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」等の近年の法整備をふまえ、虐待防止や差別解消のための相談支援の強化に取り組むとともに、障害のある人の権利や支援制度についての情報提供を充実します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を利用することが望まれる知的障害、精神障害のある人に対し、その利用を支援する事業です。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人への権利擁護を図る事業です。

■見込量の設定

引き続き事業を実施し、市長申立てが必要なケースには、迅速に対応します。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	無

■見込量確保のための方策

障害のある人の権利を守るため、「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」と連携して、成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援ができるよう、体制の整備に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
手話通訳者設置事業	市行政の窓口到手話通訳者を設置し、意思疎通支援を行う事業です。
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	在宅で単身生活をしている視覚障害のある人で、その障害のために情報の制限があり意思疎通の図ることが困難な人を対象に、代読・代筆奉仕員を派遣し、情報の収集、意思疎通の円滑化等を行う事業です。
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	知的障害または精神障害がありその他の人と意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通を図る際の支援を行う人を派遣する事業です。

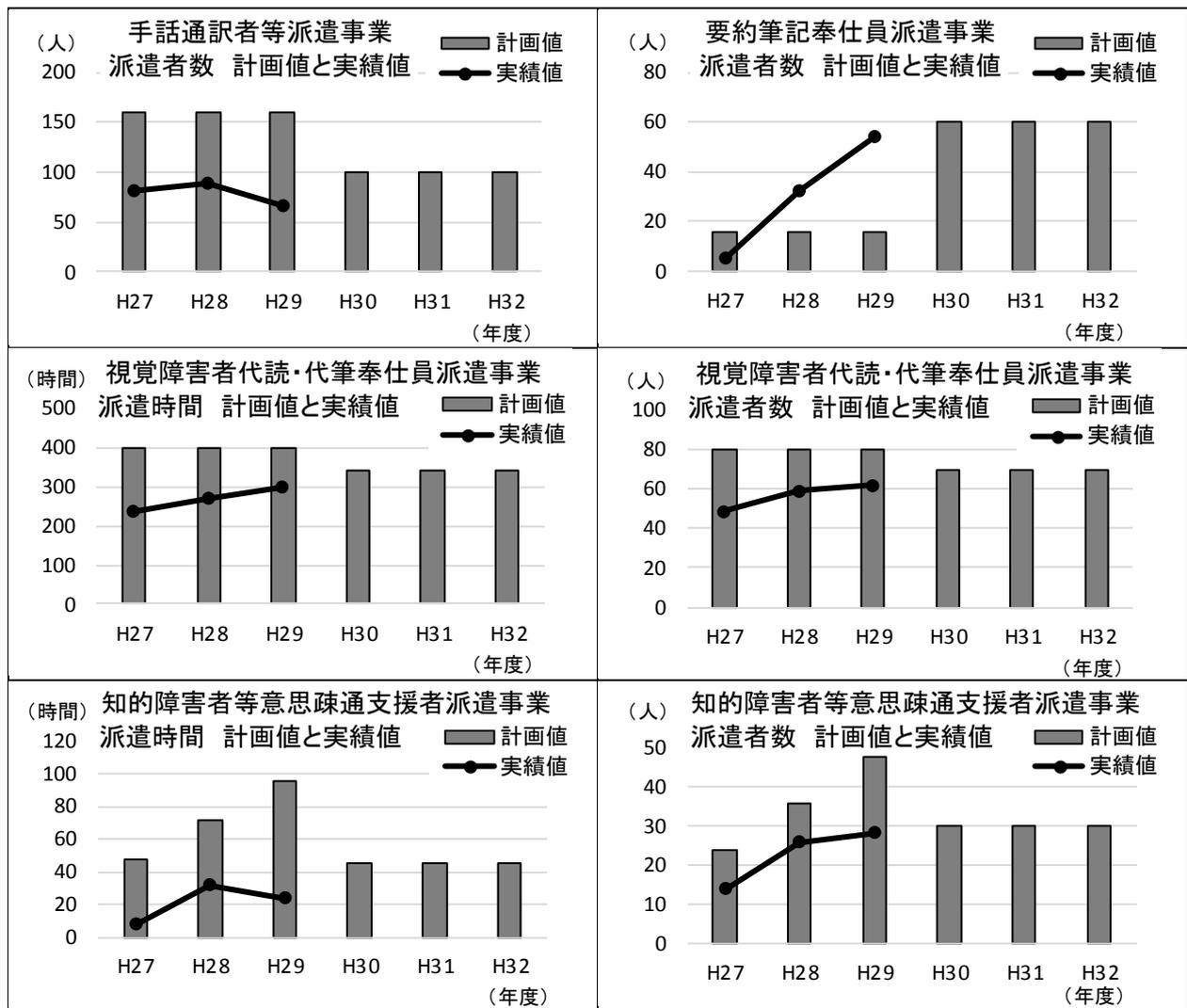
■見込量の設定

手話通訳者設置事業は、引き続き実施します。

その他の事業は、3年間の利用状況を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者等派遣事業	人	100	100	100
要約筆記奉仕員派遣事業	人	60	60	60
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	時間	340	340	340
	人	70	70	70
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	時間	45	45	45
	人	30	30	30

※「人」は1月あたりの利用者数



■見込量確保のための方策

障害のある人のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣ができるよう、人材の養成・確保に努めます。

(6) 日常生活用具等給付事業

■内容

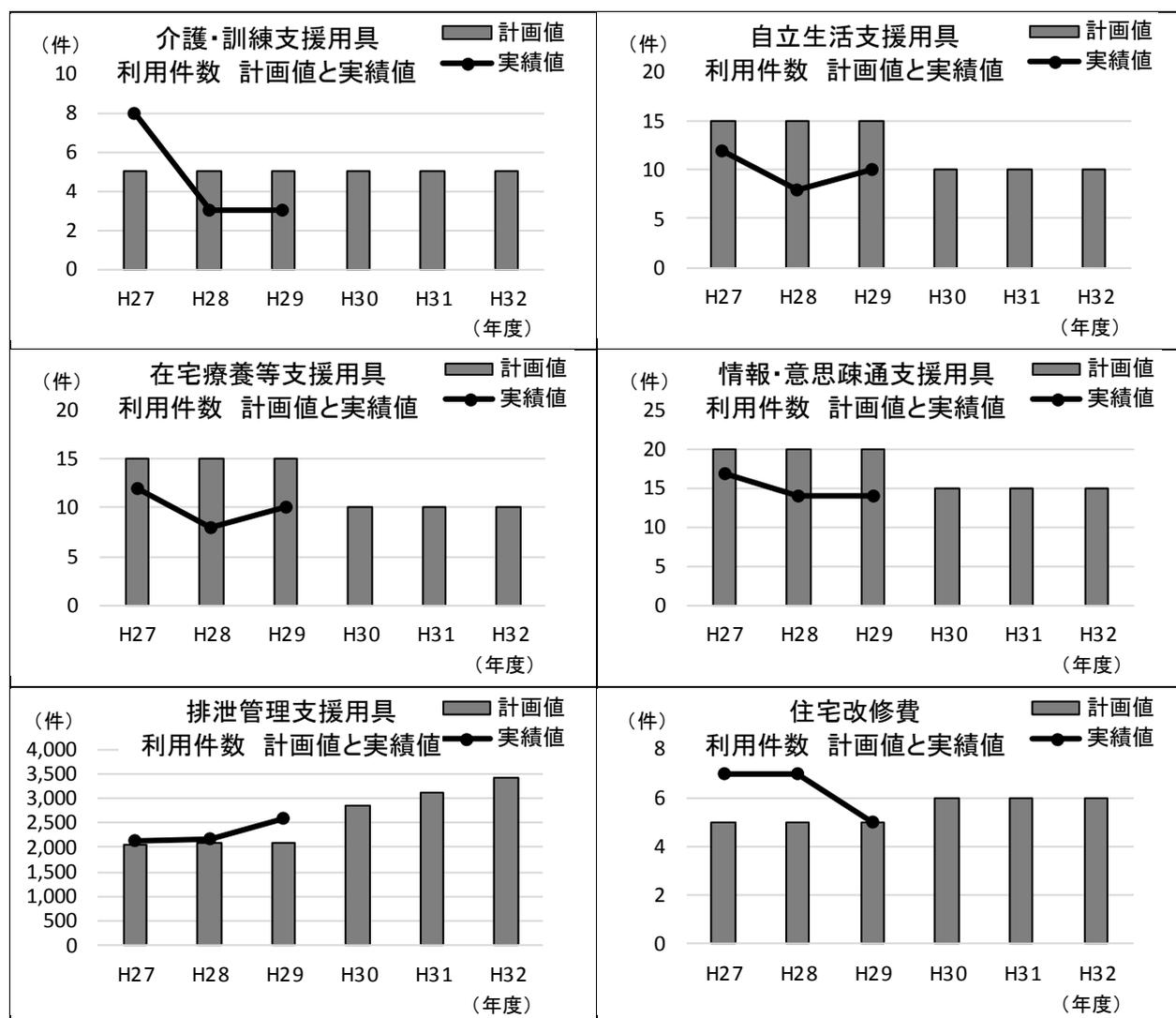
サービス名	内容
日常生活用具等給付事業	重度障害のある人であって、かつ当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具を給付する事業です。

■見込量の設定

利用実績を参考に、ストマ用装具を含む排泄管理支援用具については毎年の利用の伸びを勘案し、その他の用具については一定の利用件数として、見込量の設定を行いました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排泄管理支援用具	件	2,836	3,120	3,432
住宅改修費	件	6	6	6

※「件」は年間の給付決定件数、なお排泄管理支援用具は1月分を1件として積算



■見込量確保のための方策

日常生活の便宜を図るために、新しく開発された福祉用具等の効果的な物品の速やかな導入を検討します。また、技術発展による用具の機能向上等に合わせて、給付する支援用具の見直しを検討します。同等の性能を有する用具についてはより安価な物品の導入を検討するなど、事業の効果的な運用に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

■見込量の設定

平成30年度からの新規事業として、3年間の実施を予定します。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

手話の普及を図るとともに、手話に対する理解の促進や聴覚障害のある人との交流の促進につながるよう取組みます。

(8) 移動支援事業

■内容

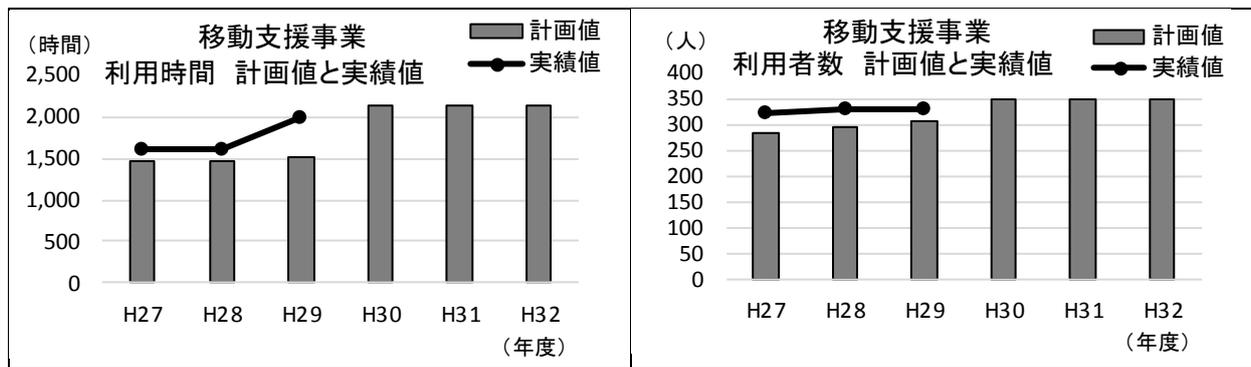
サービス名	内容
移動支援事業	視覚障害、全身性障害、知的障害または精神障害があり屋外の移動が困難な人に対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

■見込量の設定

これまでの利用実績を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	時間	2,135	2,135	2,135
	人	350	350	350

※「時間」は年間の利用時間数、「人」は年間の利用者数



■見込量確保のための方策

ニーズの増加に対応するため、事業所やガイドヘルパーの確保に努めるとともに、質の確保の観点からの対策を検討します。また、事業所に対し、県等が実施する養成研修の情報提供を行います。

(9) 地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作活動または生産活動をする機会の提供や、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

地域活動支援センターの職員数の適正規模を考慮し、機能の充実に努めます。

また、他の自治体で実施している地域活動支援センター事業に本市の市民が利用する場合には、設置自治体と協議の上対応します。

4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量

(1) 日常生活支援事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	この事業の利用をしなければ入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により浴槽を提供し、居宅で入浴できるサービスを行う事業です。
生活訓練等事業 (生活訓練等事業)	精神科病院に入院している、または地域で生活している障害のある人に対し、地域移行または地域定着を進めるにあたり、日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、体験的、試行的、緊急的に障害福祉サービスに相当するサービスを利用することができる事業です。
生活訓練等事業 (講習会開催事業)	障害のある人等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
日中一時支援事業 (日中ショート事業)	障害のある人に対して通所サービス事業所等で見守り、入浴、排せつ、食事等の介護等の支援を行うとともに、日常的に介護をしている家族等の一時的な休息の場を確保する事業です。
日中一時支援事業 (デイサービス事業)	障害のある人に対して日中における活動の場を確保し、創作的活動、文化的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行うことにより、自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減する事業です。
地域移行のための 安心生活支援事業	緊急的な宿泊が必要な障害のある人に一時的な居室を提供するなど障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らすことのできる地域生活への移行や定着を支援する事業です。
巡回支援専門員整備 事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、5歳児発達相談等によって、子どもの発達が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、障害のある子ども等の福祉の向上をめざす事業です。

■見込量の設定

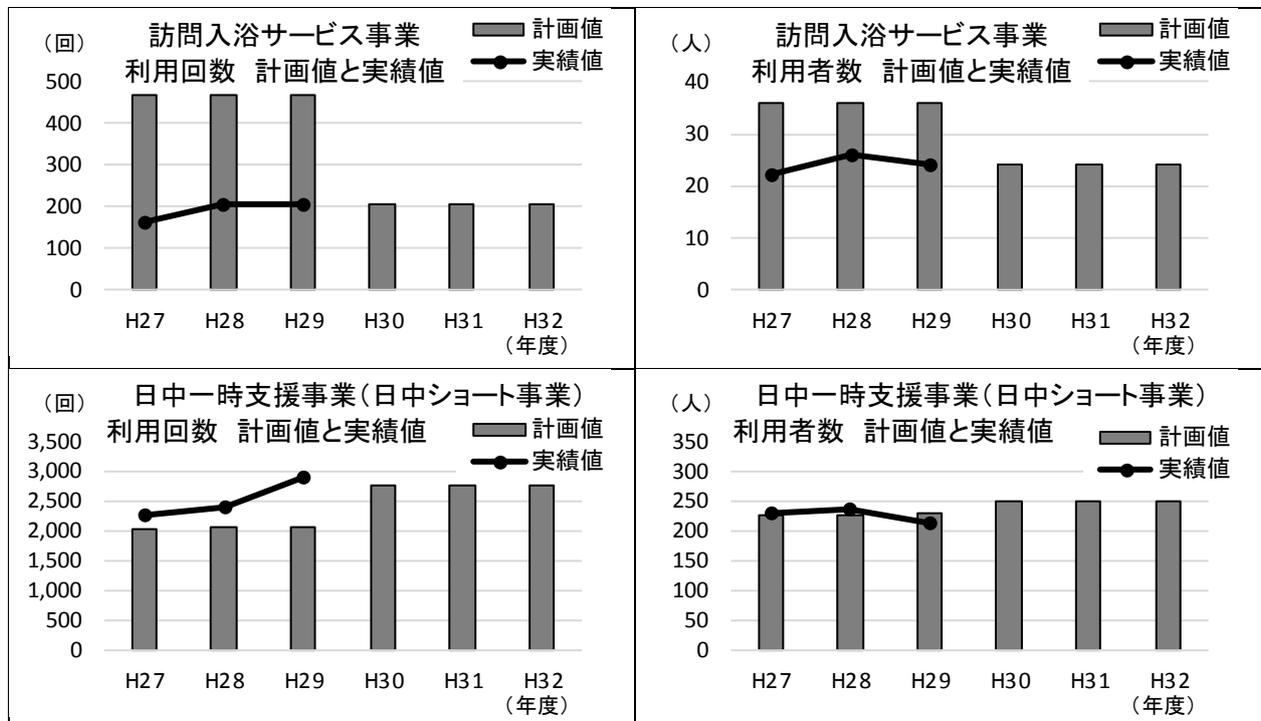
訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業・日中ショート事業及び日中一時支援事業・デイサービス事業については、これまでの利用実績等を勘案し、見込量を算定しています。

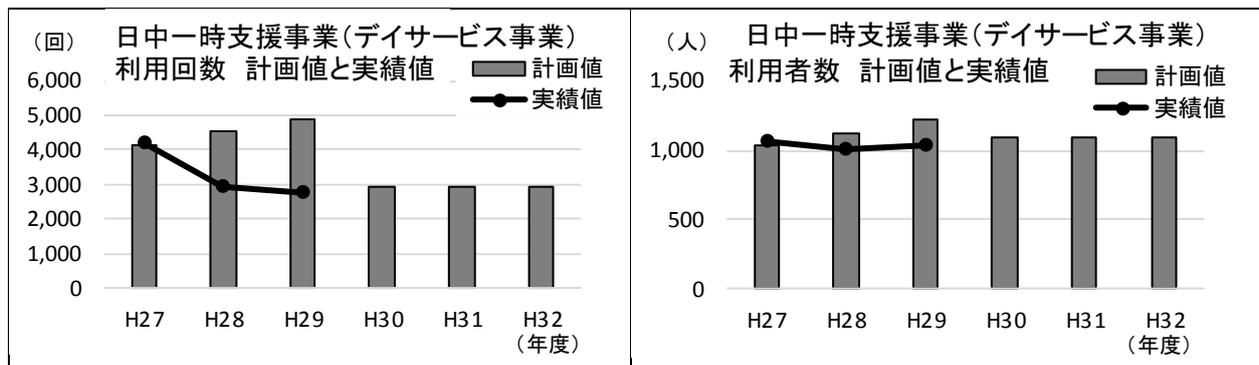
地域移行のための安心生活支援事業については、引き続き、圏域での事業として実施します。

その他の事業については、引き続き事業を実施します。

区分		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス		回	206	206	206
		人	24	24	24
生活訓練等事業	生活訓練等事業	有無	有	有	有
	講習会開催事業	有無	有	有	有
日中一時支援事業	日中ショート事業	回	2,775	2,775	2,775
		人	250	250	250
	デイサービス事業	回	2,948	2,948	2,948
		人	1,100	1,100	1,100
地域移行のための安心生活支援事業		有無	有	有	有
巡回支援専門員整備事業		有無	有	有	有

※「回」は年間の利用回数、「人」は年間の利用者数





■見込量確保ための方策

訪問入浴サービスは、身体の清潔の保持に限らず、こころの健康にもつながる事業であり、福祉人材の育成を通して満足度の高いサービスの提供に努めます。

生活訓練事業は事業所と連携を図りながら、より効果的な事業の展開を検討し、質の向上に努めます。

日中一時支援事業は、サービスの必要性の高い人に適切にサービスの提供ができるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

地域移行のための安心生活支援事業の内容については、圏域内自治体と協議しながら対応します。

(2) 社会参加支援

■内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人等を対象として、各種レクリエーション教室を開催することにより、障害のある人等の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する事業です。
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音声訳等の広報を定期的に提供する事業です。

■見込量

各事業とも、引き続き実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	有無	有	有	有
点字・声の広報発行事業	点字	有無	有	有
	音声	有無	有	有

■見込量確保のための方策

障害のある人の社会参加のためにも重要な事業です。関係機関との連携を図り、事業の充実に努めます。

(3) その他交付税算定事業

■内容

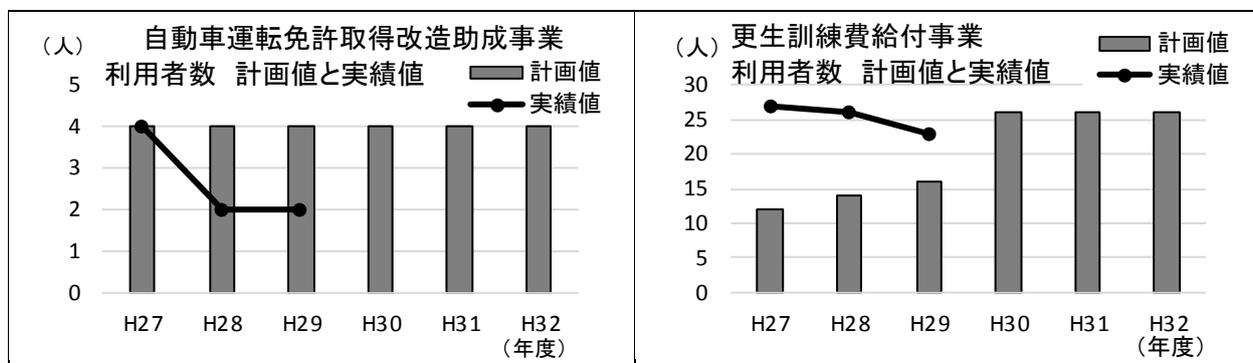
サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害のある人が自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造する場合の費用を補助する事業です。
更生訓練費給付事業	自立訓練事業、就労移行支援事業を利用している障害のある人が更生訓練を行う場合に、その訓練に要する費用を支給することにより、自立生活を支援する事業です。

■見込量の設定

補助事業から交付税算定事業へと変更されましたが、各事業とも、引き続き実施します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	4	4	4
更生訓練費給付事業	人	26	26	26

※「人」は年間の利用者数



■見込量確保のための方策

支援の必要な人が適切に支援を受けられるよう、各事業所等との連携を図り、事業の周知に努めます。

第6章 障害児福祉計画

1. 平成 32 年度目標値の設定

本計画では、障害のある子どもの地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成 32 年度を最終目標年度として、以下の通り目標値を設定します。

(1) 障害児通所支援の提供体制

国の指針に基づき、障害児通所支援の提供体制の成果目標を設定しました。

児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、すでに、現在までに国の指針を達成していることから、本計画では、既存事業所への支援と、障害のある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、新たな事業所のサービス提供事業所の開始も想定します。

■成果目標

項目	目標	平成 28 年度末時点の達成状況
児童発達支援センターの設置数	一層の充実を図る	圏域内で 1 か所設置され、国の指針は達成済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	一層の充実を図る	圏域内で 2 か所設置され、国の指針は達成済み
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	圏域で各 1 か所設置	—
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	圏域で設置	—

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置。 ○平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。 ○平成 32 年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保。 ○平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。
------	--

2. 障害児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の継続的な実施や、放課後等の居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある子どもに対して、その施設を訪問し、その施設における障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある子どもなど、重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、日常的に医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量の設定

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、これまでの利用実績、今後の新規利用者の見込み及び平均的な一人あたりの利用量等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込みました。

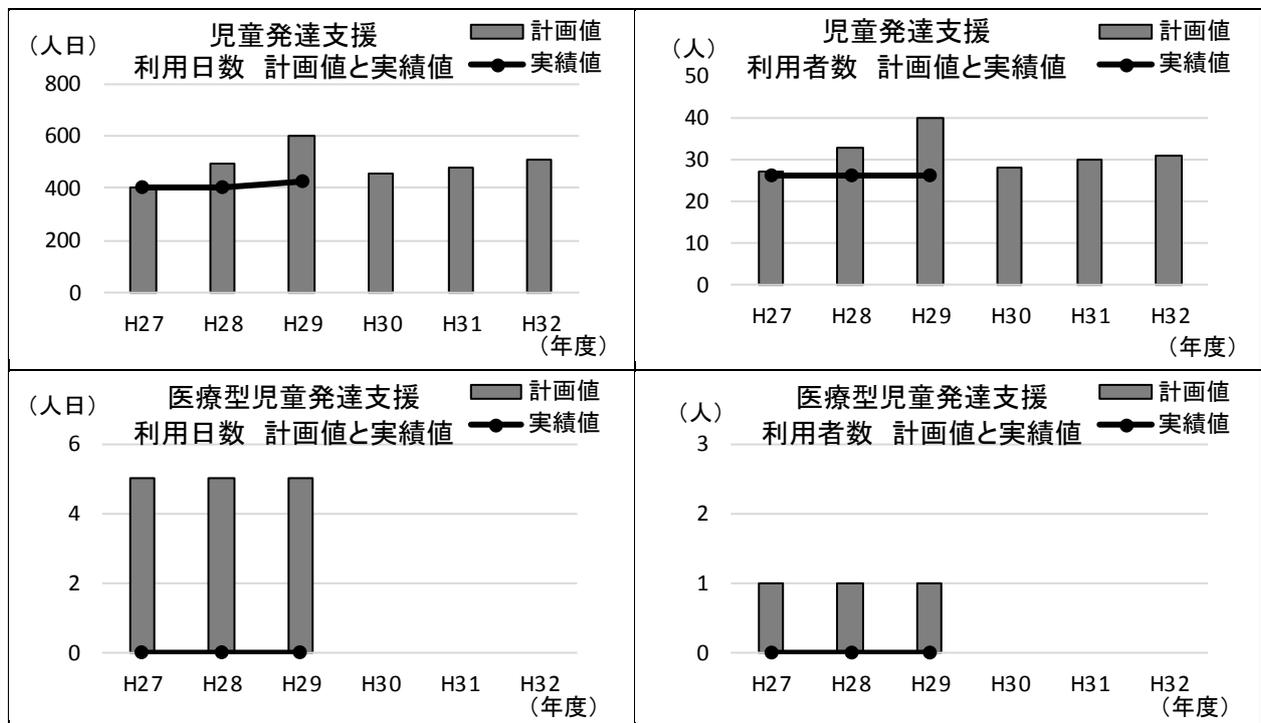
医療型児童発達支援については、これまでも実績はなく、圏域内に指定事業所はないことから、本計画では見込量を設定しませんでした。

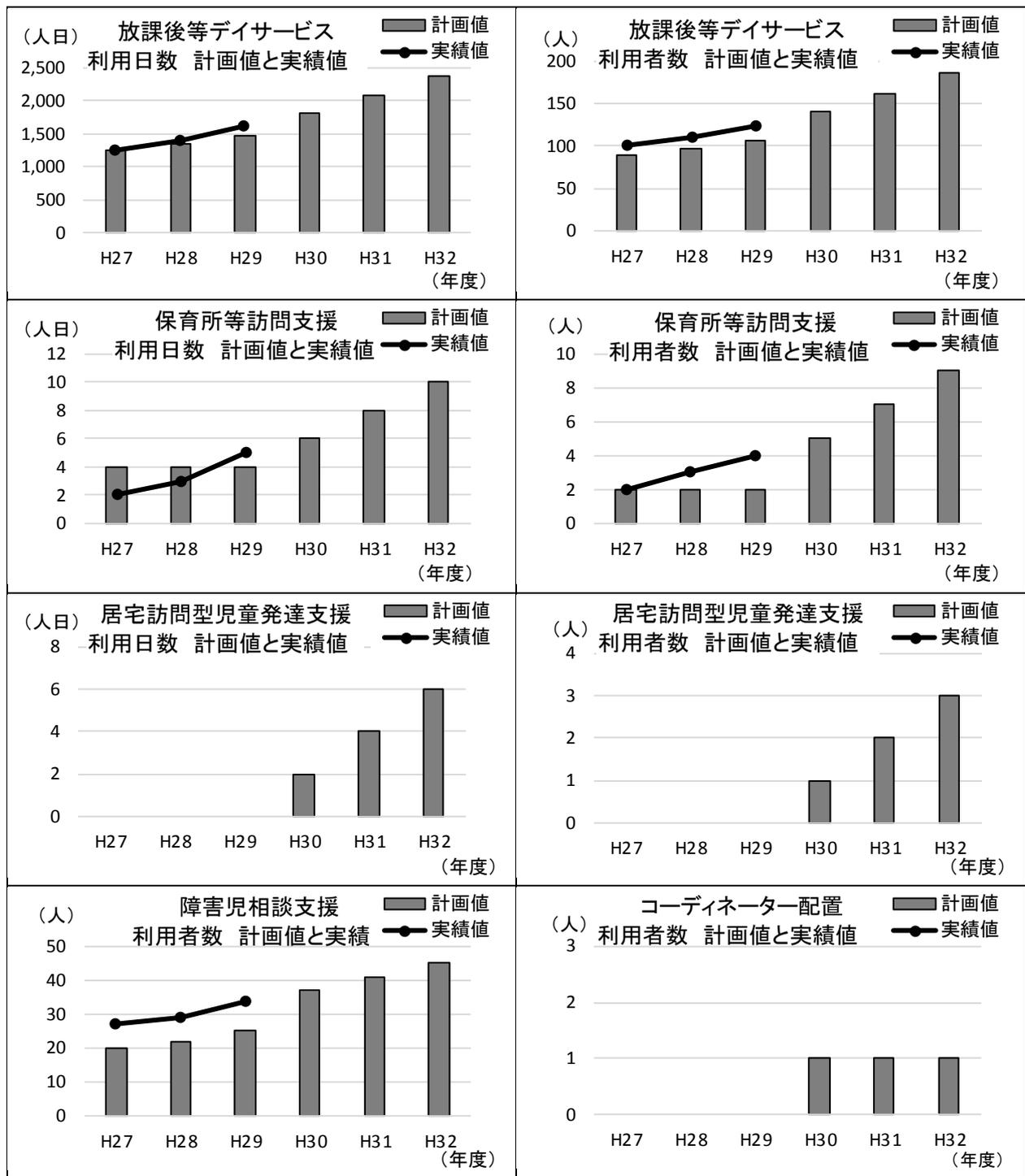
居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度からの新規事業ですが、児童発達支援の重症心身障害のある子どもの決定件数等を勘案し、利用量を見込みました。

障害児相談支援は、障害のある子どもの各サービスの利用者数を勘案し、利用者数を見込みました。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日	455	482	511
	人	28	30	31
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,805	2,074	2,381
	人	141	162	186
保育所等訪問支援	人日	6	8	10
	人	5	7	9
居宅訪問型児童発達支援	人日	2	4	6
	人	1	2	3
障害児相談支援	人	37	41	45
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1

※「人日」は1月あたりの利用日数、「人」は年間の利用者数





■見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズに見合った実施体制の整備に努めます。また、肢体不自由児、重症心身障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子ども等、重度の障害のある子どもに対する支援体制について、平成30年度末までに設置する協議の場で見込量確保の方策を検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布やホームページでの公表等により、本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人・子どもに関する理解・啓発を進めるための取組や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組は、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもとで重点的な広報を行います。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者との連携の強化を図ります。

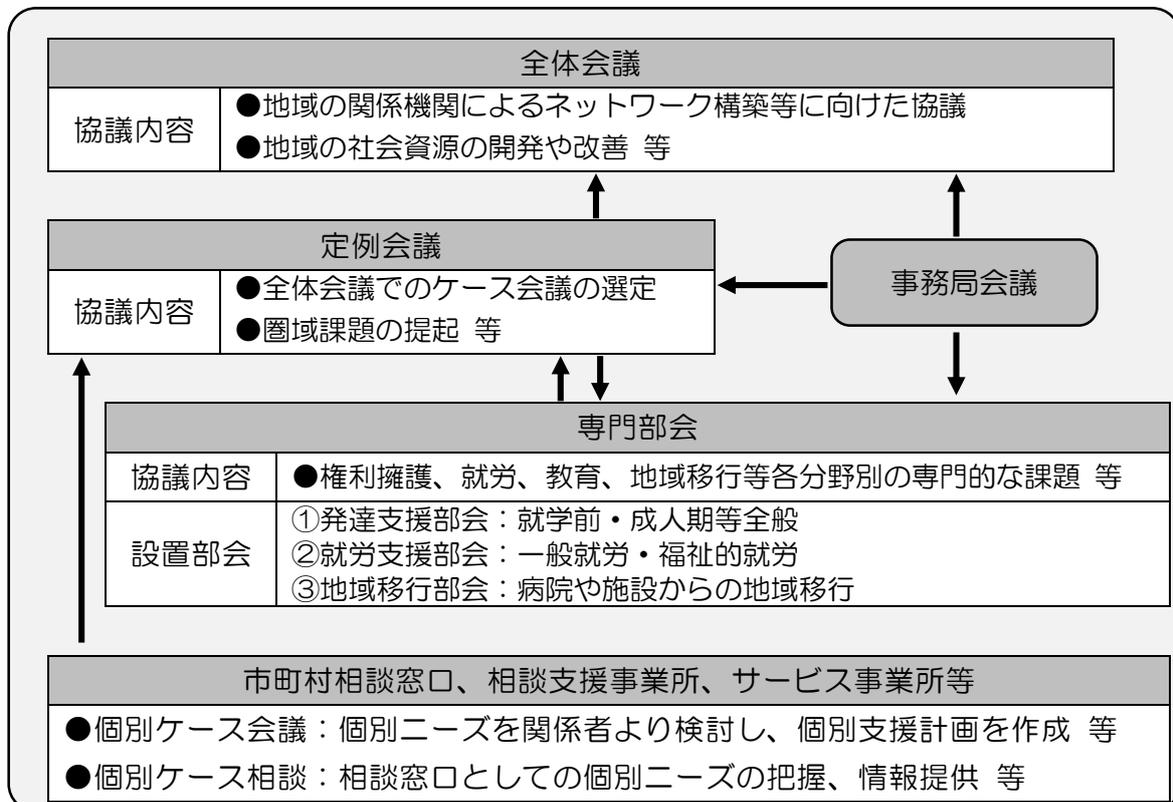
2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制

(1) 西牟婁圏域自立支援協議会

西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援事業者の育成・整備や困難事例への対応についての調整、ネットワークの構築等を行います。

また、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化、地域の社会資源の開発・改善、各種サービス従事者の資質向上を図るための研修の実施等積極的に運営に参加します。

■西牟婁圏域自立支援協議会（西牟婁保健福祉圏域の1市4町で構成）



(2) サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービス及び障害児支援事業等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。

(3) 県との連携

障害福祉サービス及び障害児支援事業で広域的な対応が望ましいものについて、県と連携して提供体制の充実に取組みます。

3. 国の動向に対応した見直し

(1) 制度等の変更にあたっての見直し

今後の国における障害者制度改革の動向をふまえ、必要に応じて本計画を見直します。

(2) 変更点等の周知・情報伝達

国における障害者制度改革に伴い、本計画の内容等に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関・団体等に周知します。

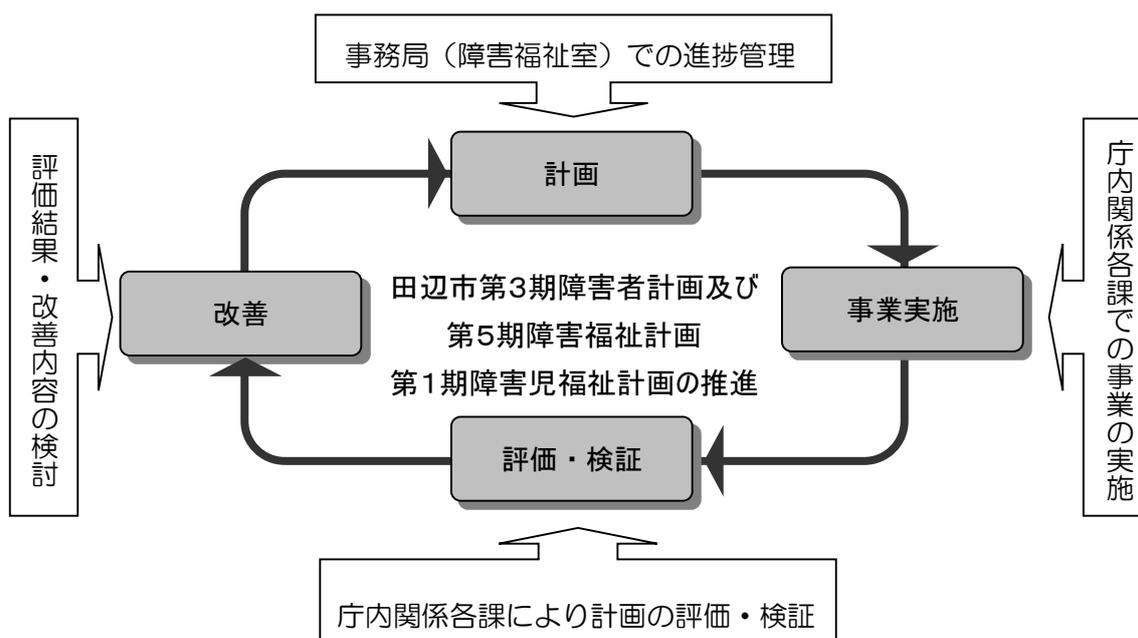
4. 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法

毎年、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、進捗状況を評価することで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

(2) 庁内の連携体制

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内において定期的な協議を行います。



資料編

1. 用語集

用語		解説
あ	医療的ケア	<p>たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」という。</p> <p>基本的に「医師」「看護師」「保護者」のみが医療的ケアを行える。2004年以降、看護師が配置された特別支援学校において、教員が①たんの吸引、②経管栄養、③導尿補助ができるようになった。</p>
	インクルーシブ教育	<p>「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障害の有無に関わりなく誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。</p> <p>「一人ひとりに丁寧な教育」と「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現を目指す教育理念。</p>
か	共生社会	障害の有無や、性別、年齢に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。
	グループホーム	「共同生活援助」のこと。障害のある人が集まって、スタッフの援助を受けながら、一般住宅等で暮らす居住形態。平成26年4月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホームに統合された。
	権利擁護	自分の権利を表明することが困難な知的障害のある人や精神障害のある人、認知症高齢者等の権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み。
	合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車に当たっての手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
さ	児童発達支援センター	地域の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への対応のための訓練を行う施設。
	市民後見人	親族以外の住民による後見人で、専門職の後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。
	社会的障壁	日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。建物の段差等ハード面だけでなく、障害のある人に対する差別的な考え方等、ソフト面の障壁も含む。

れ	障害支援区分	障害の多様な特性と、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、「非該当」から「区分6」までに分けられる。
	障害児支援利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な計画で、児童の解決すべき課題や支援方針、利用するサービス等が記載される。
	職員対応要領	事務や事業を行なうに当たり、職員一人ひとりが障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための対応要領のこと。 (「障害者差別解消法」第10条第1項に基づく)
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。 「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」がある。
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害ある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
た	田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」	本市から障害者相談支援事業の委託を受けた4つの法人の相談支援専門員が常駐する相談窓口として、平成20年4月に設置された。障害種別に関わらず、障害のある人とその家族、関係者への必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害のある人のエンパワメントを高める視点からの支援を行う。 平成24年4月、本市の基幹相談支援センターとしても位置づけられ、現在は、委託相談の4人の相談支援専門員のほか、圏域実施の「基幹相談支援センター等機能強化事業」「地域移行のための安心生活支援事業」の担当者2人、自立支援協議会兼「ゆめふる」の事務担当者1人の合計7人が常駐している。
	田辺市バリアフリー基本構想	本市が、平成20年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定。本市がバリアフリーを推進するための理念及び方針を定めるとともに、JR紀伊田辺駅、田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター及び紀南文化会館を含む直径1kmの範囲を重点整備地区として、この地区のバリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に進める基本構想となっている。 この基本構想に基づき、JR紀伊田辺駅構内のエレベータ及び障害者対応型便所等が設置された。
	地域生活支援拠点	地域における居住支援のための機能強化として、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に対し、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する拠点。 整備体制には、5つの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担する「面的整備型」等が考えられる。

た	地域包括ケアシステム	<p>住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・福祉・生活支援等が連携し、支援が一体的に提供できる、サービス提供体制のこと。</p> <p>もともとは、高齢者が地域生活の継続のために提唱されたが、本計画から精神障害のある人の地域生活を推進する立場から用いられている。</p>
	地域包括支援センター	<p>各区市町村に設置される、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。</p>
な	西牟婁圏域自立支援協議会	<p>田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町を範囲として組織された障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会。</p> <p>協議会は、地域の障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者などで組織し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行い、圏域市町に居住する障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>西牟婁圏域自立支援協議会は平成 19 年 9 月に設置、現在は、発達障害部会（就学前・学齢期青年期）、就労支援部会（一般就労・福祉的就労）及び地域移行支援部会（精神・身体知的）の部会を組織している。関係市町から負担金を確保し、事務局員の配置、圏域で実施の「基幹相談支援センター等機能強化事業」「地域移行のための安心生活支援事業」の活用により、人材育成のための各種研修、圏域の課題解決等に向けた活動に取り組んでいる。</p>
は	発達障害	<p>発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。</p> <p>（「発達障害者支援法」第 1 章第 2 条）</p> <p>なお、症状が軽い「アスペルガー症候群」等も含めて、「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶこともある。</p>
	バリアフリー	<p>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。</p> <p>段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。</p>

は	避難行動要支援者	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。</p> <p>（「災害対策基本法」第49条の10）</p> <p>平成25年の災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、名簿の作成が義務付けられ、これに基づくものは「避難行動要支援者名簿」と呼び、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難の確保や安否確認等に活用する名簿のこと。</p>
	福祉的就労	<p>障害が理由で一般就労が困難な人が、訓練施設や就労継続支援事業所において職業訓練等を受けながら作業を行うこと。</p>
	福祉避難所	<p>災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。</p>
	法人後見	<p>社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人やNPO法人等が後見人となり、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。</p> <p>法人が後見人となることで、継続性や、長期的支援等が期待される。</p>
	法定雇用率	<p>官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障害者雇用の割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている。</p>
ま	民生委員・児童委員	<p>「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて地域に設置が定められ、住民の信頼を受けた地域の世話役として地域住民のよき相談相手となり、地域の高齢者や児童、障害のある人等、福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、窓口として行政等につなげる役割を担う。</p>
	ライフステージ	<p>人の一生における、さまざまな段階のこと。幼年期・児童期・青年期等年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。</p>
ら	リハビリテーション	<p>障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指し、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動をいう。</p>

2. 田辺市障害者施設等一覧

設置主体	施設・事業所名	実施事業名	定員	所在地		電話番号	併設事業等
(福) 大塔あすなろ会	あすなろ木守の郷	施設入所支援	50	646-1331	木守339	62-0431	
		生活介護	56				
		短期入所(空床利用型)	—				
	あすなろ平瀬の郷	施設入所支援	50	646-1214	平瀬1161	63-8010	
		生活介護	58				
		短期入所(併設型)	—				
		計画相談支援	—				
	ささゆり作業所	就労継続支援B型	20	646-1322	面川1453-3	62-8020	
	ささゆり作業所(木守)	就労継続支援B型	20	646-1331	木守340-3	62-0431	
	やまびこふなっこ	共同生活援助	7	646-1338	合川483-10	—	
	やまびこ五味	共同生活援助	6	646-1332	五味442	—	
	やまびこ木守	共同生活援助	7	646-1331	木守339	—	
	やまびこダ・カーポ	共同生活援助	7	646-1331	木守450	—	
やまびこ小川	共同生活援助	7	646-1101	鮎川3722-10	—		
やまびこいば	共同生活援助	7	646-1101	鮎川2982	—		
(福) 中辺路白百合学園	中辺路白百合学園	施設入所支援	40	646-1435	中辺路町小皆74	64-1484	日中ショート
		生活介護	40				
		短期入所	—				
白百合高原ホーム	共同生活援助	4	646-1417	中辺路町川合1832	—		
(福) 南紀のぞみ会	のぞみ園	施設入所支援	38	646-0015	たきない町21-38	24-4300	日中ショート
		生活介護	38				
		短期入所(併設型)	—				
	第二のぞみ園	施設入所支援	40	646-0101	上芳養2915	37-8058	日中ショート デイサービス
		生活介護	40				
		短期入所(併設型)	—				
	エール作業所	就労継続支援B型	20	646-0015	たきない町7-12	33-7466	
ホームきらり	共同生活援助	6	646-0011	新庄町3394	—		
指定特定相談支援事業所りんく	計画相談支援	—	646-0015	たきない町7-12	33-7466		
(福) 県福祉事業団	小規模多機能型 居宅介護事業所きずな館	基準該当生活介護	—	645-0411	龍神村宮代176	78-0821	日中ショート(障害児のみ) デイサービス
		基準該当短期入所	—				
	みずホーム	共同生活援助	7	646-0214	上三栖61-1	—	
(福) ふたば福祉会	ふたば作業所	生活介護	20	646-0023	文里二丁目6-2	25-2781	
		就労継続支援B型	10				
	ふたば第二作業所	生活介護	25	646-0023	文里一丁目13-9	25-4195	日中ショート デイサービス
		就労継続支援B型	15				
	容器・包装リサイクルセンター	就労継続支援B型	35	646-0053	元町2291-6	25-3442	
	たなかの社	生活介護	12	646-0056	芳養町3216-19	26-1310	
		自立訓練(生活訓練)	24				
	はっぴーわーく	就労移行支援	10	646-37	磯間24-15	26-4024	
		就労継続支援B型	10				
	くじら作業所	就労継続支援B型	10	646-0061	上の山二丁目12-58	22-4965	
	通園ありんこ	児童発達支援	10	646-0056	芳養町3216-19	25-5539	
	か〜た	放課後等デイサービス	10	646-0061	上の山1-17-15	24-3909	
	ふあいん	放課後等デイサービス	10	646-0056	芳養町3216-19	25-5569	
	ほうかごきっず	放課後等デイサービス	10	646-0056	芳養町3216-19	25-5549	
	ふたば神島ホーム	共同生活援助	14	646-0015	たきない町22-19	—	
	奥平マンション	共同生活援助	7	646-0004	下万呂942-78	—	
	ふたばもりもりホーム	共同生活援助	4	646-0003	中万呂610-19	—	
	ふたばゆったりホーム	共同生活援助	5	646-0023	文里一丁目32-8	—	
	ふたば学園ホーム	共同生活援助	4	646-0024	学園17-1	—	
	ふたば朝日ヶ丘ホーム	共同生活援助	5	646-0027	朝日ヶ丘25-9	—	
ふたば芳養ホーム	共同生活援助	7	646-0063	芳養松原二丁目7-9	—		
田辺・西牟婁障害児者 支援センターり〜ふ	地域移行支援・地域定着支援	—	646-0061	朝日ヶ丘19-9	25-5161	在宅リハビリテーション推 進機能強化事業実施施設	
	計画相談支援・障害児相談支援	—					

設置主体	施設・事業所名	実施事業名	定員	所在地	電話番号	併設事業 等
(福) やおき福祉会	陽だまり	就労継続支援B型	20	646-0015 たきない町22-13	24-2880	
	やおき工房	就労移行支援	7	646-0216 下三栖1475-201	33-7784	
		就労継続支援B型	24			
	すまいる	就労移行支援	8	645-0002 みなべ町芝569	72-5643	
		就労継続支援B型	20			
		計画相談支援・障害児相談支援	-			
	古道ヶ丘	就労継続支援B型	30	646-1421 中辺路町栗栖川844	64-1883	
	龍の里作業所	就労継続支援B型	20	645-0417 龍神村柳瀬1030	78-2281	
	本宮くまのこ作業所	就労継続支援B型	10	647-1731 本宮町本宮1301-2	0735-42-0001	
	ハモニティ	就労継続支援B型	20	646-0023 文里二丁目30-12	26-9454	
	ゆうあいホーム	共同生活援助	19	646-0015 たきない町22-15	24-2013	日中ショート
		短期入所(併設型、空床型)	-			
	すてっぷはうす	共同生活援助	6	646-0015 たきない町23-43	-	
	クローバーホーム	共同生活援助	5	646-0025 神子浜一丁目22-15	-	
	サン・ヒルズ	共同生活援助	5	646-0027 朝日ヶ丘2-6	-	
	オレンジ	共同生活援助	4	646-0027 朝日ヶ丘2-6	-	
	ユースセブン	共同生活援助	7	646-0025 神子浜一丁目16-12	-	
	アップル	共同生活援助	3	646-0024 学園14-4	-	
	こどうの家	共同生活援助	5	646-1421 中辺路町栗栖川185-1	-	
	第2こどうの家	共同生活援助	6	646-1421 中辺路町栗栖川351-4	-	
紀南障害者地域活動支援センター	地域活動支援センターⅢ型	-	646-0061 上の山二丁目23-52	26-8830		
紀南障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センター	-	646-0061 上の山二丁目23-52	26-8830		
紀南障害者地域生活支援センター	地域移行支援・地域定着支援	-	646-0011 田辺市新庄町2744-58 セレナヴィータビル2F	23-3667	県長期入院精神障害者 地域移行促進事業	
	計画相談支援・障害児相談支援	-				
(福) 田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会 田辺事業所	地域移行支援・地域定着支援	-	646-0028 高雄一丁目23-1	24-8319	デイサービス(田辺 事業所、龍神事業所 のみ)
		計画相談支援・障害児相談支援	-			
(NPO)アルファ田辺	アルファ田辺	就労継続支援B型	20	646-0028 高雄一丁目23-1	25-4174	
(NPO)絆	エコファーム絆	就労継続支援A型	20	646-0056 芳養町3216-19	26-5660	
(NPO)はまゆう作業所	はまゆう作業所	就労継続支援A型	40	646-0036 上屋敷町二丁目18-6	26-2665	
(NPO)かたつむりの会	町家カフェ上屋敷二丁目	就労継続支援A型	20	646-0036 上屋敷二丁目6-31	20-5595	
		就労継続支援B型	10	646-0036 上屋敷一丁目7-28	25-3888	
(NPO)かたつむりの会	指定特定相談支援事業所 町家カフェ上屋敷二丁目	計画相談支援	-	646-0036 上屋敷一丁目7-28	25-3888	
(NPO)歩の会	あゆみ福祉農園	就労継続支援A型	10	646-0056 芳養町3216-19	24-2444	
		就労継続支援B型	10			
	あゆみ福祉販売所	就労継続支援A型	20	646-0023 文里二丁目34-15	34-2090	
	あゆみ福祉食堂	就労継続支援A型	10	646-0058 目良36番30号	34-2416	
(株)きりり福祉会	相談室つくし(休止中)	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0011 新庄町3353-9 和歌山 県立情報センター Big-U 1F 108号	33-7857	
(NPO)ゆうあい	城山ホーム	共同生活援助	7	646-0217 城山台35-8	-	
	yourself	地域移行支援・地域定着支援 計画相談支援	-	646-0011 新庄町2744-58 セレナヴィータビル2F	47-4507	
(NPO)ころん	ひまり	児童発達支援	10	646-0216 下三栖1499-82	81-2388	
		放課後等デイサービス				
		保育所等訪問支援				
(NPO)ほかぜ	いちか	放課後等デイサービス	10	646-0216 田辺市下三栖142	34-3136	
(株)高垣幸夢店	ハッピーテラス とうけい神社前教室	放課後等デイサービス	10	646-0032 下屋敷町11-2階	33-9380	
(有)エス・オー・イー	障害児・者相談支援センター さくらホームヘルプサービス	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0216 下三栖1471-10	26-3473	
(株)ZENSHIN	ケアサポート カタチ	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0051 稲成町189-4 第2マルビシビル2F	33-7967	
(株)翔栄	障害児・者相談支援センター彩り	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0052 むつみ13番5号 むつみコーポ202号	34-2005	
(合)サンオリエント	相談支援事業所エイト	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0027 朝日ヶ丘14-46-101号	81-2585	
(合)トライアングル	相談室ふらっと	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0027 朝日ヶ丘22-55	26-8777	
(合)希望のかけはし	森音一MORION相談支援事業所	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0050 天神崎18-2	20-1952	

4. 策定過程

日 時	内 容
平成 29 年 7 月～8 月	アンケート調査の実施
平成 29 年 7 月 31 日	第 1 回 田辺市障害者施策推進協議会開催 【議事の内容】 ■平成 28 年度の計画実施状況等について ① 障害者計画の実施状況について ② 障害福祉計画の実施状況について ■第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画の策定について ① 障害者計画及び障害福祉計画の概要について ② アンケート調査実施の報告 ③ 策定スケジュールについて ■その他
平成 29 年 8 月～9 月	関係団体アンケート及びヒアリングの実施
平成 29 年 11 月 9 日	第 2 回 田辺市障害者施策推進協議会開催 【議事の内容】 ■計画の策定について ① アンケート調査の報告について ② 田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害福祉計画の基本概要について ③ 田辺市の現状について ■田辺市職員対応要領について ■その他
平成 29 年 12 月 21 日	第 3 回 田辺市障害者施策推進協議会開催 【議事の内容】 ■田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害福祉計画（素案）について ■その他
平成 30 年 1 月 22 日 ～2 月 16 日	パブリックコメントの実施 ■田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害福祉計画（素案）について
平成 30 年 2 月 27 日	第 4 回 田辺市障害者施策推進協議会開催 【議事の内容】 ■パブリックコメントの結果について ■田辺市第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害福祉計画（素案）について ■田辺市職員対応要領について ■その他

5. 田辺市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、田辺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員45人以内で組織し、委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年10月7日条例第17号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日〔平成24年5月21日〕から施行する。

6. 平成 29 年度 田辺市障害者施策推進協議会

平成 30 年 3 月現在

	選出機関・ 団体名	所属団体	役職	氏名	備考
1	学識経験者	田辺市身体障害者連盟(視覚)	理事	有木 まり子	
2		田辺市身体障害者連盟(聴覚)	理事	愛瀬 貞夫	
3		田辺市身体障害者連盟(肢体)	副会長	米田 昭朝	
4		田辺市障害児者父母の会	副会長	岡田 千陽	
5		紀南メンタルヘルス家族の会	代表	早稲田 早苗	
6		和歌山県自閉症協会	会長	大久保 尚洋	◎
7		西牟婁圏域自立支援協議会 (入所施設)	(福)中辺路 白百合学園施設長	尾崎 勝芳	
8		西牟婁圏域自立支援協議会 (通所施設)	(福)ふたば福祉会 理事長	米川 徳昭	
9		田辺市障害児者相談 支援センター ゆめふる	相談支援専門員	岩崎 剛久	
10		紀南障害者就業・生活 支援センター	センター長	清水 望	
11		田辺市医師会	理事	上田 正直	
12		田辺市社会福祉協議会	会長	野見 陽一郎	
13		田辺市民生児童委員協議会	主任児童委員 副代表	能城 美智代	
14		田辺市自治会連絡協議会	副会長	宮本 弘之	
15		田辺市議会 (文教厚生委員会)	議員	前田 佳世	
16	学識経験 公募委員	公募委員		龍田 俊夫	
17		公募委員		谷中 秀美	
18		公募委員		鳥淵 佳寿	
19	関係 行政機関	紀南病院	病院長	赤木 秀治	
20		紀南こころの医療センター	病院長	糸川 秀彰	
21		西牟婁振興局健康福祉部	部長	藤井 敦弘	
22		紀南児童相談所	所長	森田 格	
23		田辺警察署	署長	森 昇治	
24		田辺公共職業安定所	所長	福岡 信一	
25		田辺市小・中学校校長会	会長	廣田 敬則	
26		はまゆう支援学校	校長	中元 晶子	
27		田辺市保健福祉部長		木村 晃和	

※◎：協議会会長

田辺市
第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

発行・編集：田辺市 やすらぎ対策課 障害福祉室

発行日：平成30年3月

電話：0739-26-4902 FAX：0739-25-3994
